

平成26年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

平成26年 12月 5 日 開会

平成26年 12月 8 日 散会

大多喜町議会

平成26年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録目次

第 1 号 (12月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
一般質問	6
山田久子君	6
野村賢一君	24
麻生勇君	41
志関武良夫君	55
渡邊泰宣君	59
野中眞弓君	73
吉野僖一君	88
会議時間の延長	95
日程の変更	100
散会の宣告	100

第 2 号 (12月8日)

出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定による出席説明者	103
本会議に職務のため出席した者の職氏名	103
議事日程	104

開議の宣告	105
追加日程	105
一般質問	105
根本年生君	105
吉野一男君	124
報告第1号	145
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
追加日程について	180
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
休会について	186
散会の宣告	186
署名議員	189

第 1 回大多喜町議会定例会 1 2 月会議

(第 1 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成26年12月5日（金）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	三上清作君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	大竹義弘
------	-------	----	------

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

本年も残すところわずかとなり、時節柄大変お忙しい中、議員各位を初め執行部の皆様には、第1回議会定例会12月会議にご出席をいただき、まことにご苦労さまです。

さて、本日の会議日程ですが、9名の議員による一般質問が予定をされております。活発な議会となりましたことに対し、お礼を申し上げます。どうか議事の進行に当たりましてはよろしくご協力いただきますよう、お願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

本日、12月5日は休会の日ですが、議事の都合により第1回議会定例会を再開いたします。これより、12月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成26年第1回議会定例会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には、師走の大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、11月会議以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書により、ご了承いただきたいと思います。

12月に入りまして寒さが増し、北国からは本格的な冬の訪れを告げる便りも聞かれるようになりました。

また、この2日に公示された衆議院議員選挙は、14日に投開票が行われますが、いわゆるアベノミクスの成果や消費税引き上げに関する問題、景気回復、安全保障などをめぐって論戦が繰り広げられております。いずれにしても、今後の日本の行方を決める大切な選挙になりますので、その結果が大変注目されるところでございます。

さて、町では、12月1日から、ふるさと納税していただいた方へ特産品や感謝券を贈呈する新たな制度をスタートさせたところでございますが、反響が大きく、本日の朝の時点で

128件、172万円の寄附の申し込みがありました。これからどれだけ成果を上げられるかということは、しばらく推移を見なければ判断できませんが、滑り出しとしては上々の結果ではないかと思っております。

今後は、寄附していただいた皆様の期待に沿うよう、関係事業者と協力し、特産品の充実やサービス向上に努め、少しでも多く寄附していただいて、これが地域の振興発展につながるよう努力していきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、ご理解と一層のご支援をお願い申し上げます。

本日の12月会議でございますが、この後、9名の議員による一般質問が予定されており、その後、8日月曜日には人権擁護委員候補者の諮問や条例の一部改正、一般会計や特別会計の補正予算などの議案を提出させていただいておりますので、各議案とも十分にご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会11月会議以降の議会関係の主な事項につきましては、お配りいたしました議会諸報告によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち11月26日に開催された夷隅環境衛生組合議会関係について、8番渡邊泰宣君から報告願います。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、平成26年第3回夷隅環境衛生組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

去る11月26日午後1時30分に、平成26年第3回夷隅環境衛生組合議会臨時会が招集され、私が出席いたしました。

執行部から付議された事件は、夷隅環境衛生組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、平成26年度夷隅環境衛生組合会計補正予算の2件でありましたが、いずれも可決されました。

なお、詳細は皆様のお手元に配付の議案の写しのとおりです。

以上で、夷隅環境衛生組合議会の報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

続きまして、同じく同日に開催されました国保国吉病院組合議会の関係につきましては、9番吉野僖一君から報告を願います。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、渡邊議員からも報告のあった同日午後2時半から、国吉病院組合議会臨時会が開催されまして、議案1件、国保国吉病院組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について審議されました。

内容は、第1条、国保国吉病院組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正するという事で、第20条第2項第1号中、100分の67.5を100分の82.5に改め、同項第2号中、100分の32.5を100分の37.5に改める。

附則第5項中、100分の1.0125を100分の1.2375に、100分の67.5を100分の82.5に改めるということで審議され、可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

続きまして、11月27日に開催されました夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の関係につきましては、4番麻生勇君から報告願います。

4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） では、報告いたします。

11月27日、平成26年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催されました。私と野村議員が出席しました。当日は、私の紹介と議席の指定があり、自己紹介を行いました。

当日の議案は、2件の上程がありました。一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正の条例の制定についてと、平成26年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合の一般会計の補正予算が審議されました。いずれも人事院勧告によるものでありまして、採決の結果、賛成多数で議案は承認されました。

以上です。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

また、日本軍海兵隊を名乗る片木豊氏から、「横田めぐみさん拉致事件に関する陳情書」が提出されております。

議会運営委員会において、取り扱いについて協議をいたしましたが、陳情の趣旨をご理解いただくために、その写しを議員各位のお手元に配付をいたしましたので、ご承知願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君）　これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

7番　志　　関　武良夫　君

8番　渡　　邊　泰　宣　君

を指名します。

◎一般質問

○議長（小高芳一君）　日程第2、一般質問を行います。

◇　山　田　久　子　君

○議長（小高芳一君）　通告順に発言を許します。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君）　皆様、おはようございます。

10番、公明党の山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、臨時福祉給付金等の給付に際し、ご尽力をいただきました関係者の皆様に御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、町では平成27年度の予算編成が進められているころと思われます。衆議院も解散されている中、定まらない点も多いのではないかとと思いますが、現時点での執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

大綱1としまして、初めに平成27年度予算編成における町政運営の基本姿勢について、町長にお伺いいたします。

○議長（小高芳一君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　山田議員さんのご質問でございますが、平成27年度予算編成における町長の町政運営の基本姿勢ということでございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

私は、町政運営の基本姿勢としましては、国の厳しい財政状況の中、町の財政基盤の安定・強化と定住人口の増加を図り、若い世代が残れるまちづくりを推進する。そのためには公債費の減少を図るとともに、協働のまちづくりを推進すること、そして人材育成を基本とした本町の行政運営を展開したいと考えております。

また、新年度の予算編成に向けてということで、町の財政は非常に厳しい中でございますが、まず人口減少問題について、これは全ての施策に関連しますが、交通政策として、若年層の転出の防止と定住化を図るため、高速バスの利便性を向上させ、大多喜町から都心の企業や大学に通えるように積極的に取り組みます。

さらに、働き場所の確保については、今までと同様に誘致を進めてまいりますが、高速バスを利用した就業先の拡大を図ること、さらに町内の交通政策についてもあわせて取り組んでいく考えであります。

また、宅地開発等につきましては、民間の活力を導入するため、農業振興地域の解除が容易にできるように、国や県に積極的に働きかけてまいります。

ふるさと納税制度につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおりですが、さらにふるさと納税を推進し、あわせて町内の農業、商業等の活性化を図る所存であります。

町の健全な財政を維持していくために、限られた財源を有効に活用し、少しでも町民の要望にお応えできるよう、予算編成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。今、町長のほうからご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

今のお話の中から、それぞれが重点ということであるとは思いますが、特に来年度、この点について力を入れていきたい、そういうふうに思っていच्छる点がございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、予算編成の中でも申し上げましたように、やはり若者の定住化ということ、これはいろいろアンケート調査等でもこの意見が相当出ております。そういうことで、若い方の定住化ということに向けて、これはすなわち人口減少をとめていくということになりますので、これが最大の課題であります、これがまた町の最大の政策の柱になるわけです。

これは、今お話ししましたように全てに関連していきますので、今お話し上げたのが代表

的なところでございますが、そのほかにもここから全ての施策が動くということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、各課では、今の町長のそういった方針を受けまして、それぞれ予算編成を進めていらっしゃるかと思います。

その中で、各課におきます重点施策として考えている事業は何があるのか、また、それがどのような理由でその施策として考えているのかということにつきまして、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、初めに、企画財政課から各課へ通知いたしました平成27年度予算の編成方針について、その概略をご説明させていただきます。

平成27年度の予算編成に当たっては、職員一人一人が財政状況を十分に理解し、町税収入を初め財源確保に努めるとともに、行政サービスの受益と負担のバランスのとれた予算編成を基本としています。全ての事務事業の必要性、効率性及び効果について、徹底的な見直しを行い、総合計画との整合性を図りながら、予算編成を行うこととしております。

歳入につきましては、課税客体の的確な把握、滞納整理の促進、城見ヶ丘団地や未利用地の積極的な売却、受益者負担の適正化など、あらゆる面から歳入を見直し、財源を確保することとしております。

歳出につきましては、各事業の必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討し、廃止も含め全般にわたり見直しを行うこととしております。

平成27年度の予算要求基準につきましては、実績によることなく見直しを行い、事業費の抑制に努め、前年度当初予算に対し、基本として一般財源ベースで5パーセント以上の減額を行うこととしております。

また、各種団体への補助金は、おのおのの事業計画、予算、決算状況について精査し、過大な繰越金のある団体については補助額を引き下げ、繰越金の縮減を図るようにしております。

限りある財源を有効に活用するため、各事業の予算については、安易に前年度の例に従うことなく、今必要なことは何か、なくてはならないものは何かを見きわめ、優先順位につい

ても再検討を行い、最少の経費で最大の効果を上げられることを基本的な編成方針としております。

新年度の予算編成につきましては、現在各課からの要望事項の取りまとめの段階でございます。その要望内容に対しましては、この12月会議が終了した段階で町長、副町長と協議をしていきますので、今の段階でお答えできる内容といたしましては、先ほど町長からお話のあった重点的な施策、それと既に債務負担行為を設定させていただきました総元小学校、大多喜小学校及び上瀑小学校3校の統合に伴い、児童の安全な通学を確保するために、総元小学校区と上瀑小学校区にスクールバスを運行すること、及び防犯灯のLED化の推進について、これらは計画どおりに実施していきたいと思っております。

また、議会において決議をいただき、12月会議にも議案を上程させていただいております中学生の通院時の医療費について、4月から公費で負担する予定であります。

その他の事務事業につきましては、予算編成方針に基づき、各課から予算要求がされたものということで考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、各課ということをお願いしましたが、企画財政課長の代表というご答弁であったのかというふうに考えさせていただきます。

その中で、中学生の医療費を来年度からということで、これは私のみならず議会としても非常にありがたい、本当によろしく申し上げますと、そういったところであるかと思います。

また、今お話もございましたけれども、さまざまな点で歳出の見直し、また、補助金やそういったものを含めましてきちっと見直しをしていくといったお話もございました。今、町の中でもさまざま、お金がないということは十分承知はしておりますが、町民の皆様からそれぞれご要望もございます。その中で、私が町民の皆様からお聞きしましたお声を何点か、ご質問としてさせていただきたいと思います。

町民の皆様が安心して住み続けられる町である必要があるのではないか、今ここが非常に問われてきているのではないかと思います。たびたび何かの機会で申し上げさせていただいていることですので、また同じことを言っていると、このように思われるかもしれませんが、まさしくたびたび言っていることが今求められているんだということをご認識いただきまして、ご答弁をいただけたら幸いかと存じます。

まず初めにお伺いさせていただきますが、携帯電話の難受信地域、地デジテレビの難視聴地域があるということがありますけれども、この点について町はどのように考えていらっしゃる

やいますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 携帯電話の不感エリアといたしまして、平成25年度の関東通信局の調査によりますと、町内42世帯が不感エリアということで判定されております。

この不感エリアを解消するためには、基地局施設を整備して、かつ携帯電話交換局との間に伝送路施設を整備する必要があります。不感エリアにつきましては、事業者の採算性の問題から整備が進んでおらず、エリア拡大が非常に困難な状況でございます。今後、事業者に対してこの整備要望を行いたいというふうに考えております。

それと、もう一点の地上デジタル放送の関係でございますが、これにつきましては難視地域の解消ということで、総務省のテレビ受信者支援センターが今まで取り組んできております。

平成26年11月現在で、町内で対策が未了なものにつきましては、個人が2世帯、それと企業が2社ということで伺っております。そのうち、個人2世帯と企業1社につきましては、対応方法が確定し、または工事予定というようなことになっております。1社だけが対応方針を確認中ということで、町のほうでは伺っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。町のほうも認識をさせていただいているということでございますけれども、テレビのほうは大分進んできているということで、本当に安心をいたしました。

携帯電話につきましては、私の認識では、今いただいた数字よりももっと多いのではないかなという、そんな感じがいたしております。

例えば、家の中におきまして、宅内のアンテナをつけて、線を引っ張った範囲内で聞こえるんだけど、ちょっと場所が違ってもつながらないとか、また、道路に出るとつながらないというような状況の中で、大多喜町に訪れていただいております観光客の皆様からも、非常に不便だという、こういったお声を聞いております。

今、課長さんのお話では、事業者の方に整備を求めているということでございましたので、今の42世帯のみならず、町全体としてももう少し電波の普及がいくように、ご対応を進めていただければありがたいかと思います。

基本料金は同じ料金を取られていますね。正直な話、つながらないんだったらもっとまけ

ていただきたいという、これが本音の部分かなとは思いますが、でも、できるだけこの辺の整備、やはり今、テレビですとか携帯電話が使えるというのは、もう生活の中で当たり前の部分になっていると思いますので、ぜひこちらのほう、またよろしく願いたいと思います。

続きまして、先ほど町長のお話にもございましたけれども、交通対策という点でお伺いをさせていただきます。

高齢者や若者、子供を含め、免許証がなくても困らない生活交通対策が求められているのではないかと思います。町の総合交通対策の進捗状況はどのようなになっているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町内の交通体系ということだと思いますが、児童の送迎をスクールバスで実施するというので、実施が決定いたしました。このため、既存の公共交通、交通政策を踏まえ、町にとってどのような方法により交通弱者と言われる皆様の足を確保するか、これをデマンド交通や巡回バスなどの経費を比較して、高速バスと一体的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） いつもいただいているご答弁かなと、正直なところそういう感じを受けさせていただきます。

スクールバスを実施していただきましたこと、これは母親として、子供の送り迎えを私もしてきた経験上、本当にありがたい、そういうふうに思っております。

しかしながら、大多喜町に住んでいて不便を感じるのは、学校や保育園の送り迎え、それだけではなく、日常生活に対する不便さというものを感じていることが多いのではないかと思います。

大人は車を運転できます。これが当たり前の生活になっていますので、車のない人たちの生活をちょっと忘れがちになってしまいます。ところが、やはり子供たち、友達のところ遊びに行くにも、親が、またおじいちゃん、おばあちゃんが乗せていっていただかなければ出かけることもできない、お友達のところで遊ぶこともできない。高齢者の方におきましては医者に行くのも不便である、こういったお声を聞いております。

町では、福祉タクシー等手厚い対応をしていただいておりますけれども、面積の広い大多喜町では自己負担額に大きく差が生じていると思います。住んでいる地域によっては、医療

施設を例にとりましても、鴨川市や茂原市、勝浦市やいすみ市のほうが通院に近い場合もありますが、こちらへの乗り入れは、町外ということで使用できないということが多いのではないかと思います。通院のたびに子供さんに会社を休んでいただいております、お子さんの仕事を心配する声もあります。このような状況について町はどのように思われますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 山田議員さんのご質問の趣旨はよくわかります。しかしながら、これは国の補助とか県の補助があるわけではございません。それで、町民の皆様を全て満足させるということは大変な財源が必要になります。

そういうことの中で、先ほどもお答えしましたように、いかに少ない費用でそういう皆さんが満足できるような交通体系というのは、確かにいつも同じような答弁だというお話もございますが、これは町民の税金でございますので、できるだけ費用のかからない形で満足できるような体系というものは、そう簡単にできる話ではございません。

ただ、私ども手を抜いているわけではなくて、今、一生懸命所管課のほうでも検討を加えております。ですから、先ほども申しましたように、全体の交通体系として考えてまいりますが、やはり最終的には財源をどうするかということ。こういうものは、一度始めたらなかなかやめられません。ということは、財政力の弱い町としてそれを続けられるかどうか、そういういった財政の安定基盤が維持できるかということになります。

ですから、そういったことを含めて今進めております。多少時間がかかろうと思いますが、しっかりとやってまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町長の今のお話、正直なところ本当によく理解できるところもございます。

しかしながら、大多喜町ではほかの地域よりも高齢化率が高くなっております。特に山間部におきましては、お年寄りの単独世帯、またお年寄りのみの世帯もふえてきております。町の平均よりも高齢化率も高い状況でございます。お医者さんに通う率も必然高くなってまいっております。

そういう中で、足というものが非常に重い状況になっております。80歳を過ぎ、80半ばを過ぎ、免許を持って車に乗るのは、足がなければ病院に行くこともできない、買い物もそうでございますけれども、本当にそういうせっぱ詰まった状況の中で、運転はしたくないんだけれども、しなければここでは生きていくことができないという中で、高齢者の方が免許を

所持しているという、こういう状況がございます。

全ての人が平等にという町長のお立場としての考え方は、十分理解できるところでございますが、そういった一部地域からの実証実験というような形ででも、この交通体系についてスタートしていただくことができないのかと、このように考えるわけでございますが、この点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 実証実験というお話でございますけれども、今、山田議員さんからご質問ありましたように、やはり高齢化が高まるということは、逆に言うと税収が落ちるということになります。それは相反するものなんですね。

ですから、そういったものを考えますと、先ほど答弁しましたように、間違いなく今この計画は進めております。進めてまいります、やはり最終的には財源というものを考えますので、今のご意見としては参考にさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それでは、最後に、この交通体系のことにつきましては最後にということで、いつごろをめどに計画を進めていただく予定で、町のほうは今進めていただいているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 予算的な面では、多分、新年度予算では直ちに対応するというのは非常に難しいものだと思います。町の中で、今まではどういう形態でやったらいいのかというような議論をいろいろしてきているわけですが、さらに今度は対費用的なものを十分煮詰めて、そして、町として現実にそれで対応できるのかどうかというものを十分協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

ですから、1年間ぐらいはそういう検討、そしてデマンド交通ということになりますと、運営協議会とかそういうものも必要になってくるというふうに思います。段階を追って、できる限り前向きに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私にすると、運営協議会をこれからつくるの、今まで町は何回も何回も交通総合体系ということでお話をさせていただいていたんですけれども、今まで、じゃ何だったのかなと、正直そういうふうに思ってしまう状況でございますけれども、この件に関しまして、本当に生活者の立場に立って、自分が車がなかったらどうするのか、仕事はどう

するのか、買い物はどうするのか、そういった思いに立っていただきまして、本当に真摯にお考えをお願いしたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

続きまして、田畑を続け、地域で生活をしていくことのできる細やかな環境対策と強化は、大規模農家のみならず、それ以外の農家にも目配りをしていかなければならない問題であると思われます。

例えば、有害鳥獣対策等に対する個人農家への支援強化などが喫緊の課題として求められていると思われますが、町はこの点をどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 有害鳥獣の柵の設置事業でございますが、ご存じのとおり農林産物の被害は深刻な問題であり、生産者の意欲をなくし、土地の荒廃が進んでしまうような状況です。

現在、国費による設置事業は受益者3戸以上という要件がございますが、要件に漏れた場合は町単独事業もありますけれども、全国共通の課題でもあり、設置要件の緩和や一部修繕にかかる経費の補助対象など、今後も国に対し要望していきたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、課長からご答弁がございましたように、鳥獣被害防止総合対策交付金というのは3軒以上でないと設置をすることができない。地形や、道路や川が間に挟まってしまったり、また休耕していた田畑を再び農業を始めた場合など、耕作者単体での対応が必要ではないかと思うものでございます。

やはりこの地域で、大多喜町に住んでなりわいをし、生活をしてきた地域性を見たときには、田畑でとれた農作物を自家消費するとともに販売等をして、そのなりわいが成立していたからこそここに住むことができていた、生活をすることができていたのではないかと思います。そのバランスが、今この有害鳥獣等の影響によりまして非常に崩れている。ここで生活することの存在意義をも農家の皆さんは考え始めている、そういった状況ではないかと思っています。

大規模農家の皆様にとって、今やっといろいろな面での施策が入ってきたところでございますけれども、大多喜町におきましては個人農家様のほうが圧倒的に多いのではないかと、このように思うわけでございます。そういった部分におきましては、ぜひ町でも個別の相談に積極的に応じていただきたいと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 柵の設置に関しましては、要望があれば前倒しで進めているところでございますけれども、そういう個人的な意見も聞いていきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしました場合に、個人の相談に応じるというご回答をいただいて、私はちょっとありがたいなと思ったんですが、その場合に、相談に応じますよという周知というんでしょうか、ご連絡というものが町民の皆様のところまで行き渡らないと、広報では3軒じゃないとだめだを書いてあったのでという、そういう認識というのが非常に今多くございます。

周知ということについて、広報等を利用して個人農家様にも相談に応じるということを伝えていただくということは可能でしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ことしも広報に出しましたけれども、町単独事業あるいは国庫事業について広報で周知していますけれども、再度詳細に、3戸といっても、道路を挟んであっても3戸は可能であるので、そういう面について、また農家組合長とかを通して回覧等を回していきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私も今回の広報を見させていただきました。しかし、3戸ということで、ここを見ただけでは、個人農家さんは、個人もしくは自分のところが該当にならない方は、うちはだめだわと、そう思う広報の内容として読み取らせていただきました。

農家組合長を初めとしまして、さまざまな形で、町は力強く個人農家も応援するんだと、そういうような発信をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） そういうふうに進めていきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、やはりこちらも町民の皆様のお声の中からいただいたものでございますが、公共施設の有効活用と6次産業化の観点から、味の研修館や農村コミュニティーセンターを利用し、町民の皆様が地元の農産物等を加工し、真空パックや缶詰などにして販売できるようにし、高齢者の収入や若い方たちの起業のきっかけづくりにつなげていくことができれば

よいのではないかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 生産者が生産、加工して販売する6次産業化についてですが、味の研修館、農村コミュニティーセンターの施設を使ってできないかということでございますが、食品衛生責任者の設置が義務づけられ、複数の生産者が同一施設で加工し、営業行為をすることは、町の施設でもあり、できないと思います。

しかし、6次産業化については、生産者が事業を起こすきっかけになることも考えられますので、6次産業化の事業内容について、産業振興課としても精査していきたいと考えます。以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 6次産業化という面では、ぜひまたお願いをしたいと思うんですが、今、食品衛生法の責任者がなければできないということでございましたけれども、例えば、有資格者の方と一緒に自分のレシピで調理をしていただくとか、有資格者の方を置いて自分のレシピを調理していただき、その方にマージンを払い、自分も商品売ったマージンをいただくという、そういう形でここを使わせていただくというか、そういうことはできないものでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 食品衛生責任管理者を設置するのは義務づけられていますけれども、不特定多数の人がそういう施設に出入りするということができないということでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それでは、この点については私もまた今後しっかりと勉強させていただきたいと思いますが、6次産業化には機械代が重くのしかかると伺っております。機械の購入費が、本当にその借金を返すだけという形になってしまい、商売として展開していくのには大変難しいということも伺っておりますので、ぜひ6次産業化を進められる方がおりました際には、町としても力強いご支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、来年度、平成27年度は町新総合計画の最終年度になりますが、町総合計画の進捗状況と、来年度予算編成を踏まえた上で実施が困難と想定される事業が考えられるのか、また、あるとした場合その事業と理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、初めに新総合計画の進捗状況について、企画財政課のほうからお答えさせていただきます。

新総合計画は、平成13年度から平成27年度までの15年間の計画で、事業費をもとに算出されておりますので、当初の計画額に対する実績額でお答えさせていただきます。

当初計画の事業費につきましては、15年間で165億7,775万8,000円、実績につきましては、平成25年度までの実績ですが、124億1,967万1,000円、進捗率は74.92パーセントでございます。

次に、実施が困難と想定される事業につきましてですが、これは入学祝金事業、公民館バスの購入・更新事業、図書館の第2書庫の建設事業、テニスコートの改修事業、西小のプール室とプールの改築工事、町道改良事業といたしましては、石神大戸線の測量ほか10路線等に係るものが主なものでございます。

それぞれの理由につきまして、それでは簡単に私のほうから話させていただきたいと思えます。

未実施の理由といたしまして、まず入学祝金事業ですが、平成14年度から出産祝金事業を実施し、第1子、第2子は10万円、そして第3子については30万円を支給しておりますので、これらを入学祝い金と並行して実施していくという面については、非常に財政的に厳しいという状況で、どちらか一方ということで、今現在未実施ということでございます。

次に、公民館バスの購入でございますが、これにつきましては現状でまだ運行可能な状態でございますので、これについては先送りしていくということでございます。

それと、図書館の第2書庫の建設ですが、これは既存の書庫を整理して対応していこうということで、これも見送っております。

テニスコートの改修工事につきましては、スポーツ振興くじ助成金に不採択ということで、当面、応急処置にて対応している状況でございます。

それと、建設工事の関係につきましては、やはり限られた予算の中で優先順位を定めて実施しておりますので、計画に上げましたけれども、次期へ繰り越さなければならないというのが、先ほど言った数だけ残っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今言っていただきまして、残っている事業があるということで、そ

それは次期の総合計画に繰り越される予定ということでございますが、その場合、これらの事業は、次期の総合計画の中でも優先的に実施される事業ということに位置づけはなるものなのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それぞれ実施できない困難な理由もございますし、全てそのまま継続するというのではなくて、本当に必要なものかということを十分検討した上で、次の第3次の総合計画には上げていく予定であります。

ですから、必ずこれを繰り越したから優先的にいくというような話にはなっていないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その場合、今期の計画で事業を予定していただいているということで、関係団体ですとか、道路などですと地域の人たちというのは、町がやってくれるということで、大変期待をしていたのではないかと、こういうふうに思うわけですがけれども、それはもう、関係団体や地域には、こういった状況で今年度はできない、来年度までの計画にはできない、また次期総合計画を策定する中でも、今ご答弁をいただいたような状況になるということは、これをお知らせしていく予定というのはあるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいまのご質問でございますけれども、できれば、できなかったところへは、その旨ご理解をいただくようにご説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひお願いしたいと思います。

町民の皆様は、皆さん大人でございますので、それぞれ順番待ちということで我慢をいただいていると思います。そういう中で、期待をしていたものが何の理由もなくやってくれないとなると、どうなっているんだということになってしまいます。やはりご連絡をしていただくということの中で、ご理解をいただくこともできると思いますし、また再度ご要望ということもあるかもしれませんが、お手数をかける仕事ではあると思いますが、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、大綱2の質問に移らせていただきます。

町長は、基盤財政の安定化と強化、人材育成が重要と考える、協働のまちづくりが大事に

なると常々お話をされております。先ほどもこのようなお話がされていたかと思います。

そこで、人材育成に対する町長の具体的な考えをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、冒頭の町長の答弁の中で、総括的な答弁の中ですが、人材育成が必要だということを答弁しておりますので、細かい内容につきましては、職員に関しましては総務課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

人口の減少が続いている現状や、あるいは類似する地方公共団体の職員数の状況などから、本町の職員数については計画的に減らしていかなければならないものと考えております。一方で、行政に対するニーズは年々増加し、業務の内容も複雑になり、また高度化をしております。

このような中で、確実に事務事業を進めていくためには、個々の職員の能力を向上させ、町職員として求められる能力を備えた人材を育成していくことが必要でございます。

また、将来、人口減少、超高齢化社会が訪れますと、行政も従来のやり方では立ち行かなくなり、これまでどおりの行政サービスを提供することが困難になることも予想されますので、このような社会に対応できる豊かな発想を持った職員を育てていきたいというふうに考えます。

具体的にはということです。職員が全体の奉仕者としての使命感、あるいは業務に関する基礎的、また専門的な知識を身につけるということはもちろんでございますが、前例やこれまでの経験にとらわれず常に業務を改善していこうとする意欲、あるいは限られた財源を効率よく活用しようとする意識を持って、また、新しい課題に積極的に取り組む精神を持った職員を育成していくことを目指したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今のご答弁の中で伺いさせていただきます。

まず最初に、人材育成をどのようにしていこうと考えていらっしゃいますでしょうか。イメージは伝えていただきましたけれども、どのようにそういう人材を育てていこうとお考えなのか、伺いさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 現在実施しておりますのは、計画的な研修を実施しておりまし

て、専門的な研修あるいは各階層別の研修、そういうもので昨年度60名受講しております。

そのほかに、内部の研修といたしまして、例えばほかの職場で、道の駅ですとか、あるいは町長が実際講師になって職員階層別に意見を聞く、そういう研修を実施しておりますので、そういう研修を実施していきたいと思います。

そのほか、最も有効な人材育成というのは、職場内で上司が部下を仕事を通じて育成していく、そういうことが一番効果があるというふうに言われておりますので、そのような研修も実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくをお願いします。

職場内でのということでは、挨拶に始まりみたいなご質問も、以前議員さんたちからも出ていると思いますけれども、そういった部分、また役場の中でのコミュニケーションというような部分も必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひそういったご指導も踏まえましてお願いをしたいと思うわけでございます。

それともう一点、今のお話の中で専門的な研修というお話がございました。町民の皆様の中からも専門職の必要性ということをたびたび最近耳にするようになりました。有害鳥獣対策に対する対応、それから農業や林業に対する指導員的なものも含めまして、その他さまざまな分野があるかと思いますが、本当に専門職を指導できる人、そういう職員が必要ではないのかというお声を大変耳にするようになっておりますが、今、専門職の指導ということでございましたが、専門職とはこういった職種の方に対してどういう指導をされているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 専門ということですが、内容としましては、その業務に関してということで、例えば税務の研修ですとか、あるいは農政の研修、あと、これは専門といえますか、職員ですと必要になりますが、条例改正とか規則とかございますので、そういう法制の研修、あるいは契約事務とか財務事務とか、そういう専門的な研修という意味でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そういった研修というのは、町の中で行っているんでしょうか、それとも外部組織のところへ行っての研修、そういった形を行っているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 専門研修は、主に千葉県の自治研修センターというのが千葉市にございます。そこで専門の講師から講義を受けております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その研修を行っていただいた後の判断というのは、どなたがされているのでしょうか。非常によくなったなとか、もう一つだなとか、そういう判断というのがあると思うんですけども、それはどなたがどういう形の中で評価をされているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、研修に行きますと、その後必ず復命をしますので、その復命の内容というのはチェックをいたします。それとあと、どこがどういうふうになったかというのは、それはそれぞれ担当課長が判断をしていただくというようなことでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。これから大多喜町の将来を担っていただく、本当に大切な執行部の皆様であると思います。業務も多い中で大変だと思いますけれども、ぜひ積極的に人材育成に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、協働のまちづくりという言葉、町長は最近またお話をされることが多いかと思います。この協働のまちづくりに対する町長のお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、協働のまちづくりににつきましては、担当しております企画財政課のほうから答えさせていただきたいと思います。

これは、総合計画の人口推計におきまして、平成37年の町の人口は8,005人に減少するという見込みであります。高齢化率は、平成26年の35.4パーセントがさらに増加し、平成37年には45.5パーセントになるということで推計がされております。

一方、国の財政が悪化している現状において、本町の財政状況も厳しさを増しており、経常収支比率は88パーセントに達しており、財政にゆとりがなくなっております。今後もこの傾向は続く見込みでございます。

こうした町の現状を鑑みると、これからは今までの行政のあり方が物理的に不可能になり、行政主導のまちづくりは限界を迎えるものと思われまます。このため、住民参加や協働の重要

性が増してまいります。今までも、町民の皆様にはさまざまなボランティア活動や地域活動にご協力をいただいておりますが、町民と行政との協議を通じた政策形成というものが必要になってくると思います。

協働とは、町民と行政が、よりよいまちづくりのために対等な立場で協力して取り組むこと、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し協力することだと考えております。

それと、1点、協働についてなんですが、これについては無償のボランティアのようなものもあると思いますけれども、これは町が必要最低限のことは保障する、これを抜きに協働、協働と言うと、押しつけるのかということになってしまいます。それ以上のことは、行政が行うかもしれない、あるいは町民の皆さんが行うかもしれないし、もっと連携してやっていくかもしれないと。町と各種団体の皆さんとが対話、協議を重ねながら行うものだというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

そうしますと、私は先ほどの人材育成にもつながるのではないかなと思うんですが、町民の皆様の人材育成というか、そういったものも必要になってくるのではないかと考えます。町民の皆様は、ボランティア活動をしよう、少しでも町の役に立つことができたらやろうという、そういう考えをお持ちになっている方は本当に多いと感じておりますが、それらの方をまとめてくれる中心者の育成が必要になってくるのではないかと考えるわけでございますが、この点、町はどのように思われますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 協働を推進する上では、職員だけではなくて、町民の皆様にも協働の内容を理解していただくということが大切だと考えております。

いろいろな方法は、今、山田議員さんが言われたとおりあると思いますけれども、一時的には、専門的な方を招いて、誰でも参加できるようなセミナーを開催させていただくことも一つの選択肢ではないかなというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。まずは、そういったセミナー等から皆さんに認識を広めていただくというか、ご理解いただくということから始めていただくということであれば、そこからお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に大綱３番目としまして、介護支援ボランティアポイント制度の導入について、質問をさせていただきます。

本格的な高齢社会を迎える中で、社会参加活動を意識される高齢者もふえてきているように思います。多くの高齢者の方々が、みずから介護支援のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持、介護予防につながってまいります。

地域に根差した介護支援などの社会参加活動で生き方の張り合いになる、にぎわいあふれる地域づくり、住民相互による社会参加活動で地域の活性化につながる、介護保険料及び介護給付費等の抑制などを同時に実現することができる取り組みにつながるものと考えられています。

介護支援ボランティアポイント制度とは、地域でボランティア活動に取り組む、会員登録をした65歳以上の高齢者の活動実績をポイントとして評価し、このポイントの用途について、介護保険料や介護サービス利用料に充てる制度です。

このポイントの用途については、地域の工夫次第で介護予防に役立つさまざまな取り組みなどに広げることも考えられ、結果的に地域の活性化にも資するような活用方法も可能となるということです。地域商品券や地元の商品、米などと交換できる形が考えられればよいのではないかと思います。

介護支援ボランティアを受け入れ、ポイントを付与する施設等については登録制のようですが、施設やポイント付与の内容は、福祉施設、介護施設、障害者施設、病院での介助、案内ボランティア、介護予防事業に携わるボランティア、レクリエーションの指導や演芸披露、行事の手伝い、清掃活動など、地域によってさまざま考えられるようです。

ポイントの与え方も、それぞれ30分から１時間半程度で１ポイントを与えているようです。１ポイントは１円に換算します。１日何時間活動しても１日のポイントとしての上限が決められており、年間5,000ポイントまでという仕組みが多いようです。

この制度に地域支援事業交付金の活用はできないでしょうか。介護支援ボランティアに積極的に取り組んでいただくためにも、またボランティアさんの労に少しでも報いるためにも、導入を考えてはどうかと思いますが、町のご意見をお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 介護支援ボランティアポイント制度の導入についてのご質問でございますが、この制度につきましては、平成19年５月より、介護保険制度の中で、地域支援事業の１事業として介護支援ボランティア事業の導入が認められております。市町村が、

介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与することで、介護保険料や介護給付費等を実質的に軽減する制度でございます。

山田議員のご質問の趣旨のとおり、高齢者が地域でボランティア活動を行うことで、社会参加、地域貢献を果たしながら介護予防を目指す本事業は、今後ますます高齢化が進む本町においても、介護予防と地域交流の活性化が期待できる有効な事業だと認識しております。

このようなことから、本町でも介護保険新制度の地域支援事業の中で、総合事業の1事業として本制度を導入してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君に申し上げます。予定されました持ち時間、残り5分です。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。前向きなご答弁をいただきまして、本当にありがたいと思います。ぜひ新計画の中で導入をしていただきたいと思います。

本町は、国の想定より高い高齢化率となっており、その対応はある意味、先進的な取り組みが求められる状況にあると言えるのではないのでしょうか。その一端としまして、ぜひ早い時期の導入をお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午前11時05分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

◇ 野 村 賢 一 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、5番野村賢一君の一般質問を行います。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

人口減少（少子化）・過疎化問題とこれからの対策についてという命題でございますけれ

ども、今日、大多喜町は本当に、先ほど町長のご挨拶もございましたけれども、人口減少、少子化、過疎化、これはこの後の議員さんたちの一般質問の中でもかなりの問題と捉えております。また、我々議会も政策提言として、いろんな面でこのことを最重点事業として今考えているところでございます。

久しぶりの一般質問で、また、きのうの雨で頭がぬれてちょっと風邪ぎみで、思考能力が出ない中で、とんちんかんな質問をするかもわかりませんが、できるだけ答弁していただきたいと思います。

この問題は、町長、我々議会議員、それと職員の皆様、それと町民、こういう人たちが一緒になって協働でやっていかなければ解決できない問題だと私は捉えております。この件に関しては、町長、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど私も、私の基本姿勢ですか、方針というものをとお話ししましたとおりでございまして、やはりこれから財源というものがだんだん厳しくなっております。先ほど申しましたように、今、私どもの経常収支比率も88パーセントということでございますので、この数字はさらにまた上がってきまして、自由度のない非常に硬直化した財政運営を強いられていくことになります。そういうことになりますと、今までのように財政出動の中で物事を図るということは、物理的にまず不可能だと思います。

そういうことで、やはり町民の皆様とともに、お互いに協力できるところは協力していただき、また町とともに一体となって、町発展のために尽くしていかなければいけないと思います。ですから、町だけの財政出動ではなかなか不可能ということでございますので、そういうことで協働のまちづくりということを提案させていただいているところでございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 先ほど山田議員のほうからもございましたけれども、27年度予算の計上が、企画財政課で来年度の事業、また予算、そろそろ計上されるんじゃないかと思います。

そんな中で、今年度予算も一般で47億ぐらいだったですかね。それで義務的経費を除いた分で町のいろんな事業をやっていると、私はそんなような認識をしているんですけども、そんな中で、ほんのわずかな金額で、4億、5億ぐらいの額で町民の負託に応えられるような事業をやらなきゃいけないということで、特に私が気になるのは、やっぱり少子高齢化の過疎対策だと思うんです。

そんな中で、先ほどの答弁の中でございましたけれども、中学生までの医療費無料、大変

ありがたい話だなと思っております。また、過疎化対策についても、町長が、我々が一緒になって、ご挨拶の中で、町の財政状況と、それとこれからの大多喜町のことを町民にこんこんと話をしているのを何回も聞いております。

そんな中で、町長は、新年度は少し若い人に対する予算を多目に使いたいんだと、そんなような話もしていました。ということになると、先ほども言ったけれども、若い人の定住化、そういうことが大事なテーマになると思います。

そんな中で、去年私が3月の議会で一般質問しました。大変恐縮ですが、その答弁書をきょう持ってきて、再度結果を聞きたいなと思っております。

特にIターン、Uターン、その件も町長に質問しました。あと地域おこし協力隊、これも質問しました。これは小野田課長が答弁してくれましたけれども、小野田課長は、やる、やらないじゃなくて、その内容の趣旨説明だけで終わっちゃった。

それと、Iターン、Uターン、この前、ちらっと町長の話聞いていたんですけども、Iターンの方が大多喜町にも結構来ているんだと、そんなような話を聞きました。今、どうでしょうか、UターンとIターンのことに関して町長はどんな考えを持っているか。また、Iターンに関しては、なかなか地域に溶けない感情もあると思うんですね。そんなことを含めて町長の考えを聞かせていただければと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 昨年ご質問いただきまして、ご答弁したんですが、確かに今、大多喜町にいろんな形で移住していただいている方がございます。それで、私の今の任期の中で40名を超えますかね、そのぐらいの方がこちらに戻ってきたり、ほとんどが新規の方かもしれません。そういう方と移住者懇談会ということも何度かやっております。

そういうことで、地域に溶け込むということはなかなか難しい方もいるんですね。地域には地域の慣習、習慣がありまして、なかなかその地域の習慣、慣習に溶け込めないということもございまして、そういった形の中で、大多喜町に戻ってこられる、あるいはまた新規に来られるという方々のために、これからまたさらに移住者懇談会というものを、NPOのみらい塾を通じましてこれから何度も開催をしながら、皆さんといろいろな意見を交わしながら、大多喜町に住み続けられるような、そういう形に持っていければと思っています。

何よりも、今の人口減少を考えますと、大多喜町の人がここに残れることがまず第一なんです。それにあわせて、この地域に住んでみたいという方にぜひ来ていただきたいと思うので、これらは大多喜町の人口減少の大きな施策の一つでございまして、なかなか一

遍には進みませんが、しっかりと移住者の心を聞きながら、また進めてまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 町長、そのときに、総務省の室長が去年大多喜町に訪れて、町長に対して、首都圏に近いのに何をやっているんだと、叱責というか気合いを入れられたと、そんなような話も聞いているんですけども、その後、総務省の室長の町に対する指導とか何かあったんですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 国はなかなか勝手に、政権が変わりますとくるくる変わるんですね。ですから、国は余り信用できないところがあります。

ただ、どちらにしても過疎地域というのが、総務省としてはなくさなきゃいけないということで全力でやっているんですが、じゃ財源が伴うかというとなかなか財源が伴いませんで、ただいろいろとご相談はするし、また先方さんからもいろいろ助言もいただいているところでございます。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） つい最近、それこそ安倍総理が、2015年10月に消費税を10パーセントにするかどうか、点検会合でいろんな方から意見を聞きまして、その中で大体、地方の首長さんは消費税を上げろと、それは地方の財源のためにもぜひ上げなきゃいけない、そんなようなご意見がほとんどでした。あと、経済関係の方々もほとんど上げろと。あとは組合の方も上げたほうがいいんじゃないかと、そんなような話でしたけれども、町長の、消費税を上げる、地域のための消費税の、福祉とかいろいろな面がありますけれども、考えはどうでしょうか。上げたほうがいいのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 消費税につきましては、地方にとりまして税収がふえるということで、これは町としてはぜひ必要なことであります。一方で、消費者については、なかなか上がるということは大変なわけですね。

ただ、今の日本の財政状況を考えますと、やはり上げざるを得ないと思いますし、私どももこれは避けて通れない問題だと思っております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 解散前に地方創生関連 2 法案が成立しましたですね。これはもう、地

方を何とかしなきゃいけないということが大前提だと思うんですけども、我々にすれば、自民党から共産党からいろんな政党があります。それが今まで本当に真剣になって考えてきたのかということが、今になってツケが出ているような気がします。

そういうことをひっくるめて考えまして、やはりこれからは地方に任せるんだという、安倍さんもそんなようなことで、どうしてもこの法律は成立させたいということで、解散寸前に成立したわけなんですけれども、こういう政治家、政党が、今までずっと年寄りに対する福祉、そんなような関係にウエートを置いて、若い人たちにウエートを置かなかったと、このツケが来ているような気もしないわけでもないんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなかその辺は難しいご質問でございます。

しかしながら、地方創生につきましては、石破大臣が一生懸命やる地方にはお金を出すということのお約束をしていただいております。私どもも、既に千葉の国道事務所を通じまして、大多喜町の地方創生について、補助金ですか、そういったものを受けるべく提案もしているわけですが、全国の市町村にそれを発しておきまして、それも20カ所程度ということでございますので、なかなか石破さんの思うような形にはならないと思うんですが、今のご質問につきましては、どれが原因かというのはわかりませんが、ただ国の方向としては、これから人口減少ということに向けましては、これから若い世代をどうふやしていくかということは国の重要施策でございますので、これは私どもとしては歓迎しているところでございます。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） きょうの新聞あたりを見ますと、やっぱり千葉県もこれに対応して、副知事が議会の答弁で、人口減少に歯どめをかける持続可能な社会を維持していく地方創生は最重要課題だということで、県のほうもいろいろ考えているみたいです。

大多喜町でも、私も去年、おとしあたりに、過疎自立支援法の件で本当に職員の方といろいろ議論してきたんですけども、企画財政課長、この近年、大多喜町も過疎自立支援法を受けまして、過疎債を使っていろんな事業をやってきたと思うんです。実績はいかがでしょう。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 実績ということでお答えをさせていただきたいと思います。

平成23年度から、過疎地域自立支援促進特別事業債のソフト分として、少子化対策事業、

有害鳥獣被害防止対策事業、定住化対策事業、次期介護保険計画策定事業、子ども医療対策事業に、平成25年度までの3年度間で9,090万円の起債を充当しております。

それと、ハード事業では3年度間に、養老溪谷拠点施設の整備、町道改良事業、歩道整備工事、大多喜小学校体育館の耐震補強・大規模改造工事、中央公民館ホールの増改築工事、基幹集落センターの耐震改修工事、橋梁維持事業に2億3,570万円の起債を充当しております。

また、歳入におきましては、3年度間に、4社に対し固定資産税727万6,000円の課税免除を実施しております。

一方、地方交付税で補填される額につきましては、起債の返還額の70パーセントが措置されますので、ソフト事業分とハード事業分の70パーセント、2億2,862万円が補填されることになります。歳入では、課税免除額の75パーセントが地方交付税の収入から差し引かれますので、545万7,000円が措置されたことになります。

実績は以上でございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 町長、私は思うんですけども、今度中学まで医療費無料ということで、ご理解を得てるんですけども、またもう一点、私はいつも考えるんですけども、中学生までの医療費ばかりじゃなくて、保育料、給食費、これは私の頭の中では、言葉は悪いですが、3点セットと思っているんです。

今、若いお母さんたちが一番悩んでいるのは子育て。やっぱり子育てに金がかかるのは今言った3つだと思うんですね。とりあえず医療費のことはいい方向に向いたんですけども、保育料とか給食費に関してはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） できるだけそういうものができればよろしいと思いますけれども、今の国のほうはそういう視点でいろいろと考えているところもございます。やはりこれは町の単独予算でやるというのは、なかなか現実的には難しいと思っております。そういうことで、国の動向というものをみてまいりたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 多分この件は、先ほど言ったソフト事業のほうで該当で使えると思うんですが、いかがでしょうか、課長。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ソフト事業ということで、使い道は多岐にあらうかと思えます。ただ、限られた財源をどこに充当するかという議論があるのではないかなと思います。

ですから、そのお金を、今まで使っているものをどれかをやめてそれに充当していくというのは可能だと思いますけれども、ただ金額から見れば、それらを全て網羅できるほどのソフト事業分の起債はございませんので、その辺は非常に難しいかなというふうにも考えております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） いずれにしても思い切った対策をしないと、本当に将来的には若い人がいない大変な町になっちゃう、そんなような気がしますね。ぜひそこら辺は思い切ったお金を使っていたいただければと思います。

次に、日本創成会議、将来的な人口のことで試算の数が出ました。大多喜町は、2040年に約6,000人ですかね、それと20歳から39歳までの、要するに子供を産める女性が300人ぐらいになっちゃうと、そんな試算が出ています。これに対してどういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この辺については、この前の議会等でもお答えさせていただいておりますけれども、ただいま野村議員さんがおっしゃられた数字、これは国立社会保障・人口問題研究所で推計した人口、2040年の人口6,361人、そして若年女性数428人を下回る数値となっております。

人口減少問題につきまして、町の最重要課題だということで位置づけて各種施策を推進している中、町にとっては非常に厳しい提言内容だと思っております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 本当にそのとおりだと思いますね。若い人が300人ということは、中にはそういうことはないよと言う首長さんも結構いるんですけども、現実的に数を示されると、やっぱりある程度は我々にもプレッシャーがかかるというか、いろんな面で議員も議会もしっかりしないといけないと思うんですね。それで、これからもまたいろんな意味で政策提言すると思います、議会のほうも。そのときにやっぱり真摯に、金がないんだよとかそういうことじゃなくて、こういう考えもあるんだということで議論していただければと思います。

次に、過疎化の件になりますと、やっぱり子供がいなくて、それで学校の統合の問題が出る。そこで教育長に質問したいと思いますが、過疎化の一番のもとというのは子供がいなくて

うことだと思うんですね。

そこで、今、地域が衰退する一番の問題は学校の廃校問題。例えば、大多喜町は来年度から小学校が2校になります。今、中学校はとりあえず2校ありますけれども、地域から声が上がっているのは、小学校の問題はもうそれなりに町民も納得して、それなりに統合できます。しかし中学校の問題ですね。西中の、ここに西畑地区の議員さん、たくさんいるんですけども、常々言っているのは、大変なんだよと、部活もできないんだよと、そんなことを常々我々の前でよく話してくれます。やはりそこを考えたら、本当に子供のことを考えて、学習というか、そういうことを考えた場合、統合の問題がどうしても出てきますよね。

とりあえず、統合はいろんな問題があって、学級標準規模とか、あと通学の距離の問題、いろんな問題がございますね。こういうものをひっくるめて、教育長は統合に関して今どういうお考えをお持ちでしょうか、中学校の。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 中学校の統合の問題でございますけれども、中学校の生徒数の将来予測を見てみますと、西中学校は、平成26年5月1日時点で59名であったものが、転入転出がない場合ですね、平成30年度では51名、平成35年度では50名であり、大多喜中学校は平成26年5月1日時点で186名であったものが、転入転出がない場合ですね、平成30年度で149名、平成35年度で116名と、西中学校、大多喜中学校ともに減少して、西中学校は学年の生徒数が20人未満となり、大多喜中学校の生徒は大幅な減少になるという予測になっております。

平成23年8月に出された大多喜町小中学校適正配置検討委員会の提言を踏まえた小中学校の適正配置に関する計画の中では、中学校の統合について検討するものとされております。現在、小学校の統合につきましては、総元小学校、大多喜小学校、上瀑小学校の統合が決まっており、来年4月からスタートできるよう、各学校では準備委員会を発足させ、校長を初め保護者、先生方が統合に向け取り組んでいるところであります。中学校の統合につきましては、小学校の統合の状況を見ながら、保護者や地域の方々と相談してまいりたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 数とかいろいろ、今ご説明がございましたけれども、じゃ課長にちょっとお聞きしますけれども、課長、中学生時代の思い出って何がございますか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 余りいい思い出がございません。勉強も一生懸命やりましたけれども、部活も一生懸命やりました。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 今、課長が言ったとおり、中学時代の思い出というのは、私は部活なんかだと思うんです。部活の仲間とずっといろんなことを、年をとっても話せるのは部活だと思うんです。その部活が今できないんですよ。その部活をやりたいために、本来なら西中に行くのに大多喜中学校に来ている人もいます。それで、部活ができない、人数が少ない、そのままでいいかということ、本当に学生のためにならないと思います、こういうことは。教育長、ここら辺をどう考えますか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、野村議員さんおっしゃいましたように、中学生のときというのは、人間の基礎、基本を育成するといいますか、育てる非常に大事な時期だと考えております。

思い出としては部活動が非常に大きいと、今、議員さんの何人かの方から声がございましたけれども、私たちが望んでいるのは、やはり知、徳、体ということで、それが全て環境的に学べる、そういう中学校時代というのをぜひ子供たちに過ごさせたいと思っています。

23年のときに、大多喜町小中学校適正配置検討委員会というのが立ち上がりまして、とりあえず、当時は小学校が7校、それから中学校が2校ありまして、一番減少率の激しいところから町の体制を整えていこうということ、一昨年は西小学校が誕生しました。この後、4月から新しく大多喜小学校が誕生するところです。

先ほど西中学校の問題も、今、全校生徒が59名ということで、今の時点で3年生が部活動も終わっておりますので、1、2年生の部活動でどのぐらいの人数がいるかといいますと、1、2年生ですけれども、卓球の男子が4人、女子が2人、剣道は男子が3人、女子が2人、バレーボールが6人、ソフトテニス女子が7人、野球が13人というような状況なんです。

じゃ、この部活動を来年度もこのまま新1年生に募集していったらどうなるかということで、校長先生を初め職員も大変悩んでいるところで、どこかの部をなくさない、いずれの部も大会に出られなくなってしまうというような状況になっています。

そういう部活の大切さといいますか、それも十分認識はしておりますけれども、今現在では新小学校が来年4月にスタートします。それも3校統合ということで、非常にいろいろな面で考えていかないと、スタート時点が非常に大事だと思っていますので、それと同時に中

学校も統合も考えてというのは、ちょっと今の段階では無理ですので、またこの問題につきましては、まずは保護者、それから地域の方々が、遠いところでは15キロ以上の通学距離になると思いますので、そういうものに関しても、そのくらいの距離だったら大丈夫ですと、やはり保護者、地域の方の強い考えがあると思しますので、その辺を十分酌み取りながら進めていきたいと考えています。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 教育長、今の距離の問題、きょうの新聞あたりを見ますと、文科省が指針を見直すと、今年度中に答申するみたいな記事が出ていました。ということは、もう距離も余り、過疎化に対する、子供たちのいろんなことをひっくるめたら、距離もいろんな面で対応できるんじゃないかと、距離は関係ないんだよみたいなちょっとした記事が出ていました。

それと、統合した場合、大勢の子供で一生懸命になって切磋琢磨して勉強して、それとまた統合しないで、本当にこじんまりと家族的にやる教育というのがあると思うんです。私はどう考えても、この大多喜町全体の中学校の生徒数を考えた場合は、統合して、それなりに切磋琢磨してお互いに競争してやったほうが、どう見てもいいような気がします。そのほうが子供たちのためにもなるような気がします。

しかし、どこに行ってもいろんな考えの方がいますから、いや、そんなの少ないほうがいいよと、自然的にやったほうがいいよと。もう少し深く考えれば、大勢のほうが掃除も早いし、人数が少ない場合は掃除の箇所もいっぱいあるし、そんなようなくだらない考えも持っているんですけれども、そんなことをひっくるめてどう思いますか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 文科省が話していることは、小学校では12学級から18学級が適正規模ですよということで、それに沿って小学校の統合を進めてきたわけです。それを考えますと、やはりある人数があったほうが、私も、それは切磋琢磨して、今、小学校で一番少ない人数が1クラス4人というところが、総元、上瀑にありますけれども、そういう時代で、中学校は少なくとも、今の段階では西中学校では1年生が13、2年が21、3年が21ということで、まだ中学校では10名以下ということはないと、この何年かはそういうことではないんですけれども、だから小学校の少なくなるのと中学校を比べると、まだ中学校のほうが若干緩やかな部分はあるんですけれども、文科省も今いろいろ進めて、学校を統合すればいろいろ財政支援をしますよということは、まだ決定ではないんです。そういう考えが少しはあります

よというようなことで、どんどん進めてくださいみたいなことは出ているんですけれども、やはり一番肝心なのは、子供たちがどういう環境で育つことが一人一人の子供の力がつくかと、そこが一番問題だと考えています。

ただ、大きな統合問題になりますと、子供たちのためにやりますだけではなかなか難しい問題がありますので、そこは議員さんたちが、今、野村議員がおっしゃったように、ぜひこういうことを考えれば、早く統合したほうが中学校の子供たちのためになるというような、大変大きな波があれば、それはスムーズにいくと思いますけれども、その辺は十分検討しながらいかないと、難しい部分もあるかなという感じがしています。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） じゃ、議会のほうに丸投げしてくれれば、我々全員で早く統合しろと言いますよね。それはそうじゃなくて、教育法とかそういうものが邪魔をして、やっぱり今言ったような答弁になっちゃうと思うんですね。

しかし、現場を見れば、早く統合させて、子供たちのためにスクールバスでも何でもきちんとして、中学生のときの部活の思い出とか、大会も出られない生徒なんてかわいそうじゃないですか、部活をやっている。我々も中学のときは部活をやっている、大会に出て、県大会に出て、いろんなあれが今になってもまだ思い出に残っているわけです。

そういう意味でも、適正化どうのこうの、検討しますとかそうじゃなくて、本当に早く、いろんな意味で、いろんな人の意見を聞いてやってくれたらありがたいなと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、議員の皆さんの大変ありがたいお言葉をいただきましたので、それを頭の中にしっかり入れて、それこそ基本的には、やはり子供たちが育つ環境をよくするためには、ある程度の人数で学習したり部活動をやったり、それが今後の、それこそ人材育成ということから考えますと、一人一人がこういう厳しい世の中に進んでいくためには非常に必要なことだと思っていますので、議員の皆さんも多くはそういう考えで、できるだけ早く統合したほうが良いというお考えがあれば、また地域の皆様もそういうお考えの人が多いかと察せられますので、そういう件につきましては、大変ありがたいお言葉をいただきましたので、できるだけ前進していきたいと考えています。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 誤解しないでほしいんですけれども、全部が全部じゃないです。必ず

1人や2人、意見の違う人がいますから、そこら辺をご理解いただきたいと思います。いずれにしても、いつも議員さんで会うときには、西老地区の議員さんはそのことを心配しています。そういうことを考えてください。

次に、町の総合基本計画がこれから、総合開発審議会とかいろんなところを通して策定されると思います。このプロセスというのはいつごろ、来年の3月議会に議案として、我々も議決しないといけないと思うんですよ。これはいつごろ予定されていますか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議決のほうにつきましては、基本構想を来年の12月議会までの間、できれば10月、11月とか、そのころに開催させていただいて、議決を得ることができればというふうに考えております。

それと、基本計画につきましてはその後ということになりますので、3月議会ですといろいろと重複してしまいますので、1月あるいは2月議会ごろ、議会のほうに上程ができればというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 私は抽せんから漏れてアンケート用紙が来なかったんですけども、議員の皆さんがみんなアンケートを見ているかどうかわかりません。当たった方はいるかどうかわかりませんが、このアンケートの回収率というのはどのくらいだったんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） アンケートの回収率ですが、38.6パーセントでございます。配布数2,000に対して有効回答数が771ということでございます。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 回収率が38.6パーセントということになると、非常に心配になるんですけども、町民の約4割弱しか来なかったと。どう思いますか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今までの回収率と比べると、やはりかなり悪い結果だとは認識しております。

その点について、ちばぎん総研のほうともいろいろと協議してきたんですけども、今の人数に対しての回収率ということで、その整合率を定めてみますと、大多喜町の人口に対して771人の方からの回答ということであれば、その整合率というのは非常に正確には高いも

のなんだということで、お話を聞いております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 実はこのアンケートに関して、今言ったちばぎんの専門的なあれを使っている。どうですか、課長。皆さん、大多喜町の職員になって40年以上過ぎているでしょう。自分たちでそういうアンケートをつくれませんかね、町民に対する。

非常にお金をかけてやって、それがコンサルだけの内容で、本当に大多喜町の現状の、町民の、要するに過疎が進んでいる中でいろんなことを考えている中で、若い人たちが少なくなっていく中で、やはり一番町民と意見が合うのは役場の職員の皆さん方だと思うんです。ということは、18歳から、22歳から入ったかはわかりませんが、ずっと町民と接してきているわけでしょう。町民の不平不満というのは、思っているでしょう、いろいろ気持的には。この町民はどう思っているとか。コンサルなんか頼まないで、町民のアンケートをとるのでしたら、やっぱり職員の皆さんが知恵を絞ってやるべきじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） アンケート調査の内容につきましては、町で中身については決定をしているというふうに考えております。

しかし、このアンケート調査の集計業務、あるいはそのアンケート結果の分析、それといろいろな公聴会でのいただいた提言をまとめたりするということについては、職員の間でもしやるとすると、相当の時間と労力を要するものと想定されます。

それと、この基本構想につきましては、15年前に現実として策定したものでございますけれども、そのときのデータはやはり紙ベースでしかないということで、全て電子化でつくらなければならないということになると、やはりこれも相当の労力を要するものだと考えております。

町の職員が仮に実施するとした場合については、この施策について、いろいろな施策について相当精通した職員が策定しなければならないということで、これについては、今現在の町の職員数の関係上、専属的に行うというのが非常に困難な状況でございます。したがって、企画財政課でも、今までの業務を持ちながら兼務でその仕事を実施している状況でございます。

このようなことを考慮しますと、専門的に熟知している業者に委託することは妥当ではないかなということで、判断はしております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 執行部の事務系の皆さんはそれなりに、行政のそれこそプロがそろっているわけですから、そのプロがコンサルに頼むんじゃないくて、我々議会がもし議論して行き詰まったら、議会がコンサルを頼むんだったらまだわかりますけれども、行政の事務的なプロが、どういうことですかね、本来ならやるべきだと私は思うんです。町長、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 職員でやれないかということでございますけれども、確かにやれる業務とやれない業務があると思うんです。特に今回の総合計画につきましては、アンケートをとって集計したりそういうものは、確かに時間をかけて、人をかければできないことはないんですけれども、やはり時間も限られていますし、そういうことを考えますと、コンサルという専門的なものを利用したほうが得策ではないかなというふうに思っています。職員がじゃ同じものができるかという、なかなかそれはまた難しいなと思っています。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 議長、私、まだあと15分ぐらいかかりそうなので、ここで休憩にしていいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） わかりました。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩をいたします。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開いたします。

（午後 零時00分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） お手元に出した資料を1つ抜かしていました。永嶋課長、申しわけございません。

3 番目の、重要な問題として、医療の確保である特に小児科、産婦人科の専門医療機関が必要だと思います。この問題は、私が議員3期目ぐらいだったか、このころからもう小児科

医療病院がないということで大きな問題になったことがあります。やはり子育て、若者の定住化というのは、小児科、産婦人科という医療機関がしっかりしていないとなかなか住んでくれないと思います。

この件に関して、永嶋課長、いい施策か何かあったら、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、何かいい施策はないかということなんですが、人口減少、少子化対策を考えていく中で、小児科、産婦人科を充実させることは、安心して産み、子育てがしやすい町の基本的な環境づくりの一つと考えております。

しかしながら、現在、本町の場合、年間の出生数が50人前後と極めて少ない状況であり、地域的な偏在や医師不足などから、なかなか専門の医療機関の確保が難しいのが現状であります。町としましても、小児科及び産婦人科の確保は重要であると認識しておりますが、課題がすぐに解決できる状況ではありません。

このような状況でも、安心して産み、子育てがしやすい環境づくりをしていくため、今ある事業を有効に活用して、妊娠、出産、そして子育てへの切れ目ない支援体制を強化実施していきたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 課長、最近の事例で、ことし若いお母さんがお産したのは何人ぐらいで、その病院というのはどんな病院、例えば茂原とか、この近辺の病院でどんなところを利用されているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今の質問なんですが、平成26年11月末現在で29人の方が出産しております。

それで、町内は、先ほど申しましたように医療施設がありませんので、鴨川の亀田病院とか、あと茂原の産婦人科、あといすみ市のほうの産婦人科、その辺が主なところだと思っております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） ありがとうございました。

本当に、今、町長が一番力を入れている若者を定住化するというので、人口増の問題を考えると、医療というのはどうしても考えなきゃいけない問題だと思います。

町長、何かご意見ありますか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、課長の答弁した内容とほぼ同じだと思いますけれども、やはり病院といえども事業でございますので、採算が乗らないとなかなか運営はできないということもあるわけです。ですから、地勢的な条件からいいますと、さっき課長の答弁したように、事業として成り立たないということがあるということ。

もう一点は、これは医療の現場だけではなくて、全体で若い世代がいらないということで人がいないと。当然、お医者さん、看護師さんもないということもありまして、そういった両面から考えますと、事業としての採算性ということになりますと、どうしても多いところに行けるといことになるので、なかなか現実としては、大多喜町はそういうものをつくるということは難しいなと思っております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 私が今から言う、島根県邑南町の子育て日本一を目指すということで、邑南町では、財政はかなり厳しいところなんですけれども、町民の町に対する満足度が85パーセントであると、そういう町民が誇りを持っている町だと思うんですね。

そんな中で子育て日本一を目指しているということで、子育てというのは金もかかる、それを助ける行政がいろいろ言ってくれば、息子たちもUターンで帰ってくる、そんなような、老夫婦が息子夫婦にUターンを持ちかけたところ帰ってきたと。それで要するに住みよい町になったと。

いずれは大多喜町も、やっぱり自分たちの息子が、自分たちが死んでから帰ってくるんじゃなくて生きているうちに帰ってきてもらって、それこそUターンですね。Uターンでいろんな面で、町の過疎化、それと少子化に少しでも力になってくれればと思っています。

いずれにしても町全体が、我々もそうですけれども、町長部局、我々議員、町民が一体となってこの町を考えていかなければ、本当に先々、日本創成会議が試算を出したように、人数が少なくなったらもう手おくれですから、みんなで頑張っていきたいと思っております。この件の質問はこれで終わります。

次に、去年の自然林の復旧工事についてを質問したいと思います。

去年の秋の台風、それとことしの雪害で自然林が破壊され、大木が倒れて、そのままの状態に今もなっておる状態でございます。

また、町民からの苦情とか被害届が結構出ているような気がするんですが、産業振興課長、

どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 自然林の復旧工事についてのご質問ですが、台風やことし2月の雪害で川などの崖際の雑木などが倒れ、また杉、ヒノキなどの人工林も被害を受けました。

2月の雪害のとき、被害届または地主からの問い合わせについては、杉の倒木に関して2件ほど現地確認を行い、数件、補助対象事業がないか問い合わせがありました。杉、ヒノキの曲がりを起こす補助事業はありますが、倒木を撤去するための条件に合った補助事業はないと回答いたしました。

森林を整備することは、CO₂の吸収や水源の涵養などにつながり、国費を投入することが妥当と考えます。現在、千葉県森林組合が事業主体となり、森林吸収源対策間伐促進事業を本年度から何年かけて弓木地区で実施する予定となっております。この事業は、簡単に言えば、ある程度のまとまった面積を、間伐や雑木林を伐採して杉、ヒノキを植林するという事業です。地元負担及び町負担はありません。

森林は、温暖化防止や災害防止、また酸素や水の供給など非常に重要な役割を担っており、今後こういう事業を推進し、森林整備を図っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 町負担、何々負担がありませんなんて言われちゃうと、本当に町民はがっかりすると思うんです。

この前にも課長にも言ったけれども、行政というのは町民を安心させるためのいろんな面で、例えば負担金がありません、これは出ませんなんていった、もう玄関で門前払いみたいな話をしますと、条例とかそういう中に入っていないということでだめだということになると、私の考えですけれども、行政というのは、先ほども誰か言っていますけれども、町民の手となり足となり、いろんな面で行政サービスもしなきゃいけないと思うんです。過剰サービスは余りよくないですけれども、これはこういうわけが出ないんですよ、もう少しいろんな手法を考えてみますよとか、そういう安心感を与えるのがあなたたちの仕事だと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その件につきましては、当然そういうふうに端的に答えたわ

けではありません。また、県のほうに問い合わせましたら、そういう雑木、広葉樹林等の整備についても要望してくれというようなことで回答を得てありますので、今後要望していきたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 広島で大災害が起きましたね。それで、千葉県の議会で自民党の代表がこの件に関して県のほうに質問しています。それはチラシが入って皆さんご存じだと思いますけれども、やっぱり県のほうも真剣になってこの問題を捉えているみたいです。

大多喜町は山林が70パーセント以上ですか、それと急峻なところが結構ありますね。常に災害が起きると大多喜町は土砂崩れとか、あと雨が大変降ったときには河川も大きな事故がありましたね。そんなことを踏まえて、大災害、広島の災害を自分たちの立場に置きかえて、これからの自然災害にやっていかなければいけないと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど野村議員さんの言われましたように、確かにできることとできないことがございます。そして、民地のいわゆる個人財産ということもありますけれども、ただ、1つには、今言ったように言葉ということ、非常に重要であると思っています。ですから、そういう言葉ということの中でも、安心感ということがある程度出せるのかなと思いますので、その辺は今のご質問に対しても十分また考えさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 最後に、再度お願いという形になりますけれども、町長、議会、町民、三者一体になって、これからの大多喜町の過疎化、人口減少、お互いに意見を共有しながらいきたいと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小高芳一君） 以上で、野村賢一君の一般質問を終了します。

◇ 麻 生 勇 君

○議長（小高芳一君） 次に、4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 地元のことの質問で大変恐縮なんでございますが、西畑地区の活性化対策について質問したいと思います。

まず最初に、大塚山のハイキング道路の開発状況について質問したいと思います。

現在では、本町西畑地区にある大塚山周辺のハイキング道路を整備して、中野方面に行くルートを計画していると伺っています。まだ完成に至っていないようでございますが、町としてのコンセプトとしては、当地区の地域おこしにつなげていこうとしておられるように思います。これの最終目標はどのような計画になっているのかを伺いたいと思います。また、現在のその計画に対しての達成度も伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、どうしても大塚山のハイキングとなると私のほうが担ってきているので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思いますが、今、麻生議員さんのほうからお話をいただきましたハイキングコースの設定でございますが、今現在、上総中野駅から大塚山山頂までのルートマップにつきましてはできております。

この前、大塚山山頂から西畑駅に出る山道がございます。それから、西畑の駅から庄司に抜けまして、庄司から鬼子母神様に登る道があるんですが、そこを登って上総中野駅に至るようなハイキングコースを設定したいということで、この中の議員さんの方も一緒に歩いていただいた方もおりますけれども、今現在それに取り組んでおりまして、パンフレットをつくる関係上、年間の写真も私も今撮っております。先般も朝ちょっと早く行って、大塚山からの富士山の写真を撮ってきたんですけれども、それ用の写真も撮っておりますので、これができますと写真もある程度そろいますので、新たなコースとしてパンフレットを作成したいというふうな考えを今持っております。

それで、あと大塚山の整備につきましては、この前歩いたときに3枚の看板の字が、もう非常にかすれて見えなくなっておりましたので、この看板につきましては3枚全部新しくしまして、今、文字がきれいに見えるような看板に立てかえました。

あと、道中に歌をよんだ看板があるんですが、それについては、これから地元のほうともお話をしながら、その看板の整備も今後検討していきたいということで、お話をしていきたいと思います。

それと、ハイキングコースにつきましては、大塚山に限らず、町内には自然を有効利用したハイキングコースの設定というのは、かなりできるんじゃないかと思いますので、大塚山に限らず、町内の自然を有効利用したハイキングコースを幾つか設定をいたしまして、私の考えですと、できればフレッシュ大多喜ハイキングコースというような冊子的なものをつくって、ハイキングを楽しむ人をふやしていきたいと。それであわせて、ハイキングですの

で、健康増進だとかそういった形にもつながっていきますので、いわゆる都市部からのハイカーなども多く呼べるように、そんな方向をこれから考えていきたいというふうに考えております。

あと、達成度というようなお話があったように思いますけれども、数字的な達成度というとなかなか難しいんですが、今現在、大塚山に限っては、頂上から西畑駅に至るコース、それと鬼子母神様から中野に至るコースにつきましては、もうある程度道ができておりますので、これはすぐにでも紹介すれば歩けるようなコースでございます。

この前質問にもあったようですが、また大塚山山頂から宇筒原のほうにおりる道もあるというようにお話も聞いておりますので、その辺はまた、ご案内していただける方があれば歩いてみて、コースの設定ができるかどうかというようなものを検討してみたいと思います。

達成度と聞かれると、なかなか数値的に話しするのが非常に難しいんですが、話すのであれば、50パーセント程度ということでお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 最終目標がどこだかちょっとはつきりしませんけれども、今考えている中では50パーセントということですよ。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ハイキングコースの設定という意味からでは、50パーセント程度というようにお答えさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それでは、あとの50パーセントというのはどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 私が言っている50パーセントというのは、いわゆるハイキングコースの設定上の、今話したように大塚山だけじゃなくて、これからのコースの設定などもありますので、それを含めて50パーセントというような回答をさせていただいております。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ということは、大塚山周辺は100パーセントだよと、そういうことですか。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 大塚山は、まだ100パーセントには至っておりません。

というのは、大塚山山頂に行きますと、山頂から東側、海が見えるところがあるんですが、あそこに立木、ちょっと高い杉が、本数にして20本ぐらいでしょうか、その杉の木を、海は見えるんですが、それを切るともうちょっと見晴らしがよくなりますので、その20本の杉を今後伐採したいということで、この伐採も今年度中にしたいというふうに今考えております。

ですから、大塚山については、大塚山に限って言えば、もうある程度コース設定はできておりますので、80パーセントということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） さっき宇筒原という話が出ましたけれども、宇筒原に、昔、我々小さいときは堰堤というところがありまして、発電所の跡ですよ。あそこの景観も捨てたものじゃないので、できればそちらのほうも考えてルートとしていただければなと思います。

というのは、今のルートは中野、西畑だけですよね。だから、総元から歩いて行けるところができたほうがもっといいのかなという考え方です。それが私の腹の中にもう一つありますので、そんなことを考えています。よろしくお願ひします。

続きまして、シーズンに応じた観光客の誘致ということで質問させていただきます。

観光客の誘致については、皆さん承知のとおり、春はタケノコ狩り、菜の花や桜見物、初夏にはいすみ鉄道の人気とともに蛍狩り、秋にはもみじ狩りで足を運んできています。また、鉄道ファンがカメラを片手に大勢押し寄せ、田んぼのあぜや農道にカメラマンが来てにぎわいを見せています。

そのときのカメラマンの足は、自家用車、観光バス等で、狭い道路が混雑する場面もあります。これらの受け入れ体制を整え、地域おこしにつなげられるような体制についての町の考えを伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） シーズンに応じた観光客誘致というご質問ですが、町では昨年、観光協会を法人化し、観光業の促進や観光客の誘致を目的とする活動が幅広く自主的にできるようになり、観光振興の一翼を担っているところでございます。

また、千葉県観光物産協会、中房総観光推進ネットワーク、外房観光連盟などの行事に積極的に参加し、また東京都品川区、荒川区、栃木県さくら市喜連川、福島県喜多方市などとの交流により、観光客の誘致や町の宣伝を図っているところでございます。

さらに、お城まつりは今年度から実行委員会で企画運営、成功のうちに終了することができましたが、ほかの祭りについても単なる行事の消化ではなく、工夫を加えながら行事を実施し、観光の振興に努めてまいりたいと考えます。

また、鉄道ファンがいすみ鉄道の写真を撮るとき、農道などに車をとめるということですが、現地を調査し、必要であれば看板等の設置を考えたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ぜひ、そのような車、バスと、笛倉地区は、たまたま店がやめたところが、広いところがあるのでとめられるんですけども、いろんなところで車を駐車して、カメラのほうが大事なので先に行っちゃうんですね。そうすると、キーを抜いて行っちゃいまして、邪魔でもどかせないと、そういう状態がしばしばあります。

文句を言うところがないから、そのようになっちゃうんですけども、できれば今のような対策、それから場所を決めてとめられるところを、ちょっと難しいかもわかりませんが、そんな方向で考えていただきたいなと思います。

続きまして、観光物産センターの建設について伺いたいと思います。

町は、既に老川の養老溪谷観光センター、総元のたけゆらの里等で、町の特産品の販売や観光客の受け入れ体制を整え、盛況であると思います。

しかしながら、西畑地区についてはそのような施設がなく、大塚山のハイキング道路の完成を期待しておるところでございますけれども、観光客の受け入れにつなげていきたいと思っています。

どこでも高齢化が進んでおりますけれども、特に私の今住んでいるところは子供が全然いません。町のデータのとおりでございます。そのために、地域の活性化のためにも、春、夏、秋の観光客との交流場所をつくることで、気力が湧き元気が出てくると思います。また、物産センターができることで、地元産品の販売や昔からの食品等の掘り起こし、新商品の開発等が活発になり、物産センターが大いに交流場所になることで、高齢者同士の交流も含め、各人が地元のものをお互いに交換したり観光客に販売して、サロン風の場所の計画ができないものかを伺いたいと思います。

また、先日、議員研修、視察研修の折に群馬県の旧富岡製糸工場の見学をしましたが、ユネスコの世界遺産になってから観光客の数がふえ、現在、ボランティアの数も200人を超えているそうです。それに加え、世界遺産になる前にはシャッター通りだった商店街も、お土

産物屋あるいは食べ物屋等がふえ、活気づいてきたそうです。また、盛んに商店の改造や準備中のお店屋さんが並んでいました。このように、観光客のにぎわいは、地元の人々はもちろんよそからの移住もあり、ますます元気が出ているのを目にしました。

そこで、西畑地区の活性化のためにも、老川の観光物産センター、総元のたけゆらの里と同様の施設の整備の考えはないものか伺います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 観光物産センターの建設についてというご質問でございますが、町には現在、農産物などの地元産品の販売所は、石神のたけゆらの里おおたき、小田代の養老溪谷やまびこが指定管理を受けて施設を運営しているところでございます。また、民間では横山にわくわく広場という販売所があり、地元産品が販売されています。

西畑地区に直売所的施設やサロン風の施設ということでございますが、施設を運営する上では、たけゆらの里おおたきや養老溪谷やまびこのような団体組織が必要であり、重要となってくると思います。現在、中野駅周辺の開発について検討しているところでありますが、その中にこういう施設も可能と考えられると思います。

地域の活性化、また農林業の活性化を図る上で、こういう施設も一つの手段であり、地元産品を利用した昔ながらの食品の掘り起こしや、新商品の開発も進むのではないかと思います。

西畑地区の活性化対策については、中野駅を中心に、大塚山ハイキングコース、また特産品のタケノコの産地でもありますので、これらを勘案しながら考えたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それは当然そうやらなくちゃいけないと思うんですけども、大多喜町には2本の国道が走っています。297号線と465号線ですか、亀山のほうに向かっていく道路がありますけれども、大多喜町を見たときに、中野と大多喜駅ですね、分かれちゃうと真ん中が何にもなくなっちゃうんですね。

そうということで、総元はたけゆらがあります。それから、中野と西畑の間は何もないんです。最近商店がなくなりまして、街灯も減ってくる状態になっています。多分そうなると思います、電気の関係でね。

そうということで、できればほぼ中心である総元駅の近辺にできないものか、考えられないものかということで質問しているんですけども、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 西畑地区の活性化対策については、先ほども申しましたように、中野駅を中心に大塚山ハイキングコース、特産品のタケノコを勘察しながら、またその周辺も検討に入れながら考えたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 同じことの繰り返しなのですが、町長、何か一言お願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの麻生議員さんの質問につきましては、かねがね、今、課長の答弁したとおりでございます。

ただ、私が一番危惧いたしますのは、町がそういう施設をつくることについては、そんなに大きな問題ではないんですね。1回投資すればいいわけです。ところが、できた後の運営をどうするかというその受け皿、これがやはり西畑地区には弱いような気がするんです。

今ある施設について、例えば大多喜の町並みについても、老川のやまびこについてもたけゆらについても、当然それなりの受け皿を持って、運営についてはしっかりと皆さんでやっていただいているんですね。ですから、施設をつくることそのものは、私どもはやぶさかではないんです。要は、それを受ける、その施設をつくった後の運営を地域の皆さんが本当にしっかりとやってくれるかどうかという、そういうところに一番危惧を抱くわけです。

ですから、西畑地区の皆さんでも、先ほどボランティアというお話もありましたけれども、そういったところが機運が高まってくれば、別に中野だけではなくて、今お話のあったところでも十分可能だと思います。要は、その受け皿をどうやってつくっていただき、そしてそれを私どものほうに要望を上げてくるかということだと思います。ですから、趣旨そのものはどうこうではないと思います。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 見通しとしては明るいのかなと思います。ただ、受け皿と運営については、西畑地区も我々の近辺にも優秀な人がいますので、全然不可能じゃないと思います。まして今、農業ががたがたな状態ですので、そんなところで盛り上げの一つにできないかなと思いまして質問しました。ありがとうございました。じゃ、また提案いたしますのでよろしくをお願いします。

次に、学校統合問題について伺いたいと思います。

先ほど野村議員からの質問もありましたので、重複すると思いますけれども、我慢して質問に答えていただきたいと思います。

学校の統合は、昨年の老川小学校と西畑小学校の統合がありました。来年、27年は総元小学校と上瀑小学校が大多喜小学校との統合計画が決定しています。統合後の跡地利用については町のほうで計画しておりますが、合併の問題は、学校がなくなった地域は子供の声が聞こえなくなり、大変寂しくなって元気がなくなっていると思います。

まだ生徒がいる段階でのこの質問には答えづらいと思いますけれども、総元、上瀑小学校の跡地利用の状況について、現在のところを伺いたいと思います。

またさらに、児童の登下校はバスを利用していますが、スライドして中学校においても同様な問題となります。各地で小中一貫校になっており、大多喜町も考える必要があろうと思いますが、伺います。

児童生徒の減少で、町は全部、全部というのは西畑地区の小学校、中学校、それから大多喜の小学校、中学校の統合をしなければ、先ほども部活の話が出ましたが、部活の問題がクローズアップしてくると思いますけれども、どう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 総元小学校、大多喜小学校、上瀑小学校の統合は来年4月に決まっております、統合後の総元小学校、上瀑小学校の跡地利用についてということですが、体育館は町民の方々がスポーツに親しむことができるような活用方法という、おおむねの方向性は出ておりますが、校舎の活用方法は決まっておりません。

上瀑小学校は、校舎の一部を学童保育での活用が検討されているところであります。また、総元小学校、上瀑小学校ともに、災害時の避難所との位置づけがされているところであります。

次に、小中一貫校についてであります。県内の公立学校の小中一貫校を見ますと、2校あり、2校とも同じ敷地内に校舎がある小中一貫教育で、敷地が分かれている場合の小中一貫教育は、児童生徒と先生の移動をどうするかということや移動時間がかかることなど、いろいろな問題があると思っております。また、部活動のことについても、小学校、中学校では実際に行っております種目が違っておりますので、一緒にするという事はなかなか難しいのではないかと思います。

小中一貫校につきましては、現実問題として難しいように思いますが、現在の制度の中で改善できることがあれば、学校と相談しながら、子供たちの教育環境をよくしていきたいと

考えております。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 西畑と大多喜の一貫校というのは余り意味がないのかなと、聞いていると思うんですけども、それはそれとして、どこかで統合問題が必ず出てくると思っていますので、転ばぬ先のつえかどうかわかりませんが、考えておいて問題ないんじゃないかなと思います。検討しておいていただきたいと思います。

この後で、教育長、また質問しますので。この後、統合問題がありますから。

じゃ、続いて将来の統合計画について。

現在、中学校は2校ですけれども、中学校の部活が問題です。先ほど野村議員もありましたけれども、現在そういう実態がありまして、少ない西畑では活発な部活動はできないということで、中央に来ています。大多喜中学校に来ちゃうんですね。そういうことで、ますます生徒数が減ってくる状況になっています。

そういうことで、生徒数の減少で部活数の減少が出ております。活発な部活動ができず、自分の好きな部活をやろうとすると、例えば西中の生徒が大多喜中に入学する事態が起きています。小学校の児童数の減少は中学校の問題でもあります。近い将来、中学校の統合問題、小学校の統合問題が起きると思いますが、見解を伺いたいと思います。

また、小中一貫校問題も近い将来起こってくるとと思いますが、そのことについても見解を伺います。

このことから、方向としては大多喜集中となってきます。西小学校、西中学校の跡地利用も考えておく必要があると思いますが、見解を伺いたいと思います。

ただ、それは伺いますけれども、全部学校が旧大多喜に来ちゃうということは、もしもそうなったとき本当に大問題になるわけですね。そういうことで、これは私が仲間とちょっと話したときに、大多喜町の人口が減っているんだけど、どう思うんだという質問をしたら、こんな話が出てきましたので、ぜひお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 将来の小学校の統合、中学校の統合についてであります、年々児童・生徒が減っていく中で、学校統合につきましては考えていく必要があると思っております。

現在、小学校の統合につきましては、総元小学校、大多喜小学校、上瀑小学校の統合が決まっており、来年4月からスタートすることになっておりますので、将来の小学校の統合、

中学校の統合につきましては、その統合後の状況を見ながら、保護者や地域の方々と相談してまいりたいと考えております。

小中一貫校につきましては、先ほども申し上げましたが、敷地が分かれている場合、いろいろな問題があって難しいと思っております。

西小学校、西中学校の跡地利用につきましては、現在学校が利用されており、また小学校の統合、中学校の統合が具体的になっておりませんので、活用について考えていないのが現状であります。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 多分そうだと思います。活用については考えていないと思います。

ただ、私の言いたいのは、必ずそういうことが起きてくるわけですね。隣の加茂中学校が9年制になりましたよね、統合して。そういうことで、大多喜もそうなるんじゃないかなと。なるんじゃないかではなく必ずなると思います。そういうことで、やっぱり考えておく必要があるのかなと思いますので、教育長、何かありますか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今のは加茂学園ということで、小中一貫校を先にとということでしょうか。

（「そうですね」の声あり）

○教育長（石井信代君） 今、最近になって急に、文科省も教育再生会議等で、小中一貫校をどちらかというと推進するような話が出ているんです。ことしからスタートしました加茂学園は、4つの小学校を統合して加茂中学校と一体になって小中一貫校、この4月にスタートしたところです。

今まで長い間、義務教育は小学校が6年間、中学校が3年間、6・3制ということでやってきましたけれども、この加茂学園は、とりあえず4年生までを1区切りで、5年、6年、中学1年、この3学年を1つで、中2、中3を1つというふうに、3つのブロックに分かれて、今までとは全然違った形で進めています。

それがいいかどうかというのは、まだはっきりしていないんですが、小中一貫校がなぜいいかというのが、進められてきた一つの理由が、中学1年生が、全国的に見ると不登校とかいじめとか一番多いんです。よく言う中1ギャップと言いまして、6年生から中1に入るときに子供たちが抵抗感があって、そこでいろいろな問題が起きてくるということで、6年と3年を切り離しておくのではなくて、これを一緒にして小中一貫校にすれば、そのギャップが

なくなるからスムーズに子供たちが成長できるのではないかとということで進められてきているわけです。

ところが、いざやってみようとする、大多喜町の場合、例えば大多喜中学校と大多喜小学校を小中一貫校にした場合、まず敷地を同じの中で、これが原則的に、中学校の先生も小学校の子供を教える、小学校の先生も中学校へ行く、その辺の教職員も自由になっていく、そういういいところがあるんですが、現在の中学校の先生、小学校の先生というのは免許法が違ってまして、小学校の先生は小学校で教える免許を持っているわけです。中学校の先生は、例えば中学校英語の免許、中学校国語の免許、今離れていますので、小中一貫校で学校だけ、子供だけ一緒にしたからといって、中学校の先生がすぐ小学校を教えられるかというと、免許がないので教えられないと。

だからそういう面でも、先生方が非常に多くいて、たくさんの先生方が小中一貫校に入れば小中一貫校のメリットもあるし、同じ敷地内に小学校、中学校の子供たちがいればまたプラスの面もあるんですが、今の段階でそういうことを大多喜町の現状で考えますと、大多喜中学校に大多喜小学校の校舎を新しくつけ足して向こうで一緒にというのは、ちょっと考えにくい状況ですので、今すぐ小中一貫校というのは考えづらいと思います。

そういう敷地の問題、それから教職員の問題、それから今、大多喜の子供たちが中1ギャップを非常に感じているかということ、ほとんどないんです。というのは、このくらい的人数ですから、小学校の先生、中学校の先生との連携がよくとれていて、上がるときには一人一人の子供について、こういう性格ですとか、ここを注意してくださいと、この辺がもう、少ない人数のメリットでもありますけれども、小中で非常によく連携をとって小学校から中学校に送っていますので、中1ギャップというのはほとんどありませんので、今現在の大多喜町では、小中一貫校をすぐにどうこうというのは考えておりません。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 申しわけありません。一貫校を先にいっちゃいましたので、ちょっとずれちゃいましたけれども、生徒が、小学校の場合は児童ですけれども、児童が少ない。ということは小学校は1つでもいいんじゃないかなと。中学校も1つになる可能性があるわけですね。今の校舎の数にも問題があると思いますけれども、そういうことも考えられないのかなということできょう質問したんですけれども、そんなことはどうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） といいますのは、大多喜町で小学校を1つに、中学校を1つにとい

うことでしょうか。

(「はい」の声あり)

○教育長（石井信代君） 今、昨年度、西小学校が統合してまだ2年目ですので、もう一回統合で大多喜町で1つということは、小学校の場合は考えにくい。今の段階で小学校はまだ2年目ですから、統合して今素地をつくっているところですので。

ただ中学校は、先ほど野村議員からもありました。例えば、学習については、十何人いますので何とか成立していますけれども、先ほどから部活動の問題が出ています。部活動で学ぶことも中学校では大変大きいと思いますので、先ほどからも申し上げておりますが、これは子供のために非常にいいからということで、では統合を進めますといったときに、地域、それから保護者の方の考え方、これをかなりいただきながらといいますか、相談しながらいかないと、老川、西畑小学校の統合のときにもかなり時間もかけて、説明会も何度も何度も、夜、住民の方にも来ていただいて、いろんな議論を重ねてやりましたけれども、中学校の場合はもうちょっと距離もありますし、ただ部活動を考えると、やりたい部活動が子供にとってやれない現状があるわけです、西中学校の場合。

そういう子供のことを考えると、先ほど野村議員がおっしゃいましたように、できるだけ多くの中で、自分の好きな部活動をやらせたいというお気持ちもよくわかりますけれども、これは、町としては進めてどんどんいきますということだけではいけない。地域も、先ほど学校がなくなると地域がちょっと寂しくなるという、そういう大変大きな意見もありますし、また保護者の人たちが、この人数でいいんだという、多少部活ができなくても我慢して、この人数でこの学校でやっていきたいというような、そういう保護者もありますので、その辺は、地域の方、それから保護者の方、それから統合が必要かどうか、よく相談しながらいかないと、今、近隣では、なかなかそれがうまくいなくて白紙に戻ってしまったというような失敗例もありますので、慎重にやっていきたいと考えています。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） これはすぐ統合しろという話じゃなくて、そういうことが起きますので、できれば考えておいたらどうかなということで提案したわけでございます。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） その辺は十分考えておりますので、できるだけ住民の方たちと、また保護者の意見を何らかの形でお聞きしていきたいと考えています。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） いずれにしても、その仲間で話したときに、大多喜町が一極集中になっちゃうと、そういう心配もあってこんな話が出てきました。そういうことで、あしからずご検討をよろしくお願いします。

次に、町の創生について伺いたいと思います。

学校が閉鎖された地区が閑散とする状況は見るに忍びなく、政府では地域創生を目玉にするべく大臣が誕生いたしました。大臣の考え方では、地域の積極的なアイデアややる気のあるところに予算をつけると大臣が言っていましたけれども、現在の経済状況では町に優良企業の誘致は望めないと思います。国会でも、IR法案、カジノ法案が議論されておりますけれども、町では今まで考えたことがなかったことを思い切って提案してみたらと思います。

そこで、仲間の意見では、町には山がいっぱいあるから自衛隊はどうだ、競馬場は昔、大多喜の今の自動車練習場のところにあったが、競馬場はどうだとか、いろいろあったんですけれども、せっかく国でカジノの話が出ましたので、大多喜町も、町の予算じゃなくて国の予算でそんなものをつくれないう話でまとまりまして、きょうその質問なんですけれども、公営ギャンブルの売り場の誘致を提案してみたらどうでしょうか。

それは、たまたま話の中でギャンブルになっちゃいましたけれども、ギャンブルではなく、それによる波及効果で町の雇用が生まれ、そこに勤める人やその周辺に食堂、駐車場等、それらに投資が生まれて町も大いに活力が出てくると思います。

このように目玉になるもので町の創生が可能と思いますが、見解を伺います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課のほうからお答えをさせていただきます。

町の創生について、ご提案をいただきましてありがとうございます。

まず、公営競技の収益金についてですけれども、これは制度発足以来、公営競技を実施する地方自治体の財源として大きく貢献してきたものと思われ、本町も競艇の収益金の交付金等により、B&G海洋センターの建設や補助、中央競馬会からの畜産振興事業など、その恩恵は受けております。

公営競技には、競馬、競輪、競艇、オートレースといったものがございますが、所管する国の省庁は、競馬が農林水産省、競輪とオートレースが経済産業省、競艇が国土交通省となります。ただし、その場外売り場の設置基準等も、構造や設備、大きさなどの違いはあるものの、基本的な部分での大きな相違はなく、首長の同意、地域住民の同意が大前提となり、

それを受け、設置許可の承認がいただけることとなっております。

公営競技は法律に基づく娯楽であり、その場外売り場においても認められており、ご提案いただいたとおり、誘致による雇用の創出や、売り上げの一部が受け入れた自治体にも還元されるなど、地域振興にも結びつくお考えもございます。

しかし、総合計画を策定するために実施いたしました町民アンケートの結果では、特色あるまちづくりの方向性については、環境保全のまち、環境福祉のまちという順になっておりました。公営競技の売り場につきましては、生活環境、青少年への悪影響、家庭崩壊あるいは勤労意欲の低下、交通渋滞などを悪化させるおそれもあり、こうしたことからイメージダウンが進み、若年層や女性などの定住化あるいは観光客や買い物客から敬遠されるようになるおそれもあることから、誘致に対する町民の合意形成が難しいものと思われます。

このようなことから、現時点では、町として積極的に公営競技の場外売り場を誘致する考えはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 今、企画財政課長が言ったように、生活環境が大きく変わるのでそんな問題じゃないかという話だったんですけども、もしもそういうものができたら、まず交通が渋滞するんですね、みんないきなり入り切らないから。そうすると、もしもそれが発展したとき、できたときに、じゃ道路もつくるかというような話になってくるんじゃないかなと思います。大多喜町は非常に道が狭いので、その対象になってくるんじゃないかなという気がしたので話したんです。

仲間の中では、そんなギャンブル場なんかやったら破産する人がふえちゃうだろうという話が出たんですけども、どこのカジノの周りを見ても、そんなにパンクした人はいないんですね。大多喜町、つい最近はゴルフ場で、パチンコでという、何件か倒産した人を聞いておりますけれども、ブレーキが効かなくなっちゃうのかどうか分かりませんが、それもやっぱり考えながらやれるような環境をつくって、これは今たまたまギャンブルで提案しましたけれども、違うものが何かないか。要するに今までのありきたりの提案じゃなくて、とんでもないことを考えられないかということで、これは一つの提案ですので、実現できる、できないは別ですので、違うことを考えてください。よろしくお願いします。

では、以上で終わります。

○議長（小高芳一君） 以上で、麻生勇君の一般質問を終了します。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（小高芳一君） 次に、7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

1つ目といたしまして、道路の拡幅工事についての質問でございます。

現在、上瀑橋から城見ヶ丘区間の道路ですけれども、非常に交通量がふえてきておりまして、道路が狭いような状況が発生しております。途中まではちょっと広がっておるんですが、それから住宅のほうにかけての道路がちょっと狭いんですね。乗用車ですれ違うについても、なかなかスムーズにいかないようなときもあります。

そういう状況の中で、これからの将来のことを考えますと、非常に危険であるというようなことを考えられますし、住宅が建ってきちゃってから道路を広げるということになりますと、土地の買収にもお金もかかります。

そういうことから考えてみますと、余りうちが建ってこないうちに土地の買収だけでも、道路に必要な範囲の中で買収しておいたらどうなのかなというような考えを持っておるんですが、町の考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいまご指摘の、上瀑橋から城見ヶ丘駅区間の町道船子峯之越線についてでございますけれども、確かにご指摘のように交通量も最近多くなっております。

この路線は、上瀑橋の建設の際に踏切まで拡幅も計画されまして、平成16年から用地買収を行いまして、橋梁の前後につきましてはご協力いただけて、ある程度広げることができました。また、それ以外の土地につきましては非常に難航し、計画していた範囲を拡幅することができなかったのが現状でございます。

今後につきましてですけれども、道路部分の拡幅に対しての現在での用地の協力について、非常に難しいというふうに考えておりまして、住宅等の建設の際にセットバックをお願いいたしまして、道路の用地が確保できるような形で住宅を建てていただいて、後々に道路拡幅の際に、住宅を建てた方より用地のご協力をいただきまして道路を広げてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） そういうような考えがあるということですのでけれども、今の状況を考

えてみますと、うちを建てちゃってからその人に協力を求めるというのは筋が違うんじゃないの。事前にそういうことをやるんだったら、その前に何で安く土地を買収できる時期にやっておかないのか。建てちゃってからあれしてもらおうということは、それはちょっと筋が違うような考えがするんだけど、考えを聞かせてください。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 建てちゃってからというよりか、建てる前に建築確認の申請がありますので、その時点でうちのほうは協議に入りますので、その時点で、実はこういうわけで道路を広げていきたいという計画を申し上げまして、その辺をご理解いただいて、家の建築の際にその分のスペースをあけていただいて下がっていただくと、用地を残していただいて家を建てていただくというようなお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） そういう考えがあるということは、それは考えはいいんだけど、現実的なものから考えると、それはちょっと考えが甘過ぎるんじゃないのかね。今現在建てないうちに話を持って行って、町ではこういう計画があるんだけど、これについては協力してもらえますかもらえませんかというようなことで、地権者の方に相談をかけるのならいいけれども、建てる时候になって、道路をこのところは広げるから土地を分けてくれと、それはちょっと筋が違うよ、考えが。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 志関議員のおっしゃるとおりだと思います。課長も大変口が足らなかったと思います。要は、セットバックの前に用地の取得の努力をするということ、それは当然のことだと思います。そういうことで、課長は早くしゃべろうと思ひまして、どうしても言葉が足らなくなるので、ちょっと足しますと、まず前提は用地取得に努力していくと。どうしてもできなかったところについては今のような方向でと、そういうことの答えだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） そういうことだと思うんだよね。まあいいや、ぶり返すことはやめましょう。そういうことだと思うんです。だから、なるべく町の負担がかからないように持って行って、買収できるような方法を考えていくということを考えなくちゃいけないと思ってね。ひとつこのことについては努力していただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、議長、いいですか。

○議長（小高芳一君） どうぞ、続けてください。

○7番（志関武良夫君） 河川整備についてのことを質問させていただきます。

河川整備については、上瀑橋の建設が決定したとき、私も県の土木のほうに3回ほどお話に行きました。

護岸工事とあわせて上瀑橋の上流、200メートルぐらい上流に小学校のほうから流れてきている小川があるんですね。そうすると、あそこで雨が降ったときには、合流しますので非常に増水するんです。そのときに水圧がかかるものですから、あそこはちょうどカーブになっているんですね。カーブになっているために、橋から上を見ると、右側のほうの土手がみんな削られちゃうんです。今現在も川の中に竹が入って、崩されて入っているような、そのままだ状態が今起きています。

そのときにも、私は県の土木のほうに行きまして、町の建設課のほうとお話をして、護岸工事、あそこは小川のところまでできるかどうか協議してみましようということで、当時は浅野課長さんでしたね、浅野課長さんにも私もお話をし、県の土木のほうでもこういう話をしてきていますから、ぜひいいお話になるようにしてもらいたいと。

そうしたら、もう現在では、あそこに赤道があるんですね。私ら子供のころは、リヤカーが1台通るぐらいの赤道があった。リヤカーをひいてあそこに肥料を運んだ経験もありますけれども、その赤道が今はもうなくなっちゃっているんです。水圧で土手が削られちゃって、もう赤道がないような状況。それから先は個人の所有地になっちゃっています。そこも今、非常に崩されてきて、だんだん崩されてきて、個人の所有地もなくなるんじゃないかなというような、そういう考えもあるんですが、あの護岸工事を上瀑橋から小川のところまでの間の区間だけでも、カーブになっておりますので、水圧がこっちの土手にみんなぶつかるんですね。だから、あその区間だけでも県に町が働きかけて建設をやってもらうことによって、個人の所有地がなくなるようなことがないようにしてもらいたいなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま議員さんご指摘の箇所につきまして、確かに川の合流点であるとともに、ちょうどカーブになっておりまして、侵食がかなり見られておりました。

ただし、夷隅川の河川整備につきまして、おっしゃるとおり千葉県管理になっておりますので、県のほうでは、流水の阻害要因の除去と適正な管理を行っていくというふうなこと

も言っております、また台風や大雨による被害があった場合は、災害復旧等により対応していくということでございました。

また、本年度災害復旧事業といたしましては、町内では養老川で2カ所、夷隅川流域で3カ所実施しているというようなことでございます。

町としても、土木さんのほうと一緒に現場を見させていただいて、確かに赤道がもうなくなっているというような状況も、前回、議員さんのほうもご説明いただいたようでございますけれども、さらに本年に入りまして、私どもも一緒に土木さんのほうへ現場でお話しさせていただいたようなこともございます。

この要望につきまして、今後も適宜調整して、引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 私は何回かその問題を、河川の整備について議会でも取り上げてきたんですが、河川の整備というのは重要なことなんですよ。大多喜中学校の下までの今の状況を見ますと、杉の木は倒れている、竹は川の中に入っている、そういう状況で非常に流れがスムーズにっていない、そういう状況が出ているんです。

だから、それを町がもう少し、環境整備を整える考えがあるのであれば、力を入れて県のほうに要請するということをやってもらいたいんですよ。そういったことをぜひお願いしたい。よろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 今後も、申し上げましたけれども、引き続き要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） では、要望してもらえるということでございますので、私もこの辺で終わりにしたいと思いますけれども、ぜひひとつ力を入れて河川の整備のほうはやってもらいたいというふうにお願いします。

ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で、志関武良夫君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

(午後 2時11分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時23分)

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、8番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問する前に、ちょっとおわびいたします。私の資料が非常にごちゃごちゃになっちゃったような感じで、自分も余り整理できていなかったこともありますので、前後するかもわかりませんが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

2011年3月11日、東北地方を中心に、宮城県及び福島県を中心に発生した大災害は、忘れることのできない大きな災害でした。災害は忘れたころにやってくるとはいえ、その前の中越地震、阪神・淡路大震災と、周期的に約10年前後で発生していると思いますが、またつい最近では、長野県白馬村を中心に大きな地震が発生しましたことは、まだ記憶に新しいことだと思いますが、大地震が発生しまして、長野県の地震の場合には家屋の倒壊とか土砂崩れ、崖崩れですか、その辺は大きかったけれども、それに比較して人災は比較的少なかったのではないかと、報道のニュース等を見ますと少なかったと思います。不幸中の幸いと思ってよいと思いますが、人の命が失われなかったということで何よりと思っております。備えあれば憂いなし、事故や災害はいつ襲ってくるかわからないが、ふだんそのための準備をしてあれば、心配は要らないということわざのとおりだと思います。

そんな思いの中、11月9日に実施されました町の防災訓練について、ちょっと疑問に思う点がありましたので、今回の一般質問に取り上げさせていただきました。

例年行っているようであります、本町の防災訓練が5地区の順番に従って本年実施されたようであります、本年の当番は西畑地区ということで、地元の区長から参加の要請があり、今回初めて参加させていただきました。

当日まで、どのような内容で行うのか、また、集合時間あるいは集合場所についても話は

あったんですけれども、内容についてはまだ私も聞いていなかったし、こちらからもどういうふうにするのかということも問い合わせはしなかったんですが、とにかく参加してみようということで、当日9時に防災無線が放送されまして、地区の予定した人員が集合場所に集合して、会場であります西小のグラウンドに向かったわけですが、会場に着いて思ったんですが、私の頭の中では、会場に着いたら、区の代表である区長が災害対策本部長に、災害状況及び、何か災害が発生していることは想定していると思いますが、その他の内容について報告をして、その後に行動の指示を受けるかと思っていましたが、現場に着いたら、余り内容とかそういうのをわからないで行ったんですが、とりあえず校舎の裏のほうに回っていただきたいという指示を受けました。

それで、裏のほうに行ったら、災害時の備蓄倉庫、非常食とかそういうものが入っている倉庫が開かれていて、担当者がその中に入っている品物の説明をされていたようでした。また、そのすぐ隣に防災無線のアンテナがあって、そこでその無線の使用の仕方とかそういうことについての説明をされていたようであります。

そうこうするうちに、今度は区長が表の本部のほうに報告をしてもらいたいという要請があったようです。その後、間もなく区長から、前のグラウンドに行ってほしいというようなことでグラウンドに行ったんですが、その後改まった指示もなく、そのグラウンドの中で、小学生を対象にした心肺停止状態の方のAEDを使った人命救助の方法ですか、そういうことを体験させるためのことをやっておりました。

また、消防車、これはタンク車ですね、水を積んでいるタンク車から放水の体験をさせているところもありました。それからもう一カ所は、消火器を使った消火器の使用法等、消火器を実際に作動させて、このときは中は薬品でなく水を使っていましたが、その体験をさせていたようでありました。

そこで、今回の防災訓練の中で、もう少し何か、被害の想定とかそういうものが余り状況として説明されていなかったということと、災害があったからこういう避難訓練とかそういうものをやるのではないかという自分の意識のもとで行ったわけですが、防災訓練の流れが余りよくつかめていなかった。そのことについても、終わってからそういう感じの人が何人かいて、私にもきょうの防災訓練は何なのというようなことも聞かれました。

そんな関係で、質問の1番に、訓練の流れが本当につかめなかったんですが、これに対して準備、打ち合わせ等、どのような組織でどのくらい行われたのか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、防災訓練についてお答えしますが、ご質問のとおり11月9日に西小学校を主な会場として防災訓練をやらせていただきました。

準備の打ち合わせということですが、実施に当たっての打ち合わせは、全体としては2回実施しております。それで、お集まりいただいたのは西畑地区の各区長さんと消防団、赤十字奉仕団、西畑地区の地域ぐるみ奉仕団、社会福祉協議会、そして西小学校の関係者の皆様にお集まりをいただきました。そのほか消防署、警察、社会福祉協議会とは個別の打ち合わせを数回行っております。

打ち合わせの内容ですが、まず1回目の打ち合わせのときに、どういう想定で行ったらよろしいでしょうかということでお諮りをしたんですが、特にご意見等ございまして、町のほうでというようなお話でしたので、これまでやっております地震を想定した訓練をして、情報の伝達訓練、あと子供の引き渡しですとか炊き出しとか、そういう訓練をいたしました。以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、実際に防災訓練ということで皆さんを集めているわけですから、今回の場合には地震を想定した防災訓練でした。そうであれば、道路の崩壊とか崖崩れ、あるいは家屋の倒壊、今回の場合には震度5強でしたか、想定した場合。そうするとかなりの周りの被害が想像されると思うんですが、その辺について、やはり何か盛り込んでおかないと、実際に起きた場合には、防災訓練をやっても避難訓練をやっても、それが実を結ばないのではないかというようなことを自分も思ったし、何人かの人もそういうことを言っておられましたが、その辺どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず訓練の流れですが、地震を想定しまして、その後、地区の区長さんあるいは代理者ですとか組長さん方が、地区内の安否を確認するというような想定で行いました。

それとまた、時間の都合もありますので、それを実際に全部行っていますと時間的なこともありますので、安否を確認したという想定で被害状況、今度は西小学校のほうに参りまして、西小学校の裏の無線局から役場の総務課のほうに地区の状況を報告していただきました。

そしてその後、ご質問の中にもありましたが、防災の備蓄倉庫の内容を、どういうものが入っているかわからないということでも困りますので、そういうものを確認して、さらに職

員については、できるだけ西畑地区の職員は全員来ていただくというようなことで行いまして、西畑地区の職員が、災害があった場合、一番行ける可能性が高いので、防災備蓄倉庫の中身の確認をしていただきました。

その後、終わった後に、現地対策本部ということで、グラウンドのほうに来ていただきまして、そこでまた現地対策本部長のほうに、被害の有無というようなことで報告をしていただくことにいたしました。ただ、その中で、どこどこでどういう被害が発生したという想定を改めて事前には行いませんでしたので、各区長さんとも被害なしというようなことで取り扱いをいたしました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ただいまの答弁の中で、各地区の報告が被害がないということは、やはり被害を想定した内容の中身でやっておかないと、実際には役に立たないのではないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 時間的に2時間という限られた時間の中で行いましたので、そういうことになったわけですが、これからまた来年も実施する予定ですので、今いただきましたご意見も参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それは2番の、町内5地区を順番に行っているようですが、地区によって想定する災害状況は異なってくると思いますがということで重複すると思いますが、西畑地区5地区でも、災害とか被害の状況というのは、地区によって違ってくるケースが出てくるのではないかと思います。

西畑老川地区は、土砂崩れとかそういうものが発生しやすいですし、大多喜周辺であると家屋の倒壊とか、その辺が集中するのではないかなというようなことであるので、毎年順番にやっているということであれば、できれば私の提案とすれば、その地区に応じたような実際に想定をしてやらないと、避難訓練をやったというようなことが意味もなさないし、また実際に災害が来た場合に役に立たないというか、パニックになると。パニックを防ぐためにやる防災訓練がうまくいかないのではないかと思います。その辺で地区別に考えをしたほうがいいのではないかと思います。その辺はどうですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 地区別に想定を変えてということでしょうか。

○8番（渡邊泰宣君） 状況が変わってくるのではないかとということでの私の個人的なあれなんですけれども、今言った、例えば西畑老川地区は、どっちかというと山が多いですから、その辺で土砂崩れとか、今回2月には雪の、倒木等が多かったのを含めると、そういうことが起きる可能性がある。あるいはほかの地区になると、山の低いところはまた別のケースが考えられるのではないかとということを含めまして。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 渡邊議員のおっしゃるのは、地域ごとにそれぞれ条件が違いますので、その地域の状況に合ったような防災訓練ということですね。

実は、それは当然そのようなことで想定をしてやっているところでございます。大多喜地区につきましては、特に河川の氾濫ということが1つメインになっています。それぞれその地域によって、今、渡邊議員がおっしゃいましたように、山間部のほうについては、いわゆる山の崩落とか道路の決壊とか、そういう崩れですよ、そういったものを想定するということとされているんですが、それぞれ地域の特徴を出した形でやっているんですが、なかなかそういうところがうまく浸透していなかったのかなとは思いますが。それはやってきたことは確かなんですが、これからもその辺を明確にしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは3番目の、これは私が民生委員のときに携わったお話なんです、自主防災の話があって地区に集まっていろいろ説明を聞いたんですが、なかなかこの組織が、多分西畑地区はまだできていないと思いますが、その後の状況について伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 自主防災組織ですが、平成21年に8団体、これは全て老川地区でございます。平成24年度に1団体、これは下大多喜、田代地区ですが、設立されまして、現在、町内で合わせて9団体でございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 何でかという、先ほど申しました長野県の白馬村の災害についてなんですが、私のニュースの見間違いかどうか確信はとれないんですが、そのときに、何で人災が少なかったのかということについて報道されていたと思います。

その中で、地域の人が隣近所の見回りというか、そういうものを綿密にやっていたという

ようなことで、そのために、近隣に住んでいる人のふだんの生活の状況とか、あるいは体の状況とか、そういうことについて皆さんがよく把握していたと。この人はこういう災害が起きたときには危険だなというようなこと、あるいは、すぐには出られないけれども自力で避難できるとか、そういうものを近所の人がよく把握していたというようなことを報道していたと思います。そんな関係で普通助からない命も助かったとか、そういうようなことがあったようです。

その辺について、これから、自分たちも責任があると思いますが、町としてもできれば、自主防災組織ですか、その辺をもっと強く推進していただけたらいいのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今ご質問のとおり、白馬村は全壊の住宅が5棟だそうです、その中でも亡くなられた方はいなかったというようなことでございます。

あと、ここに県の資料があるんですが、阪神・淡路大震災のときに、生き埋めになった人がどういうふうに助かったかというような資料を見てみますと、自力で脱出したという人が一番多いんですが、約30パーセントの方が、例えば友人とか隣人、あるいはたまたまそこを通った人に助けられたという方が30パーセント以上でございます。

ですから、いかに近所の力というのか、そういうものが非常に重要かと思いますので、今回の西畑地区の防災訓練の打ち合わせのときも、区長さんに自主防災組織のお話をいたしました。設立をしてはいかがでしょうかという話をしましたが、その後何もございせんでしたが、広報にも載せてあります。また、防災のことについて昨年、話をしてほしいというようなことで地区のほうにも出向きましたが、そのときもお話をしましたが、残念ながら設立には至っておりませんので、これからまたさらに機会を見て、設立していただくように進めていきたいというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、防災については以上で終わりたいと思います。

続きまして、福祉センターのことについて伺いたいと思いますが、私も議員になる前に民生委員を2期務めさせていただきましたけれども、そのときに感じたことなんですが、民生委員の活動の一環として毎月1回定例会があります、その定例会の会場が福祉センターになっております。

そこで、福祉センターの会場は、私も何年ぶりかで福祉センターを利用させていただく機

会があったんですが、ごらんのように、和室の大広間ですか、その辺については畳の部屋であるために、当然、利用する人たちも、座卓というか、そういうものでやるようになっていきます。

そのときに、自分たちも大体会議としては2時間か2時間半ぐらい、そこに座りながら会議を進めるわけですが、そうすると、年をとってくると腰とか足がだんだん弱ってくるというか、そんな状況の中で会議を進めていると、長時間というか、2時間過ぎてくるとだんだん、会議が早く終わらないかとか、そんなことしか頭に入らないような状態の経験があります。その任期中にたまたま、2年目でしたか、私も不注意で足首を捻挫したことがあるんですが、このときはさすがに、テーブルであれば出られないことではなかったんですが、ちょっと座っているのが困難かなと思って欠席をさせていただいた経験があります。

この辺で、会議が比較的楽にできる方法はないのかなというようなことで思っていたんですが、私たち以上に、利用する高齢者、利用するのは高齢者のほうが利用する機会が多いのではないかと思います。福祉センターについては、所有が夷隅郡市広域市町村圏事務組合ということで聞いておりますが、町単独で私の言っている内容を改善するとかそういうのは難しいかと思いますが、できれば利用する側の、少しでも会合を和らげていただけるということであれば、何とかならないのかなということで質問させていただきますが、よろしく願いします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課のほうからお答えをさせていただきます。

大多喜老人福祉センターは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が発足して最初に取り上げた事業で、建物は昭和49年9月に完成し、平成3年に大規模改修工事を実施しております。現在も夷隅郡市広域市町村圏事務組合の所有で、大多喜町社会福祉協議会が指定管理者として管理をしております。

このため、施設の大規模な改造につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者と指定管理者との管理に関する基本協定書というのがございまして、それに基づいて社会福祉協議会と夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者で協議するようなこととなっておりますので、町からの回答は控えさせていただきたいと考えております。

しかし、ご質問の和室大広間につきましては、総合計画を策定するときに老人クラブの会員の皆様と懇話会で使用させていただきました。その懇話会のご意見といたしまして、

足のぐあいの悪い方用の座椅子が少なくて困っているんだと。特に、大広間を2回以上に分けて使用するときは奪い合いになってしまうので、何とかしていただきたいというような要望がございました。

この要望に対しましては、全てお応えできるかどうかは別にいたしまして、購入に向けてこれから協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうしますと、多少の経費的なものでやる分には、町としてもできないことはないのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） あくまでも大規模な修繕ということであれば、所有者である夷隅郡市広域市町村圏事務組合が実施するというようになっております。簡易な修繕等につきましては、指定管理者で行うというようなことでございます。

指定管理者は、先ほど申しましたけれども、社会福祉協議会が実施しているということで、町からも社会福祉協議会にいろいろな事業等をお願いしているものがございます。ですから、そういう大規模な関連ではないものについては、できる限り町としては協力はしていこうというふうには考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 町の持ち物ではないということで、ちょっと難しいかなとは思いましたが、ありがとうございました。

また、続いて同じようなことになってしまいましたが、今現在、福祉センターのお風呂場ですか、その辺が、発足当初は多少使ったことがあるようなことは聞きましたけれども、今現在は物置になっていますね。この状態でよいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 福祉センターの浴槽につきましては、大分長い間、浴槽としては使用していない状況で、現在は物置のような状態となっております。これは、1つは浴槽が深いこと、お湯が相当量必要なこと、さらに、利用者の使用料では採算がとれないことなどによるものだと伺っております。

この浴槽部分の改良につきましては、大規模な修繕に該当してしまうということで、それについては、やはり所有者のほうの義務というようなことで考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） その部分について、建物の専有面積からいうと結構あるような気もするんですが、そこを、でも経費がかかっちゃうかな、改装して何かの利用をする予定というか、希望としては、さっき言った和室であると座ってやらなくちゃいけないんだけど、そこにテーブル式の会議室みたいなものがあればいいんじゃないかなという、私の希望というか、思いつきというか、そんなことなんです、その辺のことについてはどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それにつきましては、町単独で実施するというのは非常に難しいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） その辺については、町から市町村圏組合に要望して何とかできないのかなというようなことについてはどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 一義的にはあくまでも指定管理者が協議をするということになっております。ですから、あくまでも指定管理者が最初に協議をして、その後、構成市町での協議というような形になろうかと思えます。やはり指定管理者のほうから、初めに広域市町村圏事務組合の管理者との協議をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それともう一つなんです、今現在、入り口、玄関ですか、そこは天気のとときにはそう感じなかったんですが、たまたま私も、老川の高齢者の集いですか、老川が合併して老川の小学校の施設が利用できなくなって、去年、前回からか、高齢者の集いを福祉センターでやるようになって、まだ私も民生委員だったのでそのイベントに行ったわけですが、たまたまそのときが天候が悪くて大雨のときだったんですね。大雨というか、比較的大雨で。

そのときに、送迎車が着いたときに、足のぐあいの悪い方が乗りおりで大変な思いをしたことがあるので、これはどのくらいのあれが、福祉センターのほうでやれるのかどうかについても問題があるかと思いますが、そこに雨を防ぐようなものがあれば、もう少し楽にできるのではないかというような感じを受けたので、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 表玄関のひさしにつきましては、スロープを新たに設置したときに、ひさし部分が足らなくなったというようなことで伺っております。

このひさし部分の改修につきまして、バスの乗降時に使用するということになるのかなりの高さ、あるいはしっかりした柱とか必要になってくるのではないかなというふうに考えますので、やはり建物の大規模的な修繕に該当してしまうのではないかなというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、次のまちづくりのアンケート集計結果について質問させていただきます。

まちづくりアンケートは、過日行われた大多喜町まちづくり公聴会時の資料の説明の中に、ちばぎん総合研究所より分析した内容の説明がありましたが、その中の今後のまちづくりの方向についての中で、環境保全のまちが37パーセント、健康福祉のまちが34.1パーセントで、上位のほう、約3分の1を超えているというような結果でございます。

そこで、その中にあります、次のアンケートの後にあった内容なんですが、町の取り組みの満足度及び重要度についての結果であります、保健医療体制及び福祉施策の項目が、満足度が低く、重要度として高い位置にあるのでありますが、この福祉施策について伺いたいと思います。

町は、65歳以上の人口の占める割合、いわゆる高齢化率ですが、今現在34パーセントになったと聞いておりますが、私自身もその中の一人に入っております。身につまされる思いですが、できるだけ自分自身のことは自分でできるよう心がけるように努めたいと思いますが、特に今回は、高齢者、また障害があったり、自力で買い物、病院等に行かれない方がいると思いますが、今年、買い物に出ることに困難な方のために移動販売車が実施されたことは喜ばしいと思いますが、その他、病院等に出かける、先ほどいろいろこのことについても質問がありましたけれども、このことについての、いわゆる全般的な内容になりますが、町として、このアンケートの中の重要度の中に入っております福祉政策についてどのように考えておるか、伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、福祉施策をどのように考えているかということで、その質問でよろしいのでしょうか。

（「はい」の声あり）

○健康福祉課長（永嶋耕一君） さきのアンケートの結果によりますと、必要な保健医療対策の中で、全年代で一番多い要望というか意見がありましたのが、町内の医療施設とか診療所

の整備の充実というのが一番多いアンケート結果になっております。それと、救急とか休日夜間診療の充実、その辺も50パーセント以上を超えております。

そのほかに、必要だと思う福祉施策の中で一番多かったのが、高齢者の介護予防・介護保険サービスの充実ということで、やはり全年代で一番多くて48.4パーセントの意見がありました。

それと、必要な高齢者福祉対策ということで多かったのが、高齢者の生きがいや働く場の充実、それと高齢者の交通手段の確保、その辺が出ております。それと、寝たきりや認知症高齢者などの福祉サービスというか、施設の充実ということで、そういうアンケートで要望が多いのがありました。

その中で、先ほども渡邊議員さんが言いましたように、高齢者あるいは町外れに住んでいる人が、車の免許とかそういうものがない場合どうしたらいいとか、病院とかそういうところに行くにはどういうふうにしたらいいかということで、質問があったと思うんですけれども、先ほどのアンケートの結果でも高齢者の交通手段の確保ということが出ております。

その対策についてでございますけれども、現在、本町では外出支援策といたしまして、在宅の高齢者及び障害者の利便性の向上、それと社会参加の促進、家族介護の軽減を図る目的で、外出支援サービス及び福祉タクシーの事業を行っております。その中で、町が契約したタクシーを使い、町内の公共施設、医療機関、金融機関、買い物、いすみ医療センター等へ利用することができる事業でございます。町としましても、これらの事業は、年齢制限や車を所有している、していないことなどの制約がありますけれども、今、一番有効な施策と考えております。

しかしながら、高齢者及び障害者以外の方または2つの事業で、年間約1,500万円ほど経費がかかることなどを考えますと、今、全国的に急増しておりますデマンド型交通について、今後、町内の交通体系に対する事業を含めた総合的な調査研究を考えていかなければならないと思っております。

あと、アンケート結果で必要な保健医療対策につきましては、先ほど野村議員にお答えしましたけれども、今、重要なのは小児科とか産婦人科、その辺の医療機関の充実も今後考えていかなくちゃならないということで思っております。

それと、重要だと思う福祉施策の中で、先ほど申しました高齢者の介護予防サービスの充実ということで、今後、来年度から介護保険が改正されますので、その中で予防事業とかそういうものを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今いろいろ伺いましたけれども、私もちょっと頭の中に入らないので、自分の疑問に思う点について伺いたいと思いますが、今現在やっている事業で、その中でもなおかつこのアンケートの中では重要度が高いというようなことで、私は認識しております。

そんな中で、今、話の中に出ました福祉タクシーとか、あるいはそのほかの交通機関の利用状況が出ましたけれども、福祉タクシーの場合には制限がありますよね。町内あるいはすみ医療センターですか、病院の場合にはそういうところはいいと。勝浦の病院には適用できないとかということであると思いますが、意外と勝浦の病院にも結構通っている方も多いし、あるいは鴨川あたりの病院にも行っている方がおると思います。

その辺を含めた意味で、重要度というようなことでアンケートの結果が出ているのではないかと思います、地区外の福祉タクシーの利用とかその辺の見直しとか、そういうものができるのかどうかお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 福祉タクシーの町外のほうの利用もできないかということでございますが、先ほど申しましたように、経費的にかかるということで、今、全国でも急増しておりますデマンド型の交通体系とか、あと巡回バスとかそういうのが今現在大多喜町にもあります。あとスクールバスとかそういう関係もありますので、その辺の総合的なものを考えて、一体的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、話に出ましたデマンドタクシーについてなんですが、去年の議会議員の研修視察では、長野県のデマンド交通について視察いたしまして、比較的利用しているようでしたし、何でそうしたかという、現行の路線バスとかそういうものについての利用が、説明の中では、人を運んでいるのではなく空気を運んでいるというようなものの中から、デマンドタクシーのほうに転換したというようなことを聞いておりますが、大多喜町としても、これは予定しているということではありましたけれども、早い時期にできるかどうか、その辺のことを伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） デマンド交通の関係につきましては、先ほど山田議員さんのほうにお答えをさせていただきました。やはり高速バスの交通形態と一緒に、総合交通とい

う問題を考えていきたいというふうに考えております。これは前向きに、先ほどもお答えさせていただきましたが、実施に向けて検討を進めていくということでございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） デマンド交通と高速バスとの関連性というのはどういうところにあるのか、そこをお聞かせ願います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これも、これからいろいろな面で協議を進めていかなければならないとは思いますが、町内のそういう形態と、これは巡回バスなんかも含めて検討ということで、協議を進めていきたいと思っております。

そういう中で、町の交通だけがそこで途切れてしまうと、それこそ町外に出る手段といたしますか、それが非常に欠けてしまうのではないかなと。ですから、そういうものを一体的なものとして考えていきたいということでございます。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、次に進みたいと思います。2番目の若者定住化住宅施策について伺います。

まちづくりアンケートの中の満足度が低く重要度が高い項目の中に、若者定住化施策が入っておりますが、今年度の若者定住化施策として、城見ヶ丘分譲地に現在の残っている部分を利用して、一定の条件をつけた優遇策としての分譲住宅ということでありましたけれども、その件につきまして、高齢者住宅ですか、その辺に話がかわって決まったというようなことを伺いましたが、その後について、売れ残ったところがそこで売れたということは、これはいいことでありますが、若者定住化についての政策が変わってきちゃったと思いますので、その辺でその後についてどういう方向に向いていくのか、伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 船子の城見ヶ丘団地の事業地の分譲につきましては、今まで18年間売却ができない場所となっております。このため、若い人を対象に定期借地権つきの分譲を検討して、議会の皆様にも一度ご説明した経緯がございます。

しかし、定期借地権つき分譲といいますのは、土地を賃貸借するために、住宅を建設する場合の費用は安く済む利点はございますが、50年以上の契約期間あるいは金融機関からの融資などの問題、さらに賃貸借期間満了後も本人の土地にはならず、契約期間満了後は土地を町に返還するもので、一長一短あるのではないかなというふうに考えております。

町の住宅施策といたしましては、宅地住宅関係プロジェクトチームにより検討いたしました下大多喜、猿稻、大戸地先の遊休町有地の分譲、あるいは既存の町営住宅の修繕を計画的に実施してきております。

ご質問のありました定住促進プロジェクトにつきましては、若年層をいかに呼び込み、または歯どめをかけるか、本町ならではの支援制度を検討していくことを目的とするもので、平野部の大部分を農地が占めており、その農地が農業振興地域となっておりますので、宅地開発等を進めるに当たり、農業振興地域の指定を解除することができないかというような内容を協議しております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうしますと、若者定住化については、今現在もほかに売れ残っているというようなところで、そういうものに促進するというように解釈してよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 当然、現在まだ残っている土地について、積極的に売却に向けて進めていきたいというふうに思っております。

それと、移住という問題を考えてみますと、空き家というものに着目いたしまして、やはり空き家を、町のほうでこれから調査していく段階ですけれども、なるべく多くそういうものが提供できるような形。それと、きょう町長が一番最初にも方針としてお話がございました、先ほども説明しましたけれども、農地をどういうふうに宅地化していくかというようなことが検討の課題だというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） これは通告に入らなくなっちゃうのか、ただいまお答えにありました高齢者住宅ですか、この辺について、入居する方はやはり町外が多くなるのではないかと思います、その辺で町がそのために負担が出るとか、そういうことはないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいま、高齢者住宅に負担がどのようにかかるかということですが、介護保険の中では住所地特例、大多喜町に移住してきた場合に、本来ですと以前の市町村が介護保険とかそういう負担をするような制度なんですが、高齢者住宅の場合は介護保険の制度に入っておりませんので、高齢者が入った場合には、介護保険とかその辺では、高齢者がふえるということで負担はふえるとは考えております。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君）　ありがとうございました。

　　以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君）　以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

◇　野　中　眞　弓　君

○議長（小高芳一君）　次に、11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君）　11番の野中でございます。

　　私は3点にわたって一般質問をしますが、その底辺に流れているものは、今回、やはり皆さんと同じ流れの中で、少子化対策、それから若い人たちの定住を支えるまちづくりでありたいということで、3点質問したいと思います。

　　大ざっぱに見ると、子育て支援とか若者対策ですが、もう一つは、今いる人たちも健康で過ごせるというまちづくり、健康で過ごすことによって住民負担が軽くなる、健康保険や介護保険の軽減ができるまちづくりというものを目指したいという気持ちがあります。

　　まず1点目の予防接種の助成拡大について。

　　いろいろな説明は抜きにして、予防接種はより多くの人が受けると、個人的にも1人でも症状が軽減される、あるいはかからなくなるということもありますけれども、より多くの人が受けることで流行が抑えられるという効果が増すというように聞いております。この予防接種をより多くの人たちが受けやすくするために、助成制度を拡充する考えはあるかどうか伺いたいと思います。

　　今行われている予防接種の助成関係、予防接種の種類と助成がどのくらい行われているのか。質問では高齢者と子供のと分けましたけれども、一緒に説明してくださって結構です。

○議長（小高芳一君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君）　では、予防接種の種類と自己負担、これは子供と高齢者、一緒でよろしいということですが、別々にご説明させていただきたいと思います。

　　まず最初に、子供の予防接種の種類と自己負担の関係でございますけれども、本町では、予防接種法に基づいて接種される定期接種のうち、ジフテリア、百日ぜき、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、ことしの10月に新たに定期接種に追加されました水痘の12種類の感染症を対象に無料で行っております。

　　また、おたふく風邪、インフルエンザ、B型肝炎、ロタウイルス等の、接種するかどうか

接種する側に任意に任されている任意接種がございますが、自由意思による接種のために、本町では全額自己負担となっております。

今、予防接種についての資料をお手元に配付しましたので、参考にさせていただきたいと思います。

あと、有料のワクチンについて自己負担の軽減はあるかというご質問でございますけれども、国ではおたふく風邪、B型肝炎、ロタウイルスの3ワクチンについて、現在、厚生労働省のほうで定期接種に向けて検討しているところであります。町といたしましても、国の動向等を注視し、対応していきたいと考えております。

次に、高齢者の予防接種のほうでございますけれども、本町では、予防接種法に基づいて接種される定期接種のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種に対し、2,000円の助成を実施しております。また、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種については、町独自で、65歳以上で定期接種に該当しない人に対しても2,000円の助成を行っております。

それでよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 高齢者肺炎球菌は何歳以上でしたか。何歳以上から助成が。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 高齢者の肺炎球菌につきましては、国のあれでは65歳ということになっておりますが、町の独自でやっている場合は65歳以上ということになっております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 子供の定期接種は、国がやるということで自己負担がありませんけれども、B類の疾病については、個人の意思だということで全額自己負担ということですが、自己負担ではなくて、ここのところに町独自で助成をする考えはありますか。

今、上のほうのおたふく風邪とかB型肝炎とかロタウイルスについては、国が検討する方向だということですが、インフルエンザについてはまだのようです。このインフルエンザについて助成をする考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 子供のインフルエンザの助成をということですが、今現在、近隣の市町村、夷隅管内、長生管内を見ますと、助成しているところが、白子町で今年度から中学3年生を限定にやっているところです。それ以外の市町村については、負担を考えて

いないということで聞いております。

また、本町もそのような状況と、あと国のほうでも、インフルエンザについては、定期接種に向けて今のところそういう話題に乗っていないということで、うちのほうも今現在で助成することは検討しておりません。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） インフルエンザの子供の罹患率はわかりますか。あるいはインフルエンザの予防接種の接種率、子供の場合。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 接種率ですが、私の手元にありませんので、後でよろしいでしょうか。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それでしたら結構です。

高齢者の場合はどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 高齢者の場合は、昨年度ですが、接種率が57.7パーセントでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 高齢者の接種率が57.7パーセントで、どういう状況があるかということ、私は、2カ所の医療機関で高齢者のインフルエンザのかかりぐあいはどうでしょうかと伺ったんです。1カ所のお医者さんでは、高齢者、肺炎もインフルエンザも患者さんはいませんということでした。もう片方の医療機関は、子供に比べてお年寄りのほうが少ない感じですねという、事務方なんですけれども、印象でした。そうすると、57パーセントの接種率で、高齢者はかなりインフルエンザにかかるのが軽減されている。

それに対して、じゃ子供の接種率はどうかと言われますと、確かに自由接種ですからわからないと思うんですけれども、子供がどのくらいかかって、学校がどのくらい学級閉鎖になるかというのは一つのバロメーターだと思うんですけれども、ここ数年のインフルエンザによる学級閉鎖というのはどのくらいあるものでしょうか。教育課長に伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） インフルエンザによります学級閉鎖ということでございますけれども、平成22年度は、日にちでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○教育課長（野口 彰君） 11日です。平成23年度が4日、平成25年度が3日、平成26年度は今のところなしということでございます。それ以外に学年閉鎖がございまして、これは平成24年度のみでございますけれども、3日間ございました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、ことはまだ始まったばかりなんですけれども、今まで22年度からこの5年間のうちの4年間は、毎年学級閉鎖が行われているくらい子供たちはかかっているということです。

今までは、インフルエンザについては親の負担というのは、接種でお金を使うか、あるいはインフルエンザにかかっちゃって治療費でお金を使うかということでしたけれども、来年度からは、中学生までの方がインフルエンザにかかるると自己負担分は全部町が持つことになるんですね。

そうすると、保険からは7割、それから町のほうの無料化の部分が3割。幾らぐらい治療費がかかるかという、子供のインフルエンザのときはタミフルを飲ませるな、できるだけ避けたいということで、新しい薬を使って治療すると、中学生の場合は1万円を超えます。小学生の場合は8,500円くらいかかっていくわけです。

それともう一つ、学級閉鎖をされると、ちょうど小学生、中学生を持っている働き盛りの親御さんにとって、子供が元気でもうちに置いておかなきゃいけない。特に深刻なのは、学童保育に預けなければならない家庭なんですけれども、子育て支援課長に伺いますが、学級閉鎖が行われたときは、学童保育は朝からやって子供を預かるというような措置はとっているんですか。それとも、学童保育に行っている子は、親が休めなかったら、手当てができなかったら、ほったらかしにせざるを得ないとか、個人的に頼みまくるとかという状況なのか、どちらですか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 学校のほうで学級閉鎖があった場合に、その子供たちを学童クラブのほうに朝から預けられるかということでしょうか。

学童クラブのほうは、基本的には学校の授業が終わってからということをつくってございます。それと、学校が災害とか病気で学校閉鎖の場合ですね、休みの場合は、学童クラブのほうも行わないということになっていますので、基本的には学級閉鎖があっても、その子供

たちを学童クラブのほうで預かるということはいたしません。

ただ、学級閉鎖になったときに保護者の方が勤めで見られないということですが、それにつきましては保護者世帯で見ていただくのが基本だと考えております。

（「保護者が見るの」の声あり）

○子育て支援課長（三上清作君） はい、そうですね。以上です。

（「そうすると」の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君に申し上げます。発言の許可を得てから質問するようお願いします。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、今まで学級閉鎖が起きているのは基本的にインフルエンザだと思うんですが、インフルエンザで学級閉鎖が行われると、働く親たちにとってもしんどい家庭が出てくる。できるだけ若い世代を支援するということを考えても、医療費を安くあげるという点で考えても、子供のインフルエンザ予防接種に助成金を出して、多くの子供たちに受けてもらって、風邪ぐらいで済む程度の状況をつくり出すということは必要なんじゃないかと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど課長が答弁したとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 既に行っているところは1つしかないと言いました。多分非常に少ないと思っておりますけれども、先ほど既に一般質問を行った方たちが何人かおっしゃっていましたけれども、思い切った施策が必要だと。インフルエンザの子供の助成金、義務教育、みんな出すよというのは、近隣にとってはかなり思い切った施策だと思うんです。

私が勝手に心づもりしているのは、インフルエンザの予防接種は、お年寄りも子供もみんな2,000円やればと思っているんです。というのは、お医者さんが、インフルエンザは子供もお年寄りもみんな3,500円です。小学生は2回やるんですが、2回で3,500円に抑えていますというお医者さんもありまして、だからお年寄りと同じでいいなと。そうすると、小・中学生700人前後ですから140万円で、大多喜町インフルエンザ云々なんていう施策、やっぱり大多喜町は福祉、前のように先進なのねという印象を売り込むのも大事ではないかと思っております。

今、町長が課長の言うとおりでということですが、なるべく早いうちに考えを変え

ていただくことを希望して、お年寄りのほうの肺炎球菌ワクチンの助成についても、今、効果が肺炎球菌ワクチンは5年くらいと言われているので、5年、5年で打つとして、お年寄りを抱えていると、お年寄りが気がついたら熱があったという、どうしたらいいんだろう、おろおろすることが多いんですけれども、介護をする人の立場から、お年寄りが苦しまないためにも、やっぱり医療費の問題、肺炎はインフルエンザほど安くないと思います。一度かかってしまったらかなりの治療費がかかると思います。そういう面でも、お年寄りの肺炎球菌の助成の回数を拡大していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成の拡大ということでございますが、2回目以降の接種と承知しておりますが、ご承知のとおり、高齢者の肺炎球菌感染症は、本年度10月に定期接種の対象になったばかりでありますので、本町といたしましては、今後の国の動向等を注視して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 国の動向はどういう傾向になっているんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 国では、再接種については国も認めております。ただ、5年、5年でやるということではなくて、最終的には医師の判断ということになっております。それで、今現在、医師の間でも意見が分かれているところでございます。近隣の医療機関でも意見が分かれているということでございます。

また、もし万が一、今は重篤な健康被害とかは聞いておりませんが、もしあった場合等を考えますと、この辺については慎重に対応していきたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 本当に、病気だけ見るんじゃなくて、まちづくり全体の中から見て、予防、予防、予防ということで、本当に医療費を減らすまちづくりを根幹にしていきたいと思うんです。病気だけではない、介護もそうなんですけれども、そういう点で前向きな検討をお願いいたします。

2点目に行きます。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午後 3時40分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時51分）

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それでは、一般質問を続けます。

大きい事項の2にいきます。入学準備金の貸付制度をつくっていただきたいということです。

今、大変、シングルマザー、若いお母さんだけで子供を育てている方がふえています。母子家庭の収入は平均値の半分にも満たないところが多いと最近をよく報道されております。こういう方たちが、子供が大きくなって入学を迎えることはうれしいことなんですけれども、毎日の生活を回していくだけで大変なところを、入学という節目は思いのほかたくさんのお金がかかります。サラ金のようなものに手を出さなくてもいいように、子供の、本当は祝ってあげたい節目の入学の準備の費用を調達する支援制度を創設する考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

教育長に伺いますが、今、小学校の入学準備は世間相場でどのくらいかかるか、承知していらっしゃいますか、おおよそ、ピンキリですけれども。教育長じゃない、教育課長。ごめんなさい。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 小・中学校ということでしょうか。

（「はい、そうですね」の声あり）

○教育課長（野口 彰君） ちょっと詳しく調べておりませんが、衣服とかランドセルとか高くなっておりますので、10万円、20万円とかかかるのではないかと考えております。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そんなにたくさんはかからないようなんですが、ランドセルなんて五、六万するんだと伺ってびっくりしましたが、それこそいろいろなものを、ピンキリなんですけれども、最低ラインで揃えてランドセルは二、三万。それと、どうしても用意しなきゃいけない、小学校の場合、体操服が上下1組で5,000円を超えるだろう、大多喜小学校あたりで5,500円、洗濯が必要だから2組用意して1万1,000円。そのほか、学校に入っすぐ

に遠足の費用ですとかPTA会費だとかということで、何カ月か続いて1万円を超えるようなお金を持っていかなきゃいけない。ある事業所の社長ですけれども、若いお母さんが、本当にお金がないんですと泣きついてくる、そういう状況だそうです。最低ラインで調達して小学校で五、六万、中学校は制服や運動着、ジャージなんかの負担が大きくて、十二、三万ぐらいは必要だろうという話を聞いております。

そこで、もう一つ、町には奨学金制度があります。今、この運用状況はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 奨学金の運用状況ということでございますけれども、新規申込者については、平成24年度は2人、平成25年度はおりませんで、26年度についても現時点でいないというところでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 最近は、新規に奨学金を借りる者は激減していると、皆無の年もあると。そうすると、基金の残高の推移というのはわかるでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 基金の状況でございますけれども、平成25年度末でございますけれども3,331万3,657円、内訳ですが、現金が1,831万3,657円、貸与金が1,500万円でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、奨学金の貸し出し状況というか、現金は年々たまっていっているんですね。今現在1,800万円余りの現金が奨学金としてある、借りる者は減っている。そうすると、奨学金制度の中で入学金の貸出制度というものはできるというふうに思いますけれども、新たにお金を入れなくても、本当は給付してあげればいいんですけれども、とりあえず貸与という形でやったら、こういう入学の準備に苦慮している若い親御さんたちは助かるんじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 実際に利用者が減ってきておりますので、入学金を含めた準備金ですね、その貸付制度につきましては考えていないところでございます。

（「ちょっと聞こえませんでした、最後」の声あり）

○教育課長（野口 彰君） 実際、奨学金の利用者が減ってきておりますので、入学金等を含めた準備金の貸付制度については考えていないところであります。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 借りる人が減っている理由は、どういうところと考えられますか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 理由ということでございますけれども、理由はいろいろあると思いますけれども、端的に言えば借りる必要がないのかなということではないかと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 借りる必要がないというのは2つ考えられると思うんです。収入がたくさんあって借りる必要がないというのと、お金の工面がどうしてもつかないので、それに今の子供の、大学を出た、あるいは専門学校を出た子供たちの就職状況は、とてもじゃないけど元が取れる状況ではない。だから、あえて借金までつくって大学に行かせても無駄ではないかといって、大学の進学道を諦めてしまうということが考えられると思うのですが、この奨学金は、義務教育を終えて高校、大学へ行くときの月々の費用として貸し出すものですけれども、私が今つくってほしいと言っているのは、義務教育である小学校、中学校へ入学する前の準備金。本当に若いお母さんが一生懸命低賃金で働いているのを見ると、何とかしてあげたいと思うのですが、個人的に、大変でしょう、貸してあげようかとかと、そういう状況ではないと思うんですね。だから制度的に、本当にいざというときの受け皿として、奨学金の原資、多分今年度の末には現金残高が2,000万円は超えると思うんです。順に返してもらわねばですから、十分やっていけると思うんですね。

本当にこの町で、困ってもこの町だったら子育てができる、そういう体制をつくってあげたいと思うんです。新たな予算もとりたいということではなくて、今のこの制度の対象を広げることによって実現できるわけですから、早期に入学準備金貸し付けをやっていただきたいと思うんですけれども、課長がやりますと言うわけにはいかないと思うんです。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 野中議員さんは大変優しいですから、大変困っている人を助けてあげたいという気持ちは本当によくわかりますけれども、特に小・中学校については義務教育ですよ。基本はやはりこれは国の施策の中にあるものなんですよ。まして、そういうお金が準備できないということは、最終的には返済をできないということだと思っ

ですから、そういうことではなくて、これはむしろ国が考えていただくことかなと思って

います。こういうことは、そういう要望が高まってくれば、最終的にはやはり国も動くと思うんですが、先ほど課長からもありましたように、そういう要望がどんどん減っているということは、そういう方が少ないのではないかなというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 小学校、中学校の子供の入学の準備をするお金に事欠くという方は本当に少ないと思います。多くはないけれども、現実的にはいないわけではありません。この制度をつくったからといって、毎年たくさんの人が申し込むかといったら、それは申し込まないだろうと思うんです。でも、今、安直にお金がないときにサラ金に行って、余計苦しむことになる場合があります。それは避けてあげたい。若者対策というのであれば、やっぱり子育てしやすい環境を整えてあげる。

しつこく言いますけれども、新たに予算をとりなさいと言っているわけではありません。今ある基金を活用してできるはずだと私は言っているんです。それがどうしてできないのか、すごく冷たいんじゃないかなと思います。戻ってこない可能性もあります。だけれども、それはそのときではありませんか。

ふるさと納税と同じように、この場ではやらないとおっしゃったけれども、やっぱり考え直すということも、町長の場合あると思いますので、次の議会までには制度化をよろしくお願いいたします。

もう一つ、今言ったのは、奨学金の資金から新たに丸々借りるんですけれども、学費に困っている制度に対して、準要保護制度というのがあります。その中で入学準備学用品費というのがあります。小学校の場合は2万470円でしたでしょうか。そして、中学生はもうちょっとふえるわけですが、この支給されるのが、学校に上がって申し込んで7月ぐらいだというふうに伺いました。

入学準備をするのはその前なんです。そのときにお金がないと困るんです。ですから、申し込み手続も入学前に前倒しをして、あるいは町がとりあえず立てかえをして、入学準備学用品代分を入学前に貸して、学校に入学してその支給される時期が来たらそっくりそのまま返却してもらうという、準要保護の前倒しのような措置はできないものでしょうか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ただいまの入学準備金貸付制度の創設についてでございますが、小・中学生の準要保護制度につきましては、申請により所得等を審査して認定されるものになっております。所得等を審査するということでございますので、所得を確認する書類の事

務的なところで、どうしても認定援助費の支給が5月になってしまいます。仮に3月に貸し付けをしても、5月以降に準要保護として認定されるとは限りませんので、準要保護の入学準備金の貸付制度につきましては考えていないところでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 4月に書類を出しても、保育園の場合だったら1月、2月に前倒しに出しても、大多喜の子はほとんど大多喜の学校にそのまま入るだろうから、正式の、法にきっちりのとったやり方ではなくても、町の要綱で前倒し受け付け、前倒しの支給、そのときには多少町が立てかえで払うということになるかもしれませんが、必ず支給されるわけですから、優先的に事前の審査で通れば、4月を過ぎたってそれは通用するはずだと思いますので、せめて2万円だけでも、一番安いランドセルが安心して買えるくらいだけでも、都合をつけてあげるという配慮はできないですか。

○議長（小高芳一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） あくまでも4月以降の申請、認定ということでございますので、その時点にならないとわからないものですので、そういう貸付制度については考えていないところでございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町長もそうですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 課長がじっくり考えてきた答弁だと思いますので、そのとおりだと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 幾ら人を呼んだって、それから、この町で生まれてこの町で育って、ちょっとかけ違いでシングルマザーになってしまったと。本当はシングルファーザーもそうかもしれません。今、子供を育てるのは大変だと思うんですけども、子育て支援でそんなに大げさなことでも、若者定着なんて、宅地を用意するなど、何だのかんだのということよりも、家を建てられる人はどこへ行ったってできるんです。だけれども、傷ついた若者が子連れで自分のふるさとに帰ってきて、もしかしたら親にも頼れないような人たちに、ちょっとした心遣いをしてあげてもいいと思うんです。そのわずかな、小さなことができなくて、何で大きな若者定着だの人口増だのできるんでしょうか。次の議会までのいい返事をこれも待ちたいと思います。

3つ目は、消防団の待遇改善についてです。

一番初めに消防団の待遇改善について一般質問したときに、議員席から、甘やかさないでくれと言われたことを覚えております。甘やかすのではなくて、今、女性も低賃金なんかで大変ですけども、若い世代の働かされ方というのは、長い残業、遠い勤務地、そして上がらない給料、本当に大変な状況にある中で消防団活動をしてくださっている方たちに、本当に心から感謝の気持ちをあらわしたいと思います。

私は消防団の経験ありません。大多喜町に来て初めて目の当たりにして、すごい大変なことなんだなというのをぼつぼつ感じております。全く部外者で経験がないので的外れのことを言うと思いますが、その辺はお許してください。

待遇改善について2つ、1つは報酬・手当の改善について、もう一つは、いろいろな行事や活動の改善、精選についてお願いしたいと思います。

報酬・手当について、消防団の経験者及び現役の消防団員に伺いますと、お金のことは大したことないんですよ、皆さんお金が欲しくてやっているのではない、お金は特別に上げてほしいという希望を消防団員の方が持っているわけではありませんが、本当に何もできない周辺にいる者としては、せめて手当を少しでも上げてあげたいという気持ちから要望します。

消防団員に対しては交付税措置がされていると聞いております。消防団員に対しての交付税措置の種類と額について教えてください。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えします。

消防団員に関しての交付税の措置ということですが、交付税算定の単位費用ということですが、例えば団員報酬ですとか出動手当、公務災害補償の負担金、退職報償金の負担金などが主なものでございます。

その額ですが、報酬は階級によって異なりますが、いずれも年額で団長が8万2,500円、副団長が6万9,000円、分団長が5万500円、副分団長が4万5,500円、部長と班長が3万7,000円、一般団員が3万6,500円ということでございます。出動手当に関しましては、1回当たり7,000円、公務災害補償の負担金は1人当たり1,900円、退職報償金は1人当たり1万9,200円でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、今、具体的に額が示されたわけですけども、大多喜町の実際支払っている報酬及び手当は幾らですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 階級がいろいろありますので幾つかお答えしますが、例えば団長ですと年額10万9,600円、あと班長ですと3万3,000円。

（「班長というのは下から何番目ですか」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 町で言えば下から2番目ですね。

（「3万3,000円ですか」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 一般団員が3万2,000円。その間いろいろ、副分団長とか部長とかございますが、それは割愛させていただきます。

（「出動手当は」の声あり）

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 出動手当は、1人1回につき2,100円でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 出動手当については、1人が1回について7,000円交付税措置がされているんですね。何回までとかというのは、そういうのはないんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 1人1回7,000円ですが、これはあくまでも交付税の単位費用ということですが、その額は7,000円でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 一番大変な一般団員なんですけれども、端的に言うと、国は1人について、一般団員でも3万6,500円出さないということでお金を出しているのです、交付税措置をされるまで手当を上げるという、そういう考えはありませんか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 団員ですね、一般団員ですけれども、一般団員に関しましては、例えば夷隅郡市の状況を調べてみますと、報酬、出動手当とも、夷隅郡市では大多喜町が一番多い状況でございます。

さらに、一般団員、また班長の報酬に関しましては、消防委員会等のご意見もいただきまして平成24年度に引き上げました。そして、さらに本年4月から引き上げたばかりでございますので、また千葉県内で見ても上位でございますので、これをさらにまたすぐ引き上げるというようなことは、今のところ考えておりません。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 消防団の方は、なかなか年齢が上がっても後に引き継いでくれる人がいないという話を聞きます。あるいは、消防団に入るのが大変だからといって町外に越していく、出ていくという話もよく聞く話です。本当に大変な中でやっていただいているという思いがあります。

そういう消防団の方の苦勞と努力と誠意に対して、国が交付している交付税上限まで出しても誰も文句を言いませんので、ぜひ出動手当、1回に7,000円出るというのに本町では2,100円、約3分の1です。特に出動手当については、町内あるいはうんと近くに住んでいる団員の負担になっていっていると思うんです。

確かに、千葉県でも平均して、一般団員の手当が2万何ぼだというふうに聞いていますから、確かに本町は高い部類だとは思いますが、若い人たちに納得していただき、大変でも多少気持ちよく働いていただけるためにも、当初申しましたけれども、お金のためにやっているのではないと皆さんおっしゃいます。本当にそうなんだけれども、3万6,500円ぎりぎりまで支給できる努力をしていただきたいと思います。

その次、行事の精選です。3点ほど要望したいと思います。

1つは、操法大会出場のための訓練については、大変だ、これさえなければという声を耳にします。この操法大会出場のあり方について改善する考えはありませんか。

具体的に言うと、全部の分団が出るのではなくて、御宿町や旧夷隅町のように持ち回りで操法大会に出場する。大多喜町の場合だったら5つ分団がありますから、5年に一遍出場のための特訓をすることになるんですが、操法そのものをやめてくださいということではなくて、操法そのものは災害現場で、操法といってもこれは消防なんですけれども、お互いのコミュニケーションのとり方だとか身の安全とか、団員自身の安全を図るために、そういう技術を身につけることは必要だと思うんですけれども、大会のための、まるで軍隊のような、あるいは真っ昼間、平らなところで動くようなすごい超機敏な、そういうところまでたくさん時間をかけてやる必要があるのかなと、第三者的には思います。

ついでですから、あと2つ。もう一つは出初め式なんですけれども、いつも寒い中、軍隊的な行進があって、本当に出初め式らしいというのは、放水とかそういうのもあるんですけれども、準備とか、あの寒い中の行進とか、それから、誰が表彰されているか遠くで余り見えない表彰式とかなんですけれども、ことしの出初め式はお天気の都合で体育館で行いました。何かぴりっとそれなりに締まっていたような気がするんです。ああいう形でもいいのではないかなという思いがありました。出初め式のあり方についても検討していただきたいの

が1つ。

もう一つは、やっているところとやっていないところとあるようだけれども、防火水槽の通称けっぼり、ヘドロ払いなんですけど、最後になるとバケツリレーで持ち出さなきゃいけないのが、それはつらいんだよという話を聞きました。

どんなふうに行っているのかと幾つか聞いてみましたら、業者さんに強力な水中ポンプを借りて、お金を払って借りてやったという例もありますし、仲間内で都合をつけてやっぱり水中ポンプの力をかりた、あるいはバキュームカーを共同で借りて費用を分担して払ったとか、肉体的な負担が少ないような工夫をしているところもあるんですね。

何がいいかわからないけれども、団員の負担を減らすという意味では、例えば町が深い防火水槽の底からヘドロが吸い出せるくらいの水中ポンプを買って貸し出すとか、あるいはもしバキュームカーを借りるんだったら、それに対して補助金を出すとかという形で、やっぱりこれも団員の負担が少ない方法を考えられないだろうかということで、この3点伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君に申し上げます。申し合わせの持ち時間、残り3分となりました。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えしますけれども、まず操法審査会を持ち回りということですが、これは団の運営に係ることですので、設置は町でしておりますが、実際の運営等は団で行っておりますので、団のほうの判断になるかと思いますが、現在のところそういう動きはないようでございます。

それと、出初め式のことなんですけど、これはやはり一番寒い時期で、団員にも非常に負担がかかるというようなことから、先月、消防団の役員会がございましたが、その席で、今年度は公民館のほうで、屋内で実施するというようなことで、役員会の結果ではそういうことでございました。

あと、防火水槽の掃除ということで、町でポンプを貸し出すとか補助金とかということですが、現在、防火水槽は町で約250ありますが、その掃除の頻度といいますか、それがどのくらいある、またどのくらいそれによって、ポンプを例えば買ったとしても使うかというようなことも考えますと、それは余り多い数ではないのかなというふうに思います。

消防団は、ふだん仕事を持ちながら、自分たちの地域は自分たちで守るという意識で非常に大変な活動をしていただいているわけですが、例えば防火水槽というのは、一番底には泥

だめがありますので、そこに当然泥は集まりますのでそこから、今、野中議員さんの質問でありますが、バケツとかそういうような方法で、またそれも団の活動の1つ、そういうことを通じて団員の一体感というか信頼感、また、きずなとかそういうものが深まるかなというふうな気もしますので、できれば今までどおりそういう方法でやっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 年々若者は軟弱になります。俺たちはちゃんとやったのにといいいがあるかもしれませんが、できるだけ若者の負担を減らしていただきたいのと、もう一つ忘れました。防火水槽にふたができるような、そういう改修も検討していただけないかということを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（小高芳一君） 次に、9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 9番の吉野でございます。今、議長の一般質問の許しを得ましたので、一般質問の通告に従いまして、きょう7番目の登壇でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、皆さん、きょうの一般質問で人口減少問題についてる質問がありました。私も1番目の質問として人口減少問題についてお伺ひいたします。

当町も、昭和29年10月に1町4村が合併して新生大多喜町が誕生して以来、本年で60周年になりましたが、今後の人口減少問題についてどのような対策と対応をするかお伺ひします。

初めに、町長さんが、三育学院の800人の全寮制の誘致について、平成29年4月開校とのすばらしい計画のお話でしたが、その後の経過報告等について、6月議会で、随時報告していただきたいと要望してありましたので、その経過報告をまずお願ひしたいと思ひます。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課のほうからお答えさせていただきます。

大多喜ダム跡地への三育学院の誘致につきましては、6月議会においてお答えしましたと

おり、この計画は大変大きな事業でございますし、また、三育学院が資金を調達しなければならないという大きな問題もございます。三育学院の誘致につきましては、ダム跡地の有効活用ということで、町や県の問題よりも三育学院のほうで判断し、決定することが最優先だというふうに考えております。

現段階では、6月会議でご説明した以降、特に進展がございませんので、ご了解くださるようお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 皆さんが語る人口問題について質疑されました。すばらしい計画でありますので、相手方、三育学院と今後善処して、できるだけ計画どおりに推進されることをお願いして、1番目は終わりとします。

続きまして、その他に町として人口減少問題についてお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 人口減少問題という非常に幅の広い内容についてのご質問でございますが、これは町の重要な問題であると今までもお答えさせていただいております。

各種施策を町で推進しておりますが、日本全国で人口が減少する中、大多喜町だけが増加するということは余り見込めないと思いますが、今までの施策を評価し、その充実を図るとともに、町の特性を生かした施策を実施することが必要だと考えております。

さきの臨時国会では、地方創生関連2法案も可決されました。町においては、総合計画の策定に当たり、アンケート結果や町内の公聴会等においていろいろなご提言をいただいておりますので、財源が厳しい中ですが、国や県の動向に十分注視しながら、人口減少問題に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） その件につきましては、先輩方が今まで一般質問でる説明がありまして、今、企画財政課長から話がありました。できるだけ、国・県等のいろいろな施策、頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、今後の課題として提案したいことがございます。

たまたま私事で申しわけないですけれども、野村先輩と私とで、今、保護司の仕事を仰せつかっておりまして、保護司の視察研修で刑務所の視察が毎年行われております。その中で、刑の軽い犯罪者の収容ということで、喜連川社会復帰促進センターというのがございまして、

そのときに、私、ちょうど議会か何かありまして視察に行けなかったんですが、行ってきた人の意見とかホームページで見ますと、すばらしい、塀のない刑務所ということで、刑の軽い8年以下の刑務所ということで、刑務所とは言わなくて、社会復帰促進センターという言葉で対応しております。

たまたまそれに参加した人の意見を聞いたところによりますと、なかなかすばらしい、今までの暗いイメージじゃなくて、塀がなく本当にオープンな施設であるということで、できましたら議会と町の幹部さんとそういうところを視察してもいいんじゃないかという、百聞は一見に如かずといいますので、できればそういう機会が設けられないかなということで、参加された人の意見というか、それが今後の過疎地の起爆剤になるというふうな意見が出ておりましたので、この施設の誘致について、今後のまちづくりの一案として、町の活性化のために手を挙げるか挙げないか、お伺いしたいと思うんですが、森先生が法務大臣のときに、私も森先生に会ったときに、大多喜町もできれば欲しいんですけどもと言いましたら、全国で手を挙げているということで、森先生も動いてくれなかった。現職のときですね、法務大臣。今は一線を退いておりますので、たまたま今、選挙中でございます。

俗に言いますと、せんだって亡くなりました高倉健さんのような、新潟刑務所なんかは、その中でみこしをつくったり家具をつくったりという、そういうようなあれもありますし、できればそういうところを参考にしてですね。その辺について町のほうのお考えをお願いします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町の活性化についてということで、ご提言をいただきましてありがとうございます。社会復帰促進センターの誘致に関するご質問にお答えさせていただきます。

喜連川社会復帰促進センターについて調べさせていただきました。東日本で唯一のPFI手法と構造改革特区制度を活用した刑務所で、国と民間事業者が相互の持ち味を生かし、官民共同による運営を行うことと、構造改革特区の認定を受けた地域の社会資源を有効活用し、地域との共生を基本的なコンセプトとしており、敷地は東京ドームの約9倍の広さ、収容人員は2,000人、収容対象者は、議員さんからお話のあったとおり、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者で、平成19年10月に完成したということで記録がございました。

なお、喜連川には以前、黒羽刑務所の支所である喜連川刑務所があり、平成11年にこれは廃止となっております。

この社会復帰促進センターは、法務省が推進すべきものだと考えておりますが、大多喜町と喜連川とは背景が全く異なっておりますので、地域住民の建設計画に対する理解を得ることが非常に難しいのではないかなと考えております。

したがいまして、ご質問にございました二者択一ということであれば、町の意見としては手を挙げないという方針でおります。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、企画財政課長から手を挙げないということでありますけれども、今まで先輩諸氏が質問した中で、山の管理とか何とかということで、川の管理とかいろいろ出ました。できましたら、大多喜町にも昔は営林署担当区、営林署がありまして、老川のほうですね、国有林がいっぱいありまして、それが営林署がなくなりまして、中野の営林署の跡地もそのままの状態でございます。

今後、ああいう国有林の管理をどういうふうにするかということで、せんだってでもみじまつりとかそういうことで行って、道路も狭いし、国有林の維持管理をどういうふうにするかということで、できればこういうものを法務省と農林水産省になるかもしれないですけども、いろいろ話を詰めて、道路整備とか山の管理とか、できればそういう地域創生というか、活性化のために連携して、何とか道路整備とか地域活性化のために手を挙げていただきたいとか、たまたま森先生もいますし、その辺のことをいま一度検討してはどうかという提案でございます。

自分も、過去にまちづくり検討委員会で、ああいう観光地の道路もまだ狭いところが、せんだってのビラ張りのときも回って、相変わらず道が狭いし、この道を広げるにはどうしたらいいかということになると、何かそういう起爆剤がないと、あれはずっとあのままで何十年もいっちゃうんじゃないかということで、たまたまさっき言ったPFIですか、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ方式ということで、民間活用ということで、セコムとかアルソックとかそういう警備会社を使って、2,000人収容、1,000人収容とかいろいろあります。喜連川の場合は、検察官が250名、一般職が150名で400名の雇用がある。それに家族4名としても1,600人、3,600人の人口増、そういう食べ物とか着る物から。

先ほど言いましたように、中で何をやっているかといったら、今でいう職業訓練所ですね、社会復帰するための。職業訓練所をつくるといったってなかなかできないだろうけれども、そういうものがたまたまできれば、中で大工さんをやったり調理師をやったり、社会復帰のための職業訓練所みたいなことを常日ごろやっているということで、そういう雇用の場とか

経済効果がすごく期待されますので、森先生とかそういう先生方をうまく使って、できれば、国有林を今後誰が管理するかということになると、そういう人たちをうまく使って、河川の整備とか山の管理とか、そういうことをしないとなかなかできないと思うので、そういう動きをするかしないか、もう一遍お伺いします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） P F I 手法ということでのお話でございます。

P F I 手法というのは、民間の資金やノウハウを活用して行う手法だということでございますので、仮に民間主導で全て行うというのであれば、町として全面的に反対するというような考えは今は持っておりませんが、ただ地域の理解を得るという問題が、やはりこれが一番の課題だと考えております。

したがって、町が積極的に手を上げるかどうかというご質問でしたので、それについては、町としては積極的には手を上げる予定はございませんという回答をさせていただいたところでございます。

○議長（小高芳一君） 9 番吉野僖一君。

○9 番（吉野僖一君） 町の考えは重々わかりました。

これは、地元がほとんどお金を出さなくて、国・県、第三セクターというか、一般企業が出資しての建設でございます。ただ、場所的な、土地の問題とかその辺は、林野庁とかそういう、大多喜町にはたまたま広い面積の国有林がありますので、今後できましたら、一つの提案でございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

1 番に関してはこれで終わらせてもらいます。

次に、2 番の道路の整備計画についてお伺いします。

国道、県道、町道、農道、区道等の道路整備計画についてお伺いしたいと思います。現在掌握している範囲でお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま道路の整備計画についてということでございますが、まず1 番目の国道につきまして、国道465号筒森バイパスにつきましては、本年は山切りを実施し、今後10年間ぐらひは継続していくということでございます。また、湯倉橋の塗装を平成27年に予定しているということでございます。そして、国道297号横山バイパスにつきましては、羽黒坂の拡幅工事、カーブの6カ所を随時行っていくということでございます。

続きまして、2 番目の県道でございますけれども、小田代勝浦線の小沢又地先、これにつ

きましては本年は山切りを行いまして、今後5年間ぐらいは継続して実施していくということでございます。また、大多喜君津線の川俣橋ですね、これにつきましては本年やっておりますが、2年間ぐらいを来年を含めて実施していくということでございます。それと、勝浦上野大多喜線の堀切地先の歩道設置工事と弓木地先の災害防除工事、これは今後5年間ぐらいで計画していきたいということでございまして、そのほかに単発で舗装修繕等もあるということでございます。

続きまして、3番目の町道でございますけれども、これにつきましては増田小土呂線の歩道整備工事の継続、中野大多喜線及び大多喜高校線の道路改良工事の継続、宇野辺当月川線、弓木西下線、部田堀之内線、新坂泉水線の道路改良工事を予定しております。

また、橋梁につきましては、部田堀之内線の堀之内地先の塩渕橋が平成27年度まで、小土呂若宮線の小土呂地先の原橋、葛藤筒森線の筒森地先の牛尻橋、久我原陸橋線の大戸地先の大戸跨線橋の橋梁の補修を今後予定してございます。

次に、4番目の農道についてでございますけれども、これにつきましては特に予定しているものはございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） まず国道についてお伺いします。

老川の交差点ですね、拡幅工事が終わったんですが、もみじまつり等で大渋滞で、結果的に、道はできたんですがけれども、地元住民からの意見ですと、吉野さん、右折ラインがないので渋滞しちゃうんですよという、わかりますか。養老溪谷の葛藤のほうから来て、あそこで十字路になりますね。あそこで右折ラインがないために、右折車が1台いると、対向車が直進で右折できないんですね。その後ろにずっと車が渋滞して、大久保、月崎のほうまで車が並んじゃうという、地元の人の意見が出てきました。

これは、県と町とでそういうことを想定して計画してくれないと、右折ラインをつくらないと大渋滞。できれば、その先の滝見苑さんの手前の狭いところも広げなくちゃいけないし、そういうことも含めてのさっきの1番目の質問だったんですがけれども、なかなか、今回もぐるっとビラ張りで回って見て、相変わらず昔のままで、樹木が大きくなってすごく狭く感じるし、その辺の道路整備ですね、交通安全対策。右折ラインがあるかないかですごく変わりますので、これは土木とまた相談していただきたいと思います。

それと、横山バイパスの羽黒坂でございますが、当初はトンネルの計画でありまして、実

際この2月の大雪で、国道297号が3時間あそこで渋滞しちゃったと。というのは、うちのほうから君津のほうに行っていて、ふだんは板谷のほうから帰ってこられるんだけど、雪で通行どめで、どうしても297号を来なくちゃいけない。あそこまで来たんだけど、あそこで3時間渋滞しちゃった。

それを解決するにはどうしたらいいかといったら、やはり当初の計画どおりトンネルでやらないと、いい例が筒森のトンネルでございます。今まではあそこ、狭いところを上へ回って行ったんだけど、今、トンネルができたから、あつという間に行っちゃうんですね。297号は夷隅地域、房総の観光ということであって大動脈でありまして、そこら辺は私が言うよりはみんな職員の方がよくわかると思うんだけど、トンネルであれば雪が降ろうが何であろうが、すつと行っちゃうんですね。

私も右足が、大動脈解離ということでちょっと詰まっちゃって足が不自由なんですけれども、そういうことを考えますと、やはり道路というのは動脈でありますから、確かに一時的に拡幅でやるかもしれないけれども、将来的には当初計画のトンネルでやるべきだと。圏央道ができました、あそこで渋滞では、何かちょっと災害があればあそこで大渋滞なんですよ。

だから、こうやって自然災害とかいろいろ、大雪になったりということもこれからも想定されますので、できるだけそれは県と国に要望して改善をしてほしい。自分も交通モニターでやっています、そういう意見は当然出してありますし、先ほどの喜連川のああいう施策も、あと10年で終わっちゃうんですね。だから、手を挙げないと、きょう言ってあしたというわけにはいかないの、そういう国の政策にやはりできるだけ手を挙げてほしいということです。

それから、県道につきましては、今、川俣橋、うちのほう、板谷のほうの橋ですね、やっていますね。その先の。

(「今の質問に」の声あり)

○議長(小高芳一君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 今の297号線のトンネルについてですけれども、トンネルの計画がなくなったわけではないんです。

(「残っている」の声あり)

○町長(飯島勝美君) もちろんです。これは、あそこの297号の羽黒坂の改修というのは、県内でも異例の工事でございます。それで、前の石渡副知事とのお話の中で、トンネル工事

というのは、今、順番待ちです。先般の知事との懇談会の中でも、香取のほうでも、トンネルは10年待っているけれどもまだできないと。それは22億のトンネルですね。私どものトンネルは42億なんです。それで、トンネルはまだ順番待ちで、多分50年はできないだろうと言われております。

（「50年」の声あり）

○町長（飯島勝美君） ええ、そういうふうに言われております。千葉県中でトンネルを待っております。

そういうことで、それではもうどうにもならんということで、とりあえず異例中の異例ですけれども、やはり圏央道の開通ということの中で、あれを特別、予算をつけていただいたということでございまして、トンネルについてはまだまだ計画として残っておりますが、私どもが生きているうちにできませんが、いずれはできると思います。そういうことでございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 先ほどの川俣橋については了解なんですけれども、その先の板谷に踏切が2つあります。その前後がすごく狭いんですよ。行政というのはきょう言ってあしたというわけにはいかないの、できるだけ改修を、地元とよく相談して、手を挙げて対応していただきたいということで、お願いしたいと思います。

それから、町道についてですけれども、現在、一番自分も思っていることは、自分も何回も死に損なっておりまして、救急車両が入らない区道、町道がいっぱいありますので、できるだけ救急車が入れるように、特に板谷の件で一番初めに一般質問しまして、今、麻生議員が地元から出ていますのでバトンタッチしましたけれども、なかなか入り口の問題とか何とかで、その辺もまとめ役の人に聞きますと、やはり地籍調査をやってくれないと話が進まないような話もありますので、その辺も町長さんみずから先頭に立って、地元に行って話をし、救急車両ぐらい入れなくちゃいけないんじゃないかというふうに言ってくれば、皆さんそれに賛同して動いてくれると思うんで、町長さんみずから行って説明をしてほしいんですが、どうでしょうか。

◎会議時間の延長

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、本日の会議時間については、議事の都合によりこれを延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はこれを延長いたします。

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの板谷地区内の道路ということですよ。これはもうずっと昔からこの問題がありまして、町は、板谷地区に限らず、道路をつくるときの最大のネックは、地権者が土地を譲渡してくれないということがまず第一なんです。

ですから、予算をつけることはそんなに難しい話ではないんです。計画的にやればできます。しかし、用地が取得できなければどうにもならないんです。今、そういう道路がストップしているというのは、ほとんどが用地の問題なんです。ですから、その用地が解決できれば先に進むことになります。その用地というのは、みんなこの地域もそうなんです、なかなか用地がまとまらないというのが現状でございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） うちのほうだけと言っちゃうといろいろ語弊があるかもしれないですが、町道に関して、あとうちのほうで言うと堀切のほうですか、やはり救急車が入らないので、その辺もできるだけよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、5番目の、救急車や消防車の車両の大型化に伴い、道路幅員以外においても、道路上まで繁茂している雑木、生け垣の張り出し等により進入困難な箇所が多い場所がありますので、今後の対応についてお伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま、道路にはみ出した雑木、垣根の張り出し等に対する対応についてでございますけれども、樹木の管理につきましてはあくまでも所有者ということになりますので、チラシの配布、そしてまたホームページ等の掲載をしておりますけれども、今後もまた引き続き周知してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、建設課長が言った、それはるる承知の上でございます。

それで、地権者に話をしますと、高齢のために、下は車が通っているのに私たちはそれではできないという意見が非常に多いんですよね。切りたくても、高齢でもって対応できないから町のほうでやってくれということで、過去にも町条例の制定で対応できないかということで一般質問した経緯がございます。

ただ、民法でいう土地所有者が責任範囲でやれということなんですけれども、実際それができないのが現状でありますので、その辺、町のそういう所有者を集めての説明会とか、そういうあれはできないかどうかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それは町中の話になってきますので、所有者を集めてそれを説明して、町がやるというようなことはちょっと無理かと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） じゃ、今の件について、仮に、町の動脈というか、町道なんだけれども、西畑紙敷、西畑大多喜線ですね、それと湯倉から西畑大多喜線という町道がありますけれども、その辺の通行量の多いところの、せんだって強風でもって、枝が落ちたり倒木があつたりということがあつたんですけれども、その辺についてどうですか。町の基幹道路というか、町道でも交通量の多い場所ですね、それについて。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それも、所有者はあくまでも、交通量が多くても少なくとも地主さんになります。ただ、道路に例えば落っこちてきましたということになれば、通行上支障がございますので、町のほうで撤去はいたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 先ほども言ったように、地主さんが、自分らは年をとってできないというのが現況なので、そこら辺をやっぱり話し合いでできればやってほしいというのが希望でございます。

それと、先ほどの県道で、せんだって花生カントリーの手前の道路幅員の狭いところ、西畑の議員全員で土木のほうに要望しました。建設課長も同行していただいたんですけれども、その後の土木との話し合いは怎么样了か、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） その後のといいますか、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、県のほうでは災害防除工事ということで、弓木地先、花生カントリーの手前を今後やっていく計画ということで、堀切の歩道整備とあわせて進めていくという予定だそうです。以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今の計画でいくと何年ぐらい、来年、再来年ですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 来年から5年間ぐらいの予定だと思います。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） できるだけ、町民の皆さんがすごく危ないということであるので、早目の対応をお願いしたいと思います。

続きまして、地籍調査についてお伺いします。

6月議会でも一般質問しまして、国の地籍調査アドバイザーの派遣計画と、その後、睦沢町の視察研修等ございまして、隣の睦沢町では地籍調査を向こう10カ年計画で予定に入っております。大多喜町は地籍調査について今後どのように対応するか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 今後の地籍の計画でございますけれども、まず計画でございますけれども、本年と来年度に、今後20年を目標とした、地籍を終了する年数ですね、20年目標の計画づくりをやっていきたいというふうに考えまして、大多喜町の第3次総合計画に反映できるような調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 確かに大多喜町は広いので、このくらいの年数はしょうがないかなという気はするんですが、自分が言いたいことは、宍倉町長さん、名誉町民になりましたけれども、そのときにまちづくり検討委員会で2年間勉強しました。県庁に行っていていろいろなご説明もいただきまして、知事室で全総連という言葉聞きまして、その全総連というのがちょっとわからなかったので質問したら、全国総合開発計画ということで、国は向こう20年で地籍調査を全国で終わらせるという、それが自分はもう頭から離れません。もう20年たちやいました。

そのときに、一宮町はもう99パーセントぐらい終わっちゃっております。だから、それは

町の対応の仕方、自分も町の総務課長さんに聞いたら、200年かかるか300年かかるかわからないと。今聞いたら20年ということで大分短縮はされましたけれども、やはりそういう計画を、災害なんかあった場合に災害復旧なんかは、地籍調査が終わってればすぐ着工できるということで、その辺もありますので、その計画については住民に説明するような計画はあるかどうか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） その計画について住民に説明するかどうかということでございますけれども、計画自体、作成しましたということで、それ自体で住民に説明する予定はございません。ただ、その実施前になりますと、どうしても地元説明を行いますので、その時点で説明はいたしますけれども、改めて計画自体を説明する予定はございません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 町の考えは大体わかったんですが、先ほども言いましたように、県道の歩道整備とか中野近辺でそういう動きもありますし、仮に中野、市川、本村、堀切と4区ですか、現況、歩道整備に絡めて、できれば特別、早期に中野地区だけでも地籍調査できないでしょうかね。その辺、お伺いしたいんですけれども。生きている間に。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それを踏まえて中野を優先的ということとは、それは優先的にするということは無理かと思えますけれども、これから計画を立てていく中でどの位置に中野が入ってくるか、これから計画を立てますから何とも申し上げられませんけれども、その計画ができ次第、またご相談させていただければと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） いろいろ事情があるみたいですが、こちらにも事情がありますので、中野新町は本当に、あと5年たつとみんないなくなっちゃうような地域でございまして、特別に取り計らい、町長さん、地元出身でございしますので、内容はよく知っていると思いますので、町長さん、ちょっとその辺を、特別に中野新町4区ですね、何とかありませんか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 役所というのは、やはり公平を旨とします。ですから、特別ということは一切ないんですね。ですから、今、課長が答弁したとおり、その計画に沿って粛々と進

めていく、これが役所の基本でございます。公平を旨とします。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） そういうことで、できるだけ取り計らい、よろしくお願いしたいということですので要望で、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午後 5時08分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時18分）

◎日程の変更

○議長（小高芳一君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会で協議をいたしましたが、先ほど本日の会議時間を延長して議事日程を進めていますが、本日の議事日程終了にはまだ時間が必要であります。

この際、本日の日程をここで終了とし、2日目の会議で一般質問を続けたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日予定した一般質問において質問のできなかった分については、2日目の議事日程に追加し、一般質問を行うことに決定をいたしました。2日目に日程追加の手続をいたします。

以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

○議長（小高芳一君） 議員の皆様にお知らせをいたします。

ふるさと納税寄附金に関連し、寄附金受け入れの歳入、そしてお礼品をお渡しするための予算歳出に関連して、一般会計補正予算（第11号）を12月8日に提出される予定でありますので、あらかじめご承知願いたいと思います。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 本日は、これにて散会いたします。

（午後 5時19分）

第 1 回大多喜町議会定例会 1 2 月会議

(第 2 号)

平成26年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成26年12月8日（月）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	三上清作君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	大竹義弘
------	-------	----	------

議事日程（第2号）

- 日程第 1 報告第 1 号 大多喜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 1 号 町道の認定について
- 日程第 5 議案第 2 号 大多喜町といすみ市との間における学校給食事務委託の廃止について
- 日程第 6 議案第 3 号 大多喜町学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第 7 号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 8 号 平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 9 号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第10号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）
- 追加日程第1 一般質問
- 追加日程第2 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますのでご承知願います。

（午前10時00分）

◎追加日程

○議長（小高芳一君） これより日程に入ります。

お諮りします。

本日の議事日程に一般質問を追加し、日程の順序を変更し、直ちに一般質問を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、一般質問を議事日程に追加し、日程順序を変更し、直ちに一般質問を行うことに決定しました。

◎一般質問

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、一般質問を行います。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（小高芳一君） 通告順に従い、発言を許します。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） おはようございます。

朝一番の一般質問ということで大変緊張しております。朝から眠れぬ状況が続いていてまして、胸もどきどき、足もがくがくしております。よろしくお願いします。

では、質問させていただきます。

少子高齢化が進む中、10年後には人口が7,000人台に減少します。大多喜町を取り巻く環境は、一層、厳しさを増しています。これからは、人口と税収の減少を前提に、少子高齢化社会が必要とする多様な住民ニーズに応えられる自治体経営を行っていかねばならないと思っております。

そのような中、大多喜町はどのような方向性に向かっていけばよいのか、どのようにして生き抜いていくのか、どのような大多喜町のあり方が望ましいのか、持続可能なまちづくりを目指して、何を行うべきか伺いたいと思います。

まず初めに、2040年に消滅する可能性が高い自治体の中に大多喜町も含まれています。そのような中、町全体の危機意識が薄いと思われます。住民もそうですけど、職員のほう、行政側にも薄いんじゃないかなろうかという、非常に危機感を持っております。危機感を持たないことには、先に進まないと思っております。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、危機感を持つことは大切なことだと考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、いかにして危機感を持たせるのか。ただ、持つことは非常に重要だということは皆わかっているけれども、じゃ、どうしたらいいのかということで、いろいろ考えてみました。

金曜日の一般質問で野村議員のほうからもありましたけれども、人口予測とか、いろいろなことを人任せにしないで、偉い先生方とか、そういった方に任せないで、みずから行う。業務の量が大変だということで、なかなか難しいという答弁でありましたけれども、自分たちが積極的にその辺の原因究明とかをやっていないと、危機感が出てこないのではないのでしょうかね。

それともう一つ、大多喜町全体もそうですけれども、各地区によって、やはりいろいろな原因があると思います。地区によっても皆さん危機意識を持ってもらわないと。細かく言うと、各、一人一人の住民が危機感を持つには、自分たちで自分たちの将来はどうなるんだということを検証する必要があるんじゃないかなろうか。当然、業務量が多いから全てはできないでしょうけれども、偉い先生から答えだけ聞いて、途中過程を抜いて、果たして危機感が持てるのだろうかということを危惧しております。

そうすることによって、各地区の実情を把握した上で、各地区に合わせた人口増対策、老

川地区、西畑地区、大多喜、総元、上瀑、それぞれ人口増対策の問題は違うと思うんです。それを個々に進めて行く必要があると思います。

それには、危機感を持ってもらうために、町民みずから、行政みずから、そういった調査を行う必要があるのではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 人口予測でございます。

平成37年の町の人口の予想8,005人につきましては、総合計画を委託している株式会社ちばぎん総合研究所と協議して、コーホート要因法により推計を行いました。

この推計につきましては、将来の出生率、出生性比、生残率、純移動率の4つの変動要因について一定の仮説を設定し、これを用いて将来人口を推計する方法で、出生、死亡、移動などの要因別に将来動向を検討した上で推計する手法であるため、精緻な推計が可能とされ、人口推計では一般的に用いられる手法でございます。

この人口推計を平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した数値と比較すると、平成32年で161人減少しております。また、平成37年では399人減少しております。したがって、ある程度、町独自にそういったものを加味しながら推計した数値でございます。

あと、公表につきましては、平成37年度で8,005人になることにつきましては、総合計画を策定するため、各地区の公聴会、団体講演会などで既に公表しておりますし、ホームページでも公表したところでございます。

人口減少の要因につきましては、それぞれ各地区で異なる場合もあると思いますので、議員さんのおっしゃるとおりだというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 町民、行政に危機感が薄いということは非常に感じているんですけど、危機感を持たないことには、先ほども言いましたように、先に進まないのではないかと。

危機感を持たせるため、危機感を持つためには何をしたらいいと思っておりますか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この危機感につきましては、やはり町の職員全体での意思統一といえるでしょうか、この数字自体をまだ公聴会とか、そういうものに優先しておりますので、町内部での研修というか、そういうものについてはまだ十分でないところもございまして、やはりそういったものから率先して進めるべきだというふうには考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 前も言ったんですけど、町の顔というのは、職員一人一人が町の顔であって、町長、副町長、教育長、議長とか、そういった方々が町の顔ではないんですね。

直接に住民に接する一人一人、職員の方々が大多喜町の顔として、いろいろな方面で活躍してもらわないといけない。職員一人一人に危機意識、町の実情を把握していないと、住民にそれが伝わらないと思っております。ぜひ職員一人一人にそういった危機感を持っていたいで、住民とともに歩む大多喜町をつくってもらいたいと思います。

続きまして、労働人口の減少による税収減も大きな問題だと思います。税収予測もみずから行い、その対策を早急に行うべきと考えます。税収予測がないのに10年間の計画、基本計画、総合計画、立てられないと思うんです。基本になるのは当然税収ですから。ただ、税収の予測、これが私の見たところ、ちょっとまだ数字であられていない。ぜひ税収予測も行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 税収の予測につきましては、そのとおりだと考えております。

今回の計画づくりの中で、やはり歳入を見込んで、そして歳出を計画していく。それは当然、歳入がなければ事業できないわけですから、その辺のところは厳しく見ていきたいというふうに考えております。

また、税収の不足分ということですが、これにつきましては、ふるさと納税など自主財源の増加を図ることや、若者の定住化などが必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 税収の予測も行うということで、よろしいのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これは今回の総合計画の策定に当たり、実施する予定でおります。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ税収の予測を行って、人口が減ってこれだけ税収も減るんだと、そうすることによって、やっぱり危機意識が芽生えて、住民も職員の方々も何をやらなくちゃいけないのかということが明確に見えてくると思っておりますので、ぜひお願いします。

続きまして、平成25年度はたしか213人減少しました。予測を超えるスピードで人口減少が進んでいます。これまで行ってきた方法では人口減少に歯どめをかけることはできないということがここ数年で実証されていると思います。

町独自の明確な目標、ビジョンを持って政策立案し、選択と集中により人口減少に歯どめをかけるべきと考えます。例えば、明確なビジョンとは、大多喜町移住者をふやす、自然を生かした農業体験とか、その辺で移住者をふやすのか、あとベッドタウンではないけれども、東京とか千葉のほうとかのそういった通勤の移住者をふやすようにするのか。そういった大多喜町のこれから向かっていく目標がないことには、予算も限られているし、できないんじゃないだろうか。選択と集中でこういったまちづくりにするんだよというビジョンがないと思われま

す。これを町民一人一人に伝えて、町民とともに歩いていくには、この目標、ビジョンを明確に町民に知らせて一緒にやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今までやってきている施策についてですが、これはどこの自治体でも行っているものものもございしますが、全く効果がないとも言いきれないと思いますし、やらなければもっと減少していた可能性もございします。しかし、根本議員のおっしゃるとおり、町のさまざまな特色を生かしたものに、選択と集中の考え方を持つことは必要だと思います。

また、ビジョンにつきましては、「まち・ひと・しごと創生法」というのがございします。これはさきに、11月に可決された法案でございしますけれども、市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めることが義務として、努力義務として市町村に課されているんですけれども、それを行うに当たっても、やはり長期ビジョンというものをある程度明確にしたほうがいいだろうということで、その中からいろいろな地域版の総合戦略を図っていくべきだというふうになっております。

これは、国のビジョンがまだ明確なビジョンから総合戦略ができておりませんので、それから国の総合戦略、そして県の総合戦略、そういったものを参考にしながら市町村でつくるということではございしますので、それに従って、そういったものは作成していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 明確なビジョンを町民に示す、町の進むべき方向性を町民に示すということではよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 明確に、この場で必ずやるということでも明言は避けたいと

思っておりますけれども、ただ、そういう方向性は持っていないと、総合戦略をつくるに当たって、何かしらの根本となるもの、これは必要だと考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今の答弁の中で、ここで作るとは明言できないということでしたけれども、今、町民の一番の問題は、やっぱり人口減少、これを早く町のほうで、明確なビジョン、方向性を示してやらないと、町民は不安がって、正直言って、何年後かに消滅するという自治体の中で、果たして子供に残れとか言えるのだろうか。いや、住んで、どうしても大多喜町に住めと言っておいて、10年後、20年後、子供が成長するときになったら大多喜町が消滅して破綻しちゃうよと。そういうところだったら親としても子供に残れということは言えないんじゃないかと思うんですよね。だから、その辺は、町のほうで本当に明確なビジョンをつくっていただいて、町民に安心感を与えてもらいたいと思います。

次、いきます。

今は人口減少という慢性的な病気にかかっています。病気は早く治療しなければなりません。治療が遅くなればなるほど、病気の進行は進み、体力も落ちてきます。平成28年度から始まる新総合計画の中で、抜本的な改革、新しい施策を行うことは当然であると思われます。しかし、既存の中でも行えるものはたくさんあると思っております。

どんな小さいことでもいいですから、気がついたことはすぐ行う。何かこれは直したほうがいいんじゃないの、直すことについては、全然問題がないんじゃないのということが多々あります。条例、要綱、いろいろなものを見ても、すぐ直してもいいものがたくさんあります。しかし、行政側に言うと、いや、全体的な見直しをするから、それまでやらないんだ。全体的な見直し、いつやるんですかと言っても全然それが進んでこないんですね。ですから、どんな小さいことでもいいですから、すぐやるべきものはやる、あしたからでも行動に移すという、そういった姿勢が大事だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） そのとおりだと考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） その中で、私もちょっと調べさせていただいた中で、まず住宅の奨励金、私これ最初からずっと言っているんですけど、その中で新築の建物について、建てかえはだめだよという条項があるんですね。古い建物を壊してそこに新築すると、奨励金が出ないんです。古い建物を残しておいて、脇に、隣の土地にうちを建てれば住宅奨励金が出る

んです。これちょっとおかしいと思うんですよね。古い建物、今どこでも耐震性があるから、そこに住むことはいかがなものかということで、各自治体でも早急に取り壊せ、危ないものは取り壊せと言っておきながら、古い建物を取り壊してその跡に新築したら、住宅を建てても奨励金が出ない。

こういったこととか、あと金曜日の質問で出たと思いますけれども、外出支援サービスで、各地区によって負担金の割合が大幅に違う、大多喜地区はそれほど負担なしでも出かけられるけれども、老川、西畑あたりのほうの遠くになると、かなりの個人負担を出さないと外出支援サービスのタクシーが受けられないとか。あと町で作成したDVD、企画PRの企画のビデオがありますね、ああいったものもつくっておきながら、私が見るところ、いまだ活用されていない。そういったのも観光協会とか道の駅とか、町のロビーとか、やまびことか、そういったところに流して、観光の誘致にもつなげる、考えればすぐできることはたくさんあると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 建設課のほうでは、ただいまの中から、住宅奨励金のお話が出たと思いますけれども、その関係で、確かにおっしゃるとおり、建てかえについては、庁内でも協議して、建てかえはだめ、新築のみだよという話で進んできたんですけれども、それはちょっとおかしいのではないかというところもあって、一応、直していきたいという方向では動いてきているんですが、結論的にはまだ改正には至っていないというのが現状でございます。今後その辺も踏まえて関係課で協議して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほか、ありますか。

産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） DVDについては、箱にしまっておいては何にもなりませんので、今後、活用していきたいと考えます。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 外出支援サービスの関係につきましては、金曜日の一般質問の中でもデマンド交通ということでお話ししましたので、その中で一応、調査研究していきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の答弁の中でも明確にいつからやるという答えがなかったんですけ

ど、少なくとも新年度、4月1日、年度途中でやるのはなかなか難しいということも聞いていますので、住宅奨励金の件についても、ぜひ4月1日からDVDの、町の役場とか観光協会に流すやつもぜひ4月1日から、先ほどの外出支援サービス、デマンド交通の中で検討すると言ったけど、それもいつになるかわからないのではないですか。来年度中にできるのであればいいけれども、今から計画を立ててやっていくには、二、三年かかるんじゃないかなろうかと思います。ですから、できるものはぜひ4月1日、年度当初から取り組んでももらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、予算の編成ということに絡んでくると思いますけれども、従来言っておりますように、経常収支率が非常に高くなってきて88パーセントという中で、やはり政策を1つずつ選ばなくてはいけない。全ての政策をやりたいのはあるんですけれども、やはりこれから協議していく内容ですので、やはりいつから、すぐできるというのは、何かをやるのであれば何かを削らなければならないというような条件にもなります。したがって、取捨選択するに当たっては、十分に予算の協議の中でも進めていく必要があるかと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 予算の中でと言っても、今言った住宅奨励金、別に予算かかるわけではないですよ。建てかえ、そういったのは、建てかえなくして、住民が来てくれればうれしいことではないですか。そういった施策はどんどんやるべきだし、DVDの企画、つくったのについても、これは何のためにつくったのかと言ったら、それを有効利用するのにつくったわけですから、今さらつくればつくったけど、それを放送するのには金がかかるからやらない、これはおかしい話です。

あと、外出支援サービスにしても、利用体系を見直して、大多喜町、誰が利用しても公平になるようにするに、そんなに予算措置とか、正しいことをやるんですから、それはぜひやってもらいたいと思います。これは答弁いいです。ぜひお願いします。

続きまして、政府は日本の将来を考えると、50年後に人口1億人を維持する、そういったことは大切だ、日本の国を維持していくためには必要だということを数値目標を設定しました。そして数値目標を達成したからこそ、何をやらなければいけないのかという発想が生まれてくると思うんです。

大多喜町においても、10年後、8,000人切るかもわからない。じゃ、何人くらいの人口が

最低必要で、どのくらいの税収が必要なんだという数値目標を出さないことには、先ほども言いましたけれども、何も計画が立てられないんじゃないか。そうすることによって、今までの政策ではそれはとてもクリアできないということになって、初めて発想の転換、いろんな面で、今までのやつを継続してもいいでしょう。ただ、改めて発想の転換が必要になってくるという危機感が生まれてくるのではなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、数値目標を掲げ、それを達成するためには何をすればよいのかというご意見については、よく理解できますし、これも必要なことではないかなというふうに考えております。町の限られた財源をどのような政策に充当するか、今住んでいる町民の望むことをどのように解決するか、さまざまな政策が求められていますので、これについてはよく考える必要はあると思っております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） では、何年後、何人くらいの人口が必要で、税収はこのくらい必要だという予測、数値目標、これは立てると考えていいですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 1 つにおいては、10年後で8,005人、平成37年、こういうものが推計として出されております。この推計を下回らないように、上回るような目標は定めていきたいなというふうに思っております。

ただ、これを何人にするかというのは、もう少し細かな人口分析をしていかないとなかなか難しい問題もあろうかと思っておりますので、1 つ、人口動態というものをよく分析してみて、やはり人口の減少要因というものにつきましては、自然動態といたしましては、出生と死亡の数、そして社会動態といたしましては、転入転出の数があろうかと思っております。

大多喜町を見てみますと、平成6年以降の資料ですけれども、全てマイナスということ、これは非常に厳しい状況だというふうに考えております。したがって、どこに重点を置いて施策を行うかというものが非常に出しづらい。全般にわたってやらなくてはならないというような今の現状でございます。

そういう中で、限られた予算をどのように使っていくのか。また、皆様からの要望にどのように応えていくのかというようなことは、これから十分に考える必要があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ数値目標、明確なビジョン、住民に示して、住民とともに歩まなければいけないということはわかり切っていることですから、住民の信頼を得て、住民もそういった方向でいいんだと納得してもらわないことには、いろんな政策を打ってもうまくいかないと思うんです。できるだけ住民に対して、町の正確な目標、数値等を示して、住民に理解を求める必要があると思っています。よろしくお願いします。

続きまして、大多喜町は千葉県の中でも定住化対策については多くの支援策を行っております。調べさせてもらったところ、ここに「知らないと損する全国自治体支援制度」というホームページがあります。日本国中、千葉県、県、各市町村でどういったことをやっているよというのがここに載っています。大多喜町は非常にたくさんのことやって、どこにも負けないと言っているほど、いろんな政策をやっております。

しかし、いろんなものを皆さんが一生懸命頭をひねって、夜遅くまでつくっても、それを寝かしておくだけでは、先ほどのDVDの例ではないけれども、何もならないんですね。

地域一丸となって目指すべき目標に進むためには、いかにより多くの内外の人、大多喜町の人、大多喜町以外の人にPRする必要があると思うんです。ホームページの1面を見てみると、お城が載っていたり、湊谷が載っていたり、順々に入れかわるようになっていきますけれども、そこに最初にクリックすれば、最初に大多喜町の住宅政策というんですか、住民を迎え入れる、大多喜町で、千葉日報にも出ていました。若い世代も残れるまちづくりを目指していくんだということが町長名で明確に書かれているんです。こういったことを、ホームページをクリックしたら1面にきて、PRする。そこをクリックすればすぐ住宅政策なり、子育て政策なりがわかる、そういったPRが足りない、情報発信が足りない、町民に対してもそうですし、外に向けてもそう思います。

また、住みたい町にするPRするにはホームページではなくて、冊子等もつくって内外にPRする。PRすれば、それをやらなくてはいけなくなってくるわけですから。ぜひ内外にPRする方法を考えて実行してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町のPRにつきましては、公聴会等の意見の中にもございましたが、やはり町民の皆様への周知も不十分な面もございます。子育て支援や定住化に対する補助などについて知らない町民の方も多いのではないかなということを強く感じたところでございます。町のよさをPRすることは必要で、可能なことから情報を発信していくことが必要だと考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） それはすぐやる、今、来年度の予算があれでしょうから、予算をとっていただいて、来年の4月1日からすぐこういったことをやってもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いろいろな面でのPRの仕方があろうかと思いますが、やはり町民の皆様には広報紙とかそういうものを利用するのも一つの方策ではないかなというふうに考えております。

ですから、例えば子育て支援などであれば、保育園の関係で掲載するときにあわせて掲載するとか、あるいはテーマを絞って広報にいろいろなものを掲載するというようなものも必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほど言いましたように、大多喜町、本当に非常にいいことをやっています。私も調べてみて本当にびっくりするほどいろいろなことをやっています。多種多様なこと。ぜひこれをつくっただけではなくて、ぜひ利用してもらうような方向を考えてやっていただきたいと思います。

続きまして、次の質問にいきます。

移住希望者及び移住者懇談会について。

人口減少問題については、移住希望者及び移住者対策も重要です。先日、移住者対策の一環として、町長出席のもと、NPO法人みらい塾主催で移住者懇談会が開催されました。懇談会には、移住者、移住者希望者合わせて30人ぐらいの方々が参加されました。その多くはみらい塾を通じて移住した人たち、移住を希望している人たちです。若い人たちも多く、大変活発な意見交換だと思います。そこに参加していた大多喜町在住の方も何人かいたんですけども、皆さん感動したというんですか、これほど大多喜町を愛されているのか、気持ちよく来てくださっているのかという気持ちで意を強くしたところでございます。この懇談会の感想をお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 懇談会の感想ということでございますが、移住者の方々は大多喜のよさやすばらしさを十分認知されて大多喜に来られている半面、少なからず不安や悩みも抱えていると思います。そうした不安や悩みを解消していただけるよう、気軽に役場に

相談に行きやすい体制づくりや、各区で移住者を快く迎えられるような環境を町全体で進めていくべきだと感じました。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、2 番で質問しようとした、その意見についてお聞かせくださいということが含まれていましたので、それ以外にこういった意見があつてということがありましたら。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 意見につきましては、移住者に孤独感を感じさせない、移住者のネットワークづくり、それについては移住者懇談会の定期的な開催とか、移住者自身が集える組織づくりなどの要望、また各区の年間行事予定と役場の相談窓口が一体化して、移住者、移住希望者や情報を得やすいシステムづくりや町が各区へ移住政策の内容を積極的に P R してほしいというような意見が出ました。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 移住者にとってはもっともな意見だと思っております。今出た意見について、解消すべき点は多々あると思いますけれども、それは来年度に向けて移住者の意見を聞いて移住者が来やすい体制づくりをしていくということでもいいですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） そのように努めてまいりたいと考えます。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） よろしくお願いします。

続いて、懇談会。この間、第 1 回と言っていましたけれども、その前にも 1 回、あれほど大勢ではなかったですけど、1 回やったような気がしています。

今後は、定期的に移住者の悩みとか、いろいろな意見、相談、また移住希望者もいろいろな悩みを抱えています。そういった懇談会を定期的に、今の婚活事業とか年に 3 回くらいやっているとと思うんですけども、せめて最低そのくらいは、懇談会、広く P R してやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 懇談会につきましては、N P O が中心となって町も一緒に参加して、年に 4 回程度の定期的な開催を考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ぜひ定期的に懇談会を行ってもらいたいと思います。

次に、そこでまた強く感じた気持ちなんですけれども、人口問題はみらい塾さんがひとりで孤軍奮闘しているような気がしてならなかったんです。移住者の皆さんは、移住希望者も非常にみらい塾さんに期待してしまして、みらい塾さんを通していろいろな相談事もやっているような気がしていました。今後はみらい塾さんだけではなくて、行政もできるものはぜひ一緒に、できるだけ協力して、移住者の気持ちになってやっていただければと思っております。これは答弁はいいです。

次です。また次も同じようなことなんですけれども、その意見の多くに、もっと町も前面に出ていろいろな面で協力してもらいたいという意見がかなり多くありました。これみらい塾さんだけではなくてなんですけれども、委託しているから、あるいは補助金を出しているから町は一步引いた形でいいんだ、大多喜町の最重要課題の克服に向けては、町がもっと積極的にかかわるべきだと思っています。

私も、2 年なんですけれども、議員をやっていて、補助金を出しているから町は何もしなくていいんだ、委託しているから何もしなくていいんだ、補助金を出している団体、委託されている団体が町の下請企業のような気がしてならないんです。同じ補助金を出す、10 万、20 万出すにしても、その10 万、20 万が何倍にも、3 倍にも4 倍にもなるように行政と補助金を出した団体が一体でやらなくちゃいけないと思っておりますけれども、なかなか、補助金を出しているから町は一步引いて何もしなくていいんだとか、そういった気持ちが強いような気がします。

金曜日の中でも、補助金の削減とかいろいろありましたけれども、一生懸命やっている団体、補助金を出して、その成果を十分上げている団体、そういったところがいろいろな面で、補助金がないと将来こういった活動ができないのではなかろうか。町の財政上も見て、跡継ぎの方のために少しでも補助金を残しておきたい、そういった形で補助金をできるだけもらうけれども、留保している。補助金を出して委託しているけれども、全然実績がない、そういったところはどんどん削減してもらって結構だと思いますけれども、一生懸命やっている団体、将来のことも考えて補助金を残しておく、そういったことも考えてやっている団体の補助金は削るべきではないと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 補助金についてのご質問ということで、補助金についてです

けれども、やはり補助金というのは、1つの政策として、お金でなければどうしてもその政策が補助した段階でうまくいかないんだというような段階で、初めて補助金ということで交付させていただいているものでございます。

したがって、本来は、その補助金を受ける団体にも、年度間で清算するというような方向があらうかと思います。したがって、内容を十分精査した上で、余りにも決算の段階において剰余金が多い。例えば補助金の額以上に剰余金があるのであれば、本来は補助金がなくても大丈夫ではないですかと。そういう議論の中で、これから予算協議のほうは進めていくということでございます。

ですから、将来的に何かに使うんだというようなものが明確にあって、それが必要なんだということで訴えられるのであれば、それはそれとして、協議の中で、それぞれの団体の要望に応じたものを協議していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほど私、お城まつりのほうも関連して一緒にやっているんですけども、今回実行委員長もかわりまして、寄附金をできるだけ多く集めよう。今までもらったところだけではなくて、いろいろな方面に出かけて、今年度は余り時間がなくてそれほど伸ばせなかったかもわからないけれども、今後は寄附金をたくさん集めて、もっと城まつりを活性化しようということで進もうということになっているんですけども、何か聞いたら、寄附金がたくさん集まったら町の補助金は削るんだ。ですから、一生懸命やって、寄附金も集める、事業もやる、そうしたら町の補助金がなくなる。それじゃ、何にもやらなくて町の補助金だけで何かやっておけばそれでいいんじゃないかなろうか。一生懸命やっている団体にはできるだけ十分な説明をして、納得した上で、補助金を削減するとか、そういった形にもってってもらいたいと思います。これは答弁はいいです。

続きまして、NPOみらい塾さんが行っている活動について、どのように評価をしているのかお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） NPO法人のみらい塾の評価ということでございますが、移住者の2年半で16人転入させたことや、都市農村交流を目的としたイベントを多数開催してマスコミへの露出が高まったこと。また、2月には「なんでも鑑定団」の収録も控えており、県内外で広く大多喜町を情報発信できた功績は評価できると思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほどの新聞の話に戻りますけれども、その中にも、都市部からの新規移住者増加事業を町民一体となってやっていきます、こういうふうに書かれています。

みらい塾さん、移住者をたくさん集めてくださっていますけれども、移住者懇談会をやるには、れんげ祭りとか、田植えとか、炭焼きとか、大多喜町のよさを知ってもらう、そういった体験、そういった施策を行わないと、ただ、口だけで来てくれ、来てくれと言っても来ないわけですね。大多喜町のよさを知ってもらう事業を行うことによって、そういった移住者がふえてくると思っております。

ですから、移住者懇談会だけやればいいということではないと思っています。そのほかの移住者を呼ぶためのそういった事業、そういったものも必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） レンゲ祭り等、そういう事業は進めていきたいと思います。

○1 番（根本年生君） よろしくお願いします。

続きまして、協働のまちづくりについて質問します。

大多喜町は、協働のまちづくりを推進しています。さきのまちづくり公聴会においても、協働のまちづくりが必要であると、出席した町民に対して強く説明していました。その件で伺いたいと思います。

町の考えている協働のまちづくりの形が全然見えてきません。言葉だけがひとり歩きして、町が考えている協働のまちづくりの形、その具体的な内容が全然見えていません。どのような形で、いつごろやるのか、伺わせてください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 協働のまちづくりの考え方については、さきに山田議員さんのご質問にお答えさせていただいた内容のとおりでございます。

具体的な内容につきましては、各地区の草刈りや清掃活動、あるいはごみ集積場所の管理、福祉関係や教育関係のボランティア、NPOの事業、観光協会、商工会、社会福祉協議会など、多くの公益団体で実施していただいている事業が該当すると考えております。

時期についてということでございますが、これについては、できるものからやっていくというようなのが最優先だというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今言った内容だと、何か町民が行政の下請企業、ボランティアで下請をやるのではなからうか。協働のまちづくりというのはそういったことではないと思っています。これから町の行く末について、町民とともに考えて、ともに行動する。ただ下請で草刈りやってください、ごみ集積所の管理してください、それでは町民はついてこないんじゃないですか。

町民が独自に考えて、行政とともに考えて、役割分担を明確にして町民のやる気を起こす、何回か役場の職員の方もきっと町民に何をしてもらいたいのですかというのと、草刈りですとか、先ほど言った下請企業、要は行政の軽減を、仕事量を軽減するために、役場の職員の仕事を軽減するために、役場の財政基盤の強化のために、役場でやっていたのでは経費がかかって、職員の給料は高いですからね、そういったところを削って民間にボランティアでやらせておけば、役場の経費が浮く、そういった考え方で協働の作業ということを捉えているような気がしてなりません。

協働のまちづくりというのは、そういった認識ではないと思っています。政策の段階で、町民がともに考えて行動する、そういった形でないといけないと思っています。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、考え方ということでも若干お話をさせていただきましても、やはりボランティア、無償のボランティアのようなものもあると思いますけれども、そうではなくて、町が必要最低限のことは保障するということで考え方を示させていただいたところでございます。これを抜きに、協働、協働と言うと、言われたように、押しつけるのかというようなことになってしまうと思いますので、やはりこの辺のところは、そういう考えでやっている、やっていく、これからやっていかなければならないということだと思います。

それと1つは、先ほど議員さんおっしゃられたように、役割分担ということで、これは町のほうがその関係する公益団体と協議を重ねながら、こういう問題は どうしていったらいいんだというようなのは本当に必要な内容だと考えております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ考え方というんですか、協働のまちづくりの、本来のあるべき姿をみんなで勉強して、今のままではなかなか進まないのかなという気がしてなりません。

次にいきます。

協働のまちづくりを行うに当たって、さまざまな障害があると思います。それは何だと考えていますか。また、その障害を乗り越えるに当たって、一番重要なことは何だと考えていますか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 協働のまちづくりにつきましては、それぞれの市町村において、その背景は異なっているというふうに考えております。また、障害というよりも、必要なものとしたしましては、一般的に町民と町との相互理解の促進、協働のまちづくりに関する町民意識の浸透促進、町職員の意識改革、町の体制整備などが必要なものだと考えております。

特に必要なものは、職員の意識改革だと考えております。各課における温度差、あるいは職員個々における温度差をなくするためには、協働というものを町としてどのように進めていくか、職員の共通認識を図ることが必要だと考えております。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 町民と行政の相互理解がないと進まないという認識は私も強く感じておりますので、ぜひ行ってもらいたいと思います。

特に、こんなこと言っては失礼なんですけれども、職員の方々が協働のまちづくりという、町民に説明することが大変だ、町民はクレームや苦情ばかりで何も進展がないとか、あと、どっちみちアリバイづくりなんだから適当に、簡単にやっておけばいいじゃないとか、金も時間もかけてやる必要はないよというような声も聞かれますので、ぜひ職員の方々の意識改革と同時に、住民の方々も協働のまちづくりに対して、住民がどのようにかわっていくべきなのか、どのような姿勢でかわっていくべきなのか、行政は発言をすると責任を問われることがあります。住民も、いいかげんなことと言ったら申しわけないけれども、住民も一人一人が言ったことについて責任を持って発言をする、そういった方向性も含めてぜひ進めてもらいたいと思います。

続きまして、次、これを浸透させるために条例とか推進委員会とか、セミナーとか、そういったものもつくるべきだと思っております。これはぜひつくってもらいたいと思います。これは答弁いいです、時間がないので。

次に、協働のまちづくりの行程表、これも聞こうと思ったんですけれども、今の答弁の中で、何かとても行程表は今ないなと。やります、やりますと言って全然ないという認識を強くしていますので、これは聞いても出てこないのではなかろうかと思うので、これもいいで

す。

次に、協働のまちづくりを行うには、一人でも多くの方にそれを理解してもらったり、協働のまちづくりに参加してもらう必要があると思います。それで、いきなり町の大きな事業に参加してくれと言っても、それはなかなか難しいと思っています。地域で行っているいろいろな活動、美化活動、清掃、各種イベント、そういったものにとりあえずは参加してもらって、そこから大きな流れに変えていく必要があるのか。

ですから、これをホームページで見たんですけれども、ある市町村が各地区のイベント情報という欄がホームページのところにありまして、そこをクリックすると、何々地区ではいついつ、こういったイベントがありますよ、清掃活動、防犯の見回り活動、草刈りとか、盆踊りとか、そういったのをやりますよといった情報が全て載っているんです。そういったことを、区から情報をいただいて、区のほうでそういったのを載せなくていいよということであれば、別にそれは構わないと思うけれども、各区でこういったことをやっているんだ、よその区ではこういったことをやっているんだな、じゃ、我々もやったほうがいいなということになってくるんじゃないだろうか。

とりあえず、地区の行事に参加してもらうということが近所づき合いの始まりになるのではなかろうか。特に若い方で、独身の方とか、なかなか区の行事に参加しづらいという、参加しないという、おじいさん、おばあさんは結構参加するんでしょうけれども、若い方々もこういった地区の行事に参加してもらうために、ぜひそういった情報の公開をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ホームページの件ですので、総務課のほうからお答えしたいと思いますけれども、町のホームページに自治会のイベント情報、そういうコーナーを設けることは、これは技術的にも可能でございます。ただ、実施するに当たっては、実際にホームページに掲載するような情報がどれだけあり、また、その情報が本当に掲載する必要があるかどうか、そういうことを十分調査しなければいけないと思います。

ご質問の中にありました、例えば地区のお祭りですとか、清掃あるいは美化活動、そういうものについては、その地区に限定されたものではないかなというふうに思いますので、それをホームページに掲載する必要性はそんなに高くないのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 根本年生君に申し上げます。申し合わせの持ち時間、残り 5 分となり

ました。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、情報、これは町の事業とは関係ないからというような意味合いだったのか、町全体を、各地区の、地域があって初めて町全体があるんですね。それで、何度も私が言うように、情報の発信が非常に足りない、情報発信してもらって、それをどう判断して、どう利用して、どのようにするかは、住民一人一人がそこで判断して決めればいいことであって、町がこの情報は町民に対して必要がないからという独自の判断ではなくて、地域の事業を、町の地域コミュニティの発展のためには必要なんですから、ぜひ、どんな細かいことでもいいですから、載せていただいて、それで住民がその活動に対してどう判断する、そういった情報の提供がなければ、幾らたっても協働のまちづくりが進まないのではないかと思いますけれども、いかがいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 町の事業に関係がないから載せないということではないんですけれども、例えばその地区の清掃活動ですとかお祭りというのは、各地区の方には多分全してお知らせをして、その上で実施しているのではないかなと思いますので、そういうことをあえてそのホームページに掲載する、ホームページに掲載するには、区長さんのお手を煩わすこともありますので、そういうことがどうかなというふうに申し上げました。必要があれば、区長さんからぜひこういうものを掲載してほしいということであれば、それは私どものほうも内部で協議をさせていただきたい、前向きに検討したいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 各地区も今、人数が少なくて、イベントをやろうと思ってもなかなか人が集まりにくい。イベントやって、仮に盆踊りをして、周りの地区からたくさんの方が見に来てくれる、一緒に踊りを踊ってくれる、そういうことが大切ではなかろうかと思っています。確かに各地区、その部落の人には通知はいくんでしょうけれども、その近隣の方々にも情報を流していただいて、ともに地区のイベントを盛り上げよう、そういった機運にしたいと思います。これはぜひやっていただきたいと思います。

冒頭言いましたように、人口減少、最大の重要課題です。先ほども言ったように、小さいこと、小さいことを1つずつやることが住民との信頼関係を生むと思うんです。いきなり一発逆転ホームランで、全てこの人口減少が解決するとは思いません。28年度以降、新しい新

総合計画になって、その中でやるということですがけれども、その前に、よく手術でも、胃がんの手術なんかしても、そのほかに悪いところがあったらみんなきれいにして、手術がやりやすいように、手術が成功しやすいように、枝葉の悪いところは全部なくしてからやるべきだと思っていますので、ぜひ来年度、1年間ありますので、できることはぜひ進めていただいて、町の活性化につなげていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いわゆる人口減少問題というのは、本当に必要なものだというふうに考えております。したがって、町のほうでも積極的にいろいろな施策を検討し、限られた財源を有効に活用しながら、これから進めていきたいというふうに考えております。

また、例えばお金のかからないと言ったらあれなんですけれども、DVDのそういう活用などは、本当に積極的に行う必要があろうかと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ条例とか要綱とか、そういったものをもう一度ぜひ見直してください。もう時代に合わないものかなりあると思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（小高芳一君） 以上で根本年生君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、3番吉野一男君の一般質問を行います。

○3番（吉野一男君） 議長のお許しをいただきましたので、3番吉野一男、一般質問をさせていただきます。

ことし最後の一般質問でございますので、執行部の方、よろしくお願いいたします。また、町長さんには大変厳しい質問になるかと思いますが、これも町民のためであり、ま

た、町長さんのためでもありますので、明快なご回答をお願いいたします。

今回は、職員の勤務体制等についてと、防災行政無線の運用についての2点について伺いをいたします。

最初に、職員の勤務体制等についてを質問いたします。

人事異動の基準はあるのか、町長はどのような基準をもって人事異動に当たっておられるのか。例えばこの職種は3年、あの職種は5年で異動させるといったような基準があるのかどうか、伺いをいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 人事異動の基準があるかということですが、基準として特に定めてはおりませんが、その異動の方針というものがございまして、異動の方針ですと、若い職員については3年をめぐりに異動して、若いうちにできるだけ多くの部署を経験していただくというふうにしております。また、その後ですけれども、その後は職員の適性を判断して異動するようにしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 全部が全部、そういう若い人が3年とか、あるわけですが、確かに今、総務課長が言ったとおり、若い人たち、結局、町の職員に対しては、全般的なものを知っておかないといけないと思いますので、あらゆる部署において人事異動させて、なるべく、3年が基準であれば3年を基準といたしまして、常に異動するような形を若い人たちに対しては、そういう職員に対してはそういう方法でやっていただきたいと思います。

また、年配の職員に対しては、余りちょいちょい異動させるのはどうかと思うんですけれども、ある程度固定するような形がよろしいのではないかと思いますけれども、それについても、余り固定されても、大変、いろいろ問題も出てくると思いますので、それは適当な関係でやってもらえればいいんじゃないかと思います。

そういう点もありますけれども、結局、職種といってもいろいろな職種があるわけですが、1年でかわる職員もいますし、長い人は長いと思いますけれども、その点、総務課のほうとしても、異動の関係は総務課でやっていると思いますけれども、その点、職員の能力等、いろいろな関係を加味した中で対応していると思いますので、その点またよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、在職者、短期在職者に対する考え方はということでもありますけれども、一定

の課に長く置かないといった基本的な考え方はあると思いますが、庁内には数年以上、同一課にあって異動しない職員もおります。逆に一、二年で頻繁に異動している職員も見受けられるのであります。極端な長期在職者、短期在職者については、どのような考え方に基づいて対処しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、お答えしますけれども、職員に関しましては、これは町長の補助職員でございますので、町長がある程度、ご自分の専権的な事項ということで適切に判断をさせていただいているわけですが、長期、短期の在職者ということですが、技術系の職員につきましては、これはある程度の経験が必要になりますので、同一の部署に長期間在職する傾向がございます。

それ以外の職員については、余り長期間にわたって同一部署にとどまらないようにしておりますけれども、例えば業務の都合でどうしても何年か異動できない、異動するタイミングだったんですが、例えば計画的な事業があつて異動できないというようなこともありますので、長い職員では7年から8年ほど同じ仕事をしてもらう場合もあります。また、同じ部署が経験の浅い職員だけになってしまうことがないように、そういう構成にならないように配慮しておりますが、いずれにしましても、町長が自分の政策を実現するために町長の専権的な事項でございますので、町長が適切に判断をしているところです。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ただいま総務課長のほうから話がありましたけれども、町長の専権事項ということでありますけれども、これ、形としては、各課、課長がおりますので、一旦、課長が職員の把握は全面的にしていると思います。町長に対しては、町長はそこまで細かい点まで、職員の細かい点までは把握できないと思いますので、課長が主体になって、そういう形で対応しているのだと思います。今、総務課長の言われた関係なんですけれども、そういう点は町長、どうですか、実際に町長自体がやっているんですか、その点、伺います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 基本的には、総務課が人事担当でございますので、総務課がある程度取りまとめております。ただ、課長が今申したのは、私も重要な施策を進める上で、どうしても必要なことについて、その部分については総務課の課長とも協議をしながら、そこは人材を登用していくということになりますが、全体的には総務課長のほうで取りまとめ

ているところでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 総務課長のほうは、人事的なこともやっているということでありましてけれども、その場合に、各課長を呼んで、内部的に若い職員とか、異動の関係で、そういうものをヒアリングみたいなことをやっているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 異動に当たりましては、全職員から異動の希望をとって、その中に、例えばどうしても異動に当たって配慮してほしい点ですとか、例えば家族の状況ですとか、これからこういう仕事を来年少たい、またこういう課題がある、そういうようなことをみんな定めた様式がありますので、それで書いていただいて、そういうものも含めて判断をしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 3番のほうの異動希望調査制度に入ってしまうんですけれども、そういうことであれば、一応その場合に、職員の異動希望調査ということでありましてけれども、毎年、職員の異動希望調査ですか、そういうことで行っていると思いますが、これ、どれくらいの希望数があり、どのくらいの割合で、希望どおりの職種についているかお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） どのくらいの率で希望したところに行けるかというご質問ですが、それは特に率は、そういうのは出しておりません。ただ、これはどうしても同じところに希望があれば、それは当然行けなくなりますし、先ほど申し上げましたけれども、その課の中で、どうしても課長がその職員はこの1年間手放せないということであれば、それは異動できませんので、なかなか希望どおりに希望した場所に行く、そういうようなことは、そんなに率が高くないのではないかなと思っております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そうしますと、ある程度、割合はちょっとわからないと思うんですけれども、とりあえずある程度の割合というか、逆に、200何人かいるんですか、職員自体は。それが全部希望を出すということはないと思うんですけれども、半数ぐらいの希望は出しているのか、それとも3分の1、3分の2とか、いろいろあると思うんですけれども、その点

はどのくらいですか、毎年。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それは、どのくらいの人が異動の希望があるかということでしょうか。

これは、どちらでもいいと言ったらあれですけども、ここに異動したいと、はっきりそれを書いている方はそんなに多くございません。どちらかという、現在のまま仕事をしたいとか、例えば、それはあと人事の都合でお任せするというような職員のほうが多い状況です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そうしますと、職員自体が、ある程度の、どここの課を希望するかという、そういう内容についての記載というのは、要望というのはそんなにないということですね。よろしいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） はっきり、この課の何々係というところまで書いて、そこに異動を希望するという職員のほうが少ない状況です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） わかりました、内容につきましては。

それでは、4番目に入りますけれども、臨時職員の任用状況についてお伺いします。職種と任用状況についてお伺いいたします。課によっては臨時職員が在職していると思いますが、現在の臨時職員の数と職種や任用年数についてお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 臨時職員の任用年数ということですが、臨時職員は勤務時間といたしますか、日数が短い方もいますが、社会保険に加入されている方、それでお答えしたいと思いますけれども、主な職種としましては、保育士ですとか調理員、あと作業員、特別養護老人ホームの介護員などが主なものでございます。人数ですが、こういう方で、現在63名おります。任用年数については6カ月で必要に応じて更新をしているという状況です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そうしますと、これは6カ月ということでありますけれども、任用年数が。そうすると、1日あけてまた再度、再任用ということになるかと思うわけですが、その場合ずっと若い、そういう臨時職員であれば、できれば何年かそういう繰り返し繰

り返し、継続でやっていると思うんですけども、その場合に正式な職員にするような形は町として考えておるんですか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員の採用は法律上、競争試験ということになりますので、その臨時職員に対して何らの有利な取り計らいをするものではございません。競争試験を受けていただいて、その方が合格すれば採用するというようなことで、ちなみに、ことしは保育士、調理員、特別養護老人ホームの介護職員なども募集をいたしましたので、そういう受験をしていただいて、成績がよければ採用も可能でございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そうしますと、臨時職員で、長くそういう形でやっておられる方についても、そういう採用試験を受けて、そういう方向で町としても、できればそういう人たちが入ってくれば、経験も積んでおりますので、そういう点、新しい職員になれば、すぐ対応できるということになるかと思っておりますので、新人の全然関係ない職員がじかに入ってくるよりは、臨時職員として経験している職員が、試験を受けて採用になれば、スムーズにいくと思うんですけども、そういう方向でできれば、そういう形に町としても、そういう臨時職員を、できれば経験を積んでいる方を採用というか、試験を受けさせるように、できればしていただきたいと思います。その点、総務課長、よろしくお願いします。ご回答、お願いしたいです。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 先ほど申し上げましたけれども、採用試験といいますか、競争試験が前提になりますので、年齢が任用の基準に合っていて、採用試験で上位であればそれは採用できるといいますか、採用は可能だというふうに思います。

○3番（吉野一男君） わかりました。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 続きまして、職員の再任用について来年度の任用計画があるかということでもありますけれども、今年度は課長職が4名、再任用されたわけであります。来年度の再任用職員の計画はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えしますけれども、再任用につきましては、定年退職者が基本ですので、その方の希望をまず聞き取らなければいけないと思いますが、来年度、全部

で5名程度の採用を予定しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、5名の採用ということは、実際に課長職だと思われるんですけども、その人たちを結局、再任用するという形でよろしいんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それは先ほど申し上げましたが、定年退職者ということですので、定年退職者ですとほとんど課長級の方が多いというような状況です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 2番に入りますけれども、今年度、再任用された職員は、再度更新して65歳まで勤務させることができるかと思えますけれども、そういう関係で、町としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 再任用職員は、非常に給料的には、現役と比べますと非常に賃金も低い、そしていろいろノウハウを持っております。また、いろいろな経験も豊富ですので、そういう方を採用して、総給料といえますか、職員の給与は総額では抑えていく、そういうようなことで再任用というのは、考え方によっては非常に効果があるのではないかと、うふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合に、再任用は今後あるということ、それはよろしいんですけども、結局、再任用は再任用です。1年更新だと思えますけれども、結局、定年が60ということでありまして、その後、65歳までできると思えますけれども、その場合に、1年更新で、また再任用を繰り越し、繰り越しでやって、5年間の再任用という形で申請すれば、町のほうの一応、勤務状況等もありますけれども、そういう点で対応するような形にするか、町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） おっしゃるとおり、1年間の更新でございます。最長65歳まで可能ですが、それに関しましては、勤務成績が良好というようなことが条件になりますので、あと、本人の希望もありますが、そういう状況になっておりますので、そういうもの、勤務状況等を判断して、更新の希望があつて、その中で、そういう勤務状況等が良好であれば、

それは採用できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、実際に勤務状況とか良好であればよろしいということなんですけれども、その場合に、希望すれば5年間は安泰とか、そういう形になりますね、希望すれば。その場合に、再度新しい、60になって定年になって、また再度、再任用ということに入れると、結局、再任用職員がずっとふえるわけになりますよね、どんどん、やめないと。

そういう形で、そうすれば後で述べますけれども、実際にそうなると、ある程度、年配の職員だけが残って、若い職員が入る余地がなくなってしまうと思うんです、新採用が。そういう点も考えられるんですが、その点、町はどういう考え方でしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 再任用制度、これは公務員に限らず、一般企業でもそういう制度がある、また求められている制度なんですけれども、それで例えば再任用職員が多くて、希望が多くてということだと思いますが、その場合には、現在、正規職員の80パーセントの勤務をしています。週1日は勤務しないというような形になっておりますので、それが例えば再任用職員がもっとふえるというようなことになりますと、その辺は、例えば勤務日数を調整する、週に例えば3日ですとか、そういうような形で調整をしたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かにそういう形で調整をとるかもわからないんですけれども、その場合、調整をとるのはいいんですけれども、結局そういう形で、町としても定員管理で、結局、職員が多いということで、今減らすという考え方ですよね。そうしますと、それを再任用、再任用という形でいきますと、そうすると今の定員管理からすると逆行するんじゃないか、そういう形にすると。

実際に再任用だって職員でありますので、臨時ということないですね、臨時職員ということではなく、採用では、職員ですので、職員が結局多くなるし、また新採用が定員管理だと多いとなると、新採用職員を採用しないような形になっちゃうと思うんですけれども、その点は、ある程度、どんどん、5年間したいということで希望すれば5年間はできる、65歳までできるということでもありますから、その調整は、どの時点で、どういうふうな形で調整するんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 定員管理の問題ですが、再任用職員は、現在、いらっしゃる方もいるんですが、管理上の定員には含まれておりません。といいますのは、フルタイムの職員ではございませんので、いわゆる定員上の定員にはならないというようなことであります。

また、新規採用職員ですが、これは退職補充ということでございますので、例えばその世代だけ職員が少なくなってしまうというような傾向でも困りますので、それは、それこそ定員管理の計画に基づいて採用はしていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合なんですけれども、確かに定員管理上は臨時職員扱いになるんでしょうけれども、定員ではないということでもありますけれども、予算上はそれだけ支出するわけですね。まして今、現在、町の予算的にも厳しい状況でありますので、そういう点を踏まえた中で、定員をなるべく減らすという形をとるわけなんですけれども、支出も、給料のほうも減らさなくてはいけないと思うんですよ、実際にそうなる。そういう点、費用対効果もありますので、その点はどういう考え方でやっているのかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 冒頭でお答えしましたけれども、再任用職員といいますと、給与の面ですと現役の、例えば課長ですと、その約半分近くの金額になります。ですから、期末勤勉手当ももっと低くなりますので、そういう面では、総給料を抑えつつ、そういう方の業務に関するノウハウを活用していくというのは、再任用制度というのは、そういう点では非常に制度的にはいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、それはノウハウ等を教えてもらうのはいいんですけれども、結局予算というか、人件費ですね。支出を抑えるということになると、結局、再任用職員について、ある程度、中堅の金額になりますよね。給与になりますので、その場合、新採用職員だとずっと下がってしまいますので、そういう点で、再任用職員と新採用職員の差が多少あると思うんですよ、大分。そういう点で、ある程度、再任用職員を雇うのであれば、新入社員を採用するぐらいの予算になるかと思うんですけれども、そういう点を考えて、やっぱり、あと後継者できちっと、町としてもつくっていかなければいけないと思うんですよ。そういう点を踏まえまして、自分たちの職員の対応をしないと、これから難しい社会に

なって、やっていけなくなると思いますし、また、若い人たちが入ってこなくなってしまうと、継承していく上において、なかなか難しい面もあるかと思いますが、その点、ブランクをつくらないような形であればいいんですけれども、一旦ぽこっと穴があいてしまうと、そこだけが結局、職員がいないということになりますので、そういう点も踏まえた中で、採用のほうも、新採用職員を入れてもらえれば、うまく役場の機能も発揮できるのではないかなと思うわけですので、その点、十分協議した中で、対応を協議して町長とも話をして、そういう対応をとっていただければありがたいかなと、私の要望になるんですけれども、私はそういう形で思うわけですが、そういう点もできたら、そういうことでお願いできればと思います。

それでは、今言ったように再任用職員がふえましたので、一般職の新採用職員の人数がその分減るわけでありますので、ある年代の職員が少なくなっちゃうわけですね。今年度のように職員配置をするようなことになりかねますので、結局、職員配置、今年度、特に結局、保育園のところが園長がいなくて、執行部のほうから行っていますよね。そういう点、余り、実際に保育園の中で代理が園長になるとか、そういう形で行えれば人事的に一番よろしいのかなと思うんですが、あえて言ってしまいますけれども、課長が行っても、ある程度ノウハウ的にいろいろな関係で、子供相手ですので、対応は事務をやっている方と、保育園のそういう仕事をやっている方、多少ギャップがあると思うんですよ。そういう点、いろいろな関係でなじむのも大変だと思うし、できれば保育園の職員がそのまま上に上がれるような体制づくり、そういうものやっていて、それがまた必要だと思うんですが、人数的にはそういう点で、新採用職員を切れ目なく、そういう形で入れていくということは一番大事かなと、そう思うわけですので、その点もよろしくお願いしたいと思うんですが、それは一応、私の要望として入れてもらえればと思います。

続いて、再任用職員は、それ相応の職についていると思うんですね、今回の場合もそうですけれども。ある課によっては、新採用職員でもできるような事務的な仕事をしているところもあります。再任用した職員全員が同じようなポストというか、同じようなポストぐらいの事務につかせることがあってもいいのではないかな。結局、課長職といえ、そういう形で、ベテラン中のベテランですので、そういった人たちが行って、いろいろなノウハウを知った中でやっていくということになると、そういう、ある程度、ポスト的に新入社員が事務的にやるようなことではなくて、あるいはもっと上のポストをつくってというか、そういうものをやるような対応をとれば、不公平もなくなるし、それが必要ではないかと私は個人的には

そう考えるのですけれども、それはいろいろ人事的に町長はやっていると思うんですけれども、そういうものを踏まえた中で、職員の体制づくりというんですか、そういうものを踏まえた中でやってもらえればありがたいと思うんですけれども、その点、町長、いかがでしょうかね。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 再任用について、いろいろご質問いただいております。

まず、大多喜町の今の正職員の数というのは類似団体、これは常に私ども指摘をされておりました、まだ40名ほど多いんです。ですから、間違いなく正職員は40名ほど減らさなければなりません。これは類似団体と比較してそういう結果で、私どもは常にそれを言われております。ですから、これはどうしても毎年、退職者に対して、1名ずつとか、減をして計画的に減らしているわけです。

しかしながら、役場の仕事が減るわけじゃないんです。ですから、それが知恵といいますか、そういうことで、再任用の職員をそこにある程度あてがいながら、それを補完していかなければ、じゃ、減らしていったって、今の仕事ができるか。それは物理的には不可能でございます。そういう点、まさに、課長まで、定年までやられた方というのは、本当にノウハウもありまして、非常に活用範囲が広い、それで給料が安いということもありまして、町にとっては決して悪い話ではありません。

ただ、今の人数で40人減らすということは大変なことなんです。2年や3年でできる話ではありません。ですから、計画的に減らすわけでございますけれども、その中で、業務の遂行はきちっとできるような形の中では、やはり再任用というのは非常に重要でありますので、そういったことはしっかりと計画的にやってまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

続きまして、職員の代休処理状況及び時間外勤務手当の支給状況についてお伺いいたします。

土・日曜日及び祭日に行う行事等が多い課によっては、代休処理で対応すると思っておりますが、その代休処理ができず、そういうわけで当然、年休も使えない状況の職員がいると思います。その場合の対応はどうかお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 代休処理ですけれども、休日に特に勤務を命ぜられた場合には、

代休日を指定して、原則としてその勤務した日の翌月までに代休を取得するようにしているんですけれども、現状ではなかなか業務の都合で、その代休がとれない場合もございます。

ただ今度、休暇をとる場合には、有給休暇より先に代休を取得するというのが原則ですので、そのときは代休を使っていただくというようなことにしております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合に、代休処理ということで、1カ月くらいとか、いろいろあるわけなんですけれども、その代休処理も使えないから、それは残っちゃうわけですよ。そうすると、代休処理、処理と言っても代休がとれないのに、また置くという形、まして年休もとれないという状況になりますので、当然、代休が先になりますので、代休処理が終わった後に年休処理という形になりますので、そうすると結局、代休がとれないと年休もとれないということになりますので、やっぱりそれは積み残しで、どんどん積み残しが残っていくと思うんですよ。その対応として、その後は貯金になるか、いろいろあると思うんですけれども、極端に、余り長く、町長としても、勤務体制として時間外手当は出さないという方策でしょうから、そういう点を加味しますと、代休がとれないのに年休もとれないということになると、ずっと残っちゃうわけですね。

それで、1年ぐらい有効かどうか分かりませんが、その積み残しがどんどんいくと、結局はとれないという形になってしまいますよね。その点、どういう形、とれなかった場合、時間外で出すとか、そういう形になるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 確かに土曜、日曜、行事がある課がございますので、そういうところは代休がたまってしまうような傾向があります。例えば、総務課で言えば、消防防災係ですとか、日曜行事、結構ございますので、代休が残ってしまう、そういうような状況です。

ただ、1年間通じて、毎日どうしても休めないほど忙しいというところは多分ないのではないかと思いますので、1年間のスパンの中で、できるだけ休みがとれるように、そういう雰囲気といいますか、そういうものをつくっていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かにこれも実際に忙しい課と、行事関係があるところは忙しくなってしまうんですけれども、事務がおくれちゃいますので、そういう課もあれば、定時で帰る

課もあります。これはしょうがないと思うんですけれども。平等の原則から言うと、そういうものを含めた中で職員の対応というものをやっていかなければいけない、人事管理上はやっていかなければいけないと思うんですよ。

そういう点で、課長からそういうものを各課長から聞いた中で、この間忙しいんだとか、この行事があるから忙しい、ほかの課はそんなに忙しくないという対応をとれば、その点で職員の配置というか、そういう面で、その分だけ臨時的に入れるとか、臨時で入れて職員でお互いにやってもらうとか、そういう関係プレーをして、事務量を、結局できないということは、行事に出てしまうと、結局その間の、今やる仕事は、きょうやる仕事は、外に出てやると、今度はその仕事ができなくなっちゃいますよね。その後釜を誰がやるかということになっているけれども、一般的にはその後釜をつくっていないわけですので、それは自分がやらなければいけないということになりますので、そうすると、事務量が2倍、3倍となっちゃうわけですよ。その時点で。

そういう点を考慮して、各課長とも、事務量が多いということはそういうことで、協議した中でどうするかという検討課題としてやっていただければと思うんですけれども、その点、そこまで突っ込んだ協議はしていないわけですよ。総務課長にお聞きします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今年度はまだそこまで、各課長から面談して希望はとっておりますが、文書でいただいております。そうしますと、やはりどこでも人が足りないというような状況が、そういう傾向でございます。

ただ、先ほど町長の答弁もありましたが、やはり類似する団体と比べまして本町、非常に職員数が多い状況です。また、これから人口が減少していくという中で、職員もこれは削減を計画的にしていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、できるだけ、今までもそうですが、できるだけ課としての隔たりがないようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、時間外勤務手当の支給状況についてお伺いします。

町としても時間外勤務手当の支給をなるべく支出しないような方針であろうと思いますが、事務量の多い課によっては、残業をやっていると思いますので、その点、課としてどのように対応しているのか、お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 時間外手当ですが、これはどうしても業務が正規の時間内に終わらない場合、正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給するんですが、その前に、事前に所属長に時間外を命令を受けてするというようなことで、そういう体制をとっております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、実際的に仕事の量が多い課とない課があるんですけども、対応として、やったから課長に申し出て、「きょう時間外やりますから、お願いしたい」ということで、こういう仕事あるからということを使うんでしょうけれども、その場合、ある程度、毎日毎日、そういう残業というのはあった場合はどうするんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） あった場合というのは。

○3番（吉野一男君） 結局、残業手当を出すのかどうかということ。

○総務課長（加曾利英男君） それは所属長が残業の命令をして、それを承認すれば残業手当は給料日に計算して支出するというようなことになっております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合実際に、ある課によっては残業が多い課もあると思うんですけども、かといって職員自体も残業やったから、じゃ、きょうもやる、あしたも残業やる、あさっても残業、そういう形で残業を申し出ても、とりあえず申し出るでしょうけれども、残業手当には加入していない職員もいるかと思うんですよ、その点はわかりませんけれども。そういう点でかみ合わせると、実際の労働基準法から言うと、そういう関係も出てくるわけですけども、実際そういうものは、それを毎日毎日やるということは、残業手当を申請しなくても、そういうやっている課があると思うんですけども、その点は把握しているんですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 確かに時間終わってすぐ帰れるという職員は少ないのではないかと思います。ただ、それが時間外手当を出ているかどうかというのは、個々に最終的な書類を見ればわかるわけですが、当面といいますか、そのときには各所属長で把握をさせていただいています。

総務課ですと、最後に集計が上がってきますので、そのときにそれがどうだったかということで、その日と照らし合わせなければ、その課では、それがどういう状況でやっているか

ということはありません。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、実際、結局、ある程度、一月のうち、残業幾らやったかという、当然出すわけですが、月末に出すかと思うんですが、その場合に、個人申請で上げてくると思うんです。結局、課長決裁でなると思うんですが、全部が全部、残業やっているからと、全部、本人も当事者も出していないと思うんですよ。それがいいかどうか分かりませんが、そういう点が多くなれば、その課は残業も多くなるということとは、申請しなくても、各課長を見ていけば、大体この人はどのくらいやっているかとわかるんですから、そういう点をチェック入れながら、対応というか、総務課長でなくて各課長でやっていると思うんですが、そういう点、課の職員の把握というんですか、そういうものの中で、じゃ、何が根底にあるからこういうことをやっているんだというほうも突きとめた中で対応していかなければいけないと思うんですが、総務課長を中心とした中で、対応を協議してやっていただければと思います。

続きまして、職員の不祥事に対する対応についてをお伺いいたします。

平成26年11月4日、町長より議員に招集があり、案件については大多喜町職員の懲戒処分についてという説明がありました。

この内容につきましては新聞報道がありましたので具体的な説明は差し控えさせていただきますが、不祥事を起こした職員が懲戒処分されたことで、管理監督者として前課長と現課長、その2名が減給されたにもかかわらず、任命権者が何も処分されなかった理由についてお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 地方公務員法上は、町長は特別職になりますので、基本的には適用されないということになりますけれども、それが一般的にそういう市町村もあるわけですが、その辺は私のほうからのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それは町長、どういう考え方ですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その前に、今回の不祥事につきましては、まず町民の皆さん方にご心配をおかけし、またご迷惑おかけしたこと、まずおわび申し上げなければなりません。

あつてはならないことが起きたわけでございます。特に今回の不祥事につきましては、本

来、職員の業務外というものなんです。いわゆる一般的に言えば外郭団体なんです。ですから、本来の職員の業務外の仕事の中で起きたものでございますが、しかしながら、そういうことであっても、このような不祥事というのは決してあってはならないわけです。

ましてや、所属の課が所管をしているところでございますけれども、それぞれ所属課が受け持っている事業の中で、どうしても外郭団体で本当にしっかりと自立のできている団体につきましては、しっかりと役場の職員には関係なく運営しているわけです。

しかし、どうしても役場の職員が事務局を受けるとするのは、その団体がやはり力のないといえますか、自立のできていない団体なんです。そういう団体が結構あります。ですから、そういう中で起きてしまったことでございますけれども、まず私どもが、私の立場から考えれば、まずこういうことを二度と起こしてはならない、こういうことをこれから対策を考え、また、こういう仕組み、環境というものをしっかりとつくっていかう、これが私の責任であると思っております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それでは、減給処分の根拠です。根拠はどういう形で減給処分の根拠にしたかお伺いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 減給処分の根拠は地方公務員法、また町の条例に基づいて行ったものでございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 町も条例で職員の懲戒の手續及び公開に関する条例というのがございますね。その点で出てくるわけですが、これで結局、合計額10分の1を減ずるということになっているんですけれども、この金額は、10分の1ということなんですけれども、これはあくまでも額に関係なく、1円でも10分の1ですか、それでも1,000万でも10分の1ということですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 給料の10分の1を減額というようなことです。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そうではなくて、結局、不祥事を起こした資金です。資金の、使った額です。それが1円でも同じ10分の1か、それとも1,000万でも10分の1の減額になるか。職員に対して。それをお聞きしたいんです。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 仮定の話ですので、仮定の話に答えるのはどうかと思いますが、その基準は、例えば近隣でもそういう、あつてはいけない不祥事がございましたが、そういうものを参考にして決定したということです。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、1円でも1,000万でも同じかという話がありましたけれども、そういうことではなく、その行為そのものが問題でありますので、やはりそういう他の人のお金に手をつけることそのものが問題ということでございまして、金額の大きいと小さいということではないと思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かに町長の言うとおりでと思います。そういう方向なんですけれども、形は、あくまでも減給処分が10分の1というのは、あくまでもそれは10分の1で、どんな場合でも10分の1で減給するわけですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 条例ですと、10分の1というのは変えられないと思うんですけれども、ただそれが、例えば1カ月とか、今回1カ月ですが、それを6カ月とか、そういうことは可能でございます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、この条例の運用でやるんですか、その場合は。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それは、最終的には懲戒権者、この場合は町長になりますけれども、懲戒する権限がある方、ある人が判断をする。その判断の前にはいろいろ内部協議ございますけれども、そういうことでございますので、それで決定するというような手続になるかと思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それはわかりました。

職員の懲戒の手続に関する条例に対してなんですけれども、任命権者においても、私はどうしても厳しい内容の条例改正が必要だと思うんですけれども、この機会があったわけですので、この機会を利用した中で条例改正の考えがあるかどうか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 条例は、基本的には地方公務員法で懲戒処分が決まっておりますので、それに定めのないものを条例で手続を定めるというようなことですので、基本は法律のほうになりますので、条例改正は必要ないというふうに考えます。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合、地方公務員法ということもあるんですけども、単独で、町としてその条例改正ができると思うんですけども、あくまでも町としての対応ですので、地方公務員法云々とあるんですけども、それに向かって町がこういう方針でいくんだということであれば、条例改正もやぶさかではないと思うんですけども、その点、総務課長、どうですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 改正ということは厳しく改正ということですか。

○3番（吉野一男君） そうということです。

○総務課長（加曾利英男君） 本人に対してそういう処分をすることですので、これは本人も保護されなければいけないということで、本人といたしますか、懲戒を受けた方、処分を受けた方は、それは救済措置もあるわけです。ですから、例えば千葉県なんかの例では、懲戒免職をして、それが裁判で負けてしまった例もあります。ですからその辺は、周りの状況ですとか、そういう重い、軽いというのは、いろいろなもので判断しなければならないと思いますので、ここで、大多喜町だけでそれを厳しくする、そういうことは適當ではないというふうに思います。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） わかりました。

続いて、この処分については、資金を着服した金額にかかわらず、任命権者であれば、みずから処分されるべきだと思います。町長の見解を伺いたと思いますけれども、会社の社員が不祥事を起こした場合には、社長が社員を首にするだけで対応できるわけでありまして、しかし、町長は町民に負託された税金で給与を得ておりますので、職員の給与減額だけではなくて、任命権者としての身を切る覚悟があるのかどうかをお伺いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど申しましたけれども、責任の問い方というのはさまざまだと思います。私は、先ほど申しましたように、まず何よりも、こういうことを二度と起こしてはならない、そういう対策、仕組みというものをしっかりとやる、このことが私の責任である

と思っております。

○議長（小高芳一君） 3 番吉野一男君。

○3 番（吉野一男君） 町長、そういうことであれば、そういう責任を痛感した中で対応されているんだと思いますので、よろしくお願いします。

今後、管理者の課長が再チェックをして、課長が印鑑を管理し、担当者が通帳等を管理するような方法が一番望ましいのではないかと思います。そして、再発防止には全課を挙げて取り組んでいただきたいと思います。また、外部団体でも監査するわけでありますけれども、なかなか外部団体はチェックまでは難しいと思うんですけれども、できるだけ外部団体には負担をかけないような形でしていただければと思います。本課でチェックを十分すれば、こういう不祥事は二度と起きないと思いますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、総務課長並びに産業振興課長に、再発防止に向けて意気込みをお願いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 吉野一男君に申し上げます。

申し合わせの持ち時間、残り 5 分となりました。

産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この件に関しては、多方面にご迷惑をおかけしまして、私の不徳のいたすところでございます。

今現在は、印鑑を私が管理していますけれども、通帳と領収書、通帳の記入の数字と領収書を一件一件チェックしてやっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 繰り返しになりますけれども、本当にこのような、前代未聞といたしますか、不祥事を起こしまして本当に町民の皆様、また議員の皆様、ご迷惑をかけ、またご心配をおかけして、大変申しわけなく思っております。その処分の後に町民の方からも何件か電話をいただきました。二度とこういうことがないように、そういう体制をつくっていきたいというようなことで今進めております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 3 番吉野一男君。

○3 番（吉野一男君） そういう形で、町を挙げて防止対策に対応していただきたいと思います。

す。よろしくお願いします。

続きまして、2番としまして防災行政無線の運用についてお伺いします。

結局、防災行政無線は、放送回数をふやすということについてということになりますけれども、電波法の関係で厳しいところもあるかと思うんですけれども、1回だけの放送では聞き逃すことが多々あるわけですよ。そういう点で、繰り返し、最低は、どんなあれでも2回の放送をできればお願いできればと思うんですけれども、総務課長、よろしくお願いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 確かに放送が1回ですと聞き漏らしてしまうというようなご意見をいただきました。そういうことから、現在、放送内容が長いもの、そういうものを除いて、同じ内容を2回繰り返して、そういうふうな繰り返すようなことで放送をしております。

○議長（小高芳一君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことで、徹底して放送の2回ということで、よろしくお願いしますと思います。

続きまして、外部団体、いすみ鉄道のイベント情報について伝達がないかということでありますけれども、いすみ鉄道、鳥塚社長にかわってから、特に運転手の育成やテレビ放映等、多くのイベント事業をやっていると思います。そういう点にもかかわらず、テレビ放映があるわけですが、そういうテレビ放映の周知徹底をぜひお願いしたいと思います。

この間、私、吉野僖一さんから電話がありまして、今いすみ鉄道やっていますよということで、8チャンネルだったか、フジテレビだったと思うんですけれども、あるということで電話を受けたんです。私、知らなかったんです。それで、すぐつけたらやっていました。2時間番組でやっていた。そのテレビ宣伝もまちからの防災無線で放送がなかったわけですよ。そういう点も町民も全然わからないんですよ、そういう点で。

そういうもの、やっぱり皆さんで、活性化の意味も含めまして、こういうものをいすみ鉄道もやっているんだ。町はこういう形で挙げているんだという形で、町といすみ鉄道が一体となって、大いにそういうものをPRしていただければと思うんです。

その点で、鳥塚社長と町といすみ鉄道の連携を常にとっていただいて、常にコミュニケーションをとりながら、そういう活性化のために、またいすみ鉄道のこれからの運営のために一生懸命やってもらうためにも、そういうものを今、社長の意気込みを感じた中で対応していただければと思うんです。

そういう点で、そういうものを常に、全国版ですので、放送は全国で見えていますので、そ

ういう点で、そういうものを、いすみ鉄道の活性化もありますので、そういう点をアピールする中で、そういう事業をやっているんだということを町民に知らせる義務があると思うんですよ。そういう点を踏まえて、大いにそういうものを、テレビ放映等がありましたら、ぜひ聞いて、いすみ鉄道に聞いて、聞いてというか、向こうからも話があると思うんですけれども、そういう点を入れて放送を、防災無線で放送を2回やっていただければ、町民もこういうものをやっているんだということで、大いに町活性化のためにもなると思いますので、その点をよろしく願いしたいと思います。

総務課長、お願いします。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ご質問にもありましたけれども、防災行政無線は電波法の適用を受けまして、国の免許を受けて、その電波を使わせていただいているということです。その免許状に記載された目的以外には、基本的には使用できないということです。ただ、いろいろ、もう少し使いたい、使いたいといいますが、弾力的に運用してほしいというようなご意見もありましたので、町の事務事業に密接な関係のあるものであって、町民のために有益なもの、そういうものは放送するというようなことで判断をしております。

ただ、今、質問にありましていすみ鉄道のイベントの放送というのは、そういうものに該当するかどうかというのは、ちょっと難しいかと思いますが、いすみ鉄道から放送はすることができません。町の防災無線ですのでできませんが、その辺はちょっと難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 吉野一男君に申し上げます。

時間がまいりました。速やかに質問を終了してください。

○3番（吉野一男君） その場合、いすみ鉄道からは無理なんですけれども、実際に、いすみ鉄道が町のほうに、企画財政のほうに話があれば、それは放送できるわけですね。

○議長（小高芳一君） 速やかに質問を終了してください。

○3番（吉野一男君） わかりました。そういうことでよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で吉野一男君の一般質問を終わります。

これをもちまして一般質問が終了しました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩をいたします。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

(午後 零時 10 分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

◎報告第 1 号

○議長（小高芳一君） 日程第 1、報告第 1 号 大多喜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について、報告をお願いします。

なお、本件については、議事案件ではございません。報告だけといたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 報告第 1 号 大多喜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について、ご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。

大多喜町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

大多喜町新型インフルエンザ等対策行動計画については、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法、特措法に基づき県及び市町村において策定が義務づけられたものであります。町としましては、県の指導のもと、平成26年10月2日に策定し、県に報告、提出をいたしました。

計画の目的といたしましては、感染拡大を可能な限り抑制して、住民の生命及び健康を守ること、住民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにすることとあります。

計画内容ですが、国及び県の行動計画に基づき、町が取り組むべきものとして、実施体制、情報提供共有、予防蔓延防止、予防接種、医療、住民生活、地域経済の安定の確保の 6 項目がございます。

実施体制につきましては、町全体の危機管理の問題として取り組み、必要に応じて新型インフルエンザ等対策本部を設置し、対策を講じていきます。

情報提供・共有では、国・県等が発信する情報収集に努め、収集した情報について適宜、住民への情報提供を行い、住民の安全確保及びパニックの防止に努めてまいります。

予防蔓延防止につきましては、マスク着用、手洗い等の個人対策のほか、地域対策、職場

対策として、職場における感染対策の強化徹底や、県からの不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の要請があった場合、必要な協力を実施してまいります。

予防接種については、医療の提供や新型インフルエンザ対策に携わる者に対し、先行して行う特定接種と、住民に対して行う住民接種の2つに区分されます。住民接種は、一度に全ての住民の接種は不可能であることから、国が示す優先順位によって順次、接種を行います。

医療は、県が主体で実施するもので、協力が主なものになります。

住民生活、地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ発生時に住民生活及び地域経済の影響を最小限にできるよう、国・県と連携して準備することになっております。

以上で、新型インフルエンザ等対策行動計画策定の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、本日の会議終了後、お時間をいただき、担当より説明したいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） これで、報告第1号を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明いたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町栗又592番地、氏名、加曾利利之。生年月日、昭和18年4月21日、現在71歳でございます。

提案理由でございますが、現委員であります加曾利利之氏が平成27年3月31日をもちまして、任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものでございます。

候補者の加曾利利之氏は、2期6年間、人権擁護委員としてご活躍されております。地域からの信頼も厚く、人格、識見も高く、人権啓発などに積極的に活動されておりますので、ぜひともご承認賜りますよう、お願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　異議なしと認めます。

これから、諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君）　挙手多数です。

したがって、諮問第1号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君）　日程第3、諮問第2号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君）　諮問第2号　人権擁護委員候補者の推薦について。

諮問第2号　人権擁護委員候補者の推薦について、説明いたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町庄司342番地、氏名、細谷光江氏。生年月日、昭和20年11月20日、現在69歳でございます。

提案理由でございますが、現委員であります細谷光江氏が平成27年3月31日をもって、任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものでございます。

候補者の細谷光江氏は、4期12年間、人権擁護委員としてご活躍されております。常に認識を深め、広く社会の実情に通じ、人権擁護についてご理解のある方でありますので、ぜひともご承認賜りますよう、お願いをするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　異議なしと認めます。

これから、諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君）　挙手多数です。

したがって、諮問第2号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君）　日程第4、議案第1号　町道の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（末吉昭男君）　議案第1号　町道の認定についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますけれども、本案は町道を新たに4路線、認定するもので、平沢地先の平沢橋より左折し、平沢たけのこ村付近に通じる中堀線及び紙敷地先の生活改善センター入り口十字路より御行橋付近に通じる猿下線につきましては、中山間総合整備事業による改良のため、平成11年に路線を廃止したものでありますが、幹線町道と連絡する地区内の主要な道路であります。

次に、弥喜用地先の松尾宇筒原線より、新たに君塚医院周辺へと通じる弥喜用北ノ前廣畑線ではありますが、この道路は、平成7年度、山村振興等農林漁業特別対策事業にて新設された道路であり、同じく主要な生活路線であります。

また、大戸地先の総元小学校入り口より東総元駅に通じる大戸立脇線につきましては、東総元停車場線の道路改良が困難なことから、代替として新たに計画するものでございます。

いずれも町道認定基準を満たしておりますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

路線名、中堀線。起点、平沢字面白732番4地先、終点、平沢字細尾976番地先、延長1,063.2メートル、幅員4.0メートルから5.2メートル。

路線名、猿下線。起点、紙敷字梅ノ木1432番1地先、終点、紙敷字野中1281番1地先。延長582.0メートル、幅員3.0メートルから6.6メートル。

路線名、弥喜用北ノ前廣畑線。起点、弥喜用字北ノ前85番1地先、終点、弥喜用字廣畑154番1地先、延長97.3メートル、幅員4.8メートルから8.2メートル。

路線名、大戸立脇線。起点、大戸字立脇377番1地先、終点、大戸字立脇366番地先。延長87.0メートル、幅員3.0メートル。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これ簡単な概略の位置図みたいなものはあるんですか。今、言葉で言ったけれども、実際ここからここまでという概略、簡単な位置図的なもの、図面。

それと、まとめて。ここで、工事終わってかなり時間がたっている気がするんですけども、今まで結構、町道認定していなかった、工事、結構たちますよね。終わっていたと思うんだけど、なぜ今ごろになって町道なのかということ。

これ、路線名で、番号とかはなかったのかどうか。路線番号みたいなもの。

お願いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まず、地図でございますけれども、手持ちはございませんけれど

も、もし必要であれば、写しに路線名を入れることは可能です。

それと、時期が遅くなったという。これ工事が終わっていて何年かたっちはいるんですけども、もっと早く認定すればよかったんですけども、今の時期になってしまったことは、大変おわび申し上げたいと思います。工事が終わっている部分についてはです。これから新たに計画しているものもございすけれども、終わっている部分には若干、工事は既に終わっておりましてので、認定だけがおくれてしまいました。大変申しわけございませんでした。

あと番号でございすけれども、これ新たに認定しますので、これからつけていくような形になると思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 言葉で聞くと場所は大体わかるのですが、もし、次からあるときは、何か簡単な概略でもつけてもらったほうがわかりがいのかな。

それと工事が終わって時間が大分たってしまったということですけども、通行はしていたと思うんです。ということは、町道に認定してから供用開始になる、要は走らせるには供用開始しないといけないですよね。それには、町道に認定しないと供用開始ができないのではないか。実際に走っているということは、町として公道と認定しているということは、ただ認定しました、走らせるには、多分、供用の開始がないといけないと思うんです。その辺はどうなんですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 一旦、改良するときに町道からはずしましたので、建設課としてはタッチしなくて、農道という形で通行はしていました。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、供用開始はいつからなされたんですか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 町道として供用を開始するのは認定後になりますので、この後になるかと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第5、議案第2号 大多喜町といすみ市との間における学校給食事務委託の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 大多喜町といすみ市との間における学校給食事務委託の廃止について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

いすみ市の学校給食事務につきましては、昭和42年4月1日から旧夷隅町より事務委託を受け、現在は、いすみ市の小・中学校4校に約470食の給食を提供しております。今年度、いすみ市学校給食センターの完成により、平成27年4月からいすみ市全小・中学校の給食を新センターで賄うことから、平成26年9月1日付でいすみ市より学校給食の事務委託の廃止に向けた協議をしたい旨の通知がありました。

地方自治法第252条の14第2項では、委託した事務を変更し、または、その事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、協議してこれを行わなければならないと規定しています。

また、同条第3項の規定において準用する、同法第252条の2の2第3項の規定により、

この協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、いすみ市と協議するに当たり、議会の議決を求めるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町といすみ市との間における学校給食事務委託の廃止について。

平成27年3月31日をもって、いすみ市から委託された学校給食事務を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により次のとおり、いすみ市と協議するに当たり、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

大多喜町といすみ市との間における学校給食事務委託の廃止に関する協議書。

大多喜町といすみ市との間における学校給食事務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、平成27年3月31日をもってこれを廃止するものとする。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第3号 大多喜町学校給食センターの設置管理及び職

員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 議案書11ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案第3号 大多喜町学校給食センターの設置管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、学校給食センター運営委員会が設置されていますが、来年度、大多喜町単独での給食センターの運営となるため、運営委員会の委員の定数を改正する必要があります。

委員の定数については、大多喜町学校給食センターの設置管理及び職員に関する条例により定められているため、条例の一部を改正するものです。

第1条中「第5条の2」を「第6条」に改めるは、学校給食法が改正された際に同法第5条の2の条項が第6条にずれております。町の条例を直していないため、今回あわせて改正したいと思います。

第2条中「215番地の2」を「215番地2」に改めるは、学校給食センターの番地215番地の2を土地登記簿の表示に合わせ、215番地2に改めるものです。

第6条第1項中、「10名」を「5名以内」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とするは、学校給食センター運営委員会委員に関する改正です。運営委員会委員は、現在、大多喜町5名、いすみ市5名、計10名を置いています。平成27年度には大多喜町単独となるため、現行10名を5名以内に改正するものです。

同条第4項は、特定の地位、また職により任命された委員の任期は、当該地位または職務の期間とするとあり、これは議会議員の任期についての定めであり、それ以外の委員の任期は同条第3項で委員の任期は2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とすると規定されています。

委員の中で任期がまちまちとなっているため、全ての委員の任期を2年で統一したいため、同条第4項の規定を削除するものです。

同条第5項は、第4項の条文が削除されるため、第4項に繰り上がるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第6条」に改める。

第2条中「215番地の2」を「215番地2」に改める。

第6条第1項中「10名」を「5名以内」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附則。この条例は、交付の日から施行する。ただし第6条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 25番地の2を25番地2に直す、こういった記載はほかの条例とか、要綱も入るのかな。にあるような気がするんですけども、今後は随時、このように改めていくということでもいいのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 例規一般ということで、総務課のほうからお答えしますが、こういう表示があれば、今、給食センターの条例の改正があったような表示に改正していきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第7、議案第4号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました議案第4号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に提案理由のご説明を申し上げます。

議案つづり13ページをお開きいただきたいと存じます。

本案は、出産育児一時金について、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年11月19日に交付されたことにより、大多喜町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正内容について、ご説明を申し上げます。

大多喜町国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改めるものでございます。

現在、出産育児一時金につきましては、新生児1人39万円に産科医療保障制度に加入している医療機関等で出産した場合は、3万円を加算し、42万円を支給しております。加算額の3万円につきましては、産科医療保障制度掛金相当とされ、この産科医療保障制度の見直しが行われ、掛金が3万円から1万4,000円引き下げられ、1万6,000円とされることとなりました。

出産育児一時金は、出産費用の動向等を勘案し、加算額と合わせ42万円を維持することとされておりますので、39万円を1万4,000円引き上げ40万4,000円に、加算額は、3万円を1万4,000円引き下げ1万6,000円と、支給額の内訳の改正を行うものでございます。

なお、加算額3万円を1万6,000円とする改正につきましては、大多喜町国民健康保険条例施行規則の一部改正規定となります。

附則につきましては、施行期日、経過措置の規定でございます。

施行期日は平成27年1月1日から施行し、経過措置として施行期日前に出産した出産育児

一時金の額につきましては、従前の例によるものでございます。

以上で提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第8、議案第5号 大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 議案第5号です。15ページをお開き願いたいと思います。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由をご説明する前に、議案文の修正をお願い申し上げます。修正箇所につきましては、一番下になるのですが、附則、「この条例は、平成27年4月1日から」で終わっていますので、その後に「施行する」を追記願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号の大多喜町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

子ども医療費の助成拡充については、9月会議にて議決をいただいたところですが、このほど町長と協議したところ、子育て世帯の負担軽減を支援する上で、重要な施策と判断したことから、平成27年4月1日から中学生の通院医療費を無料にするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町子ども医療費の助成に関する条例（平成23年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号まで1号ずつ繰り上げる。

第5号中「（小学校修了後中学校修了前の子どもにあっては、入院に係るものに限る。）」を削る。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上でございます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第9、議案第6号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第10

号)を議題とします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第6号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

17ページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,861万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,331万7,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきますので、24ページ、25ページのほうをお開きください。

2、歳入、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、3万7,000円の増額補正は、障害者の外出支援サービス利用者1名の増及び通院先の変更に係る増額で、次の目5給食費負担金39万6,000円の増額補正は、学校給食センターの管理運営事業の増額に伴う、いすみ市の負担分でございます。

次の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金413万3,000円の増額補正は、障害者の自立支援医療費のうち、生活保護受給者の給付見込額の増額に伴うものでございます。

次の項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金202万9,000円の増額補正は、障害者の地域生活支援事業の増額に伴うものと、子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金を県補助金から国庫補助金へ変更するものでございます。

目3土木費国庫補助金、1,042万5,000円の減額補正は、道路ストック総点検等の事業費の減少に伴う減額でございます。

次の款15、県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金233万1,000円の増額補正は、障害者の自立支援医療費のうち、生活保護受給者の給付見込額の増額と、東日本大震災により町営住宅に入居されている方の家賃相当分を県が負担するものでございます。

次の、項2県補助金、目2民生費県補助金145万2,000円の減額補正は、障害者の地域生活

支援事業の増額に伴うものと、子育て世帯臨時特例給付金事業事務費補助金を国庫補助金へ変更するものでございます。

次の目4農林水産業費県補助金、60万5,000円の増額補正は、イノシシの捕獲頭数の増加に伴うものと、飼料米耕作者に対する所得補償の実績に伴う増額でございます。

目5商工費県補助金84万9,000円の増額補正は、観光案内板の修繕に対する補助金でございます。

次の、款18繰入金、項1基金繰入金の目5福祉基金繰入金13万4,000円の増額補正は、外出支援サービス委託料に充当するものでございます。

次の目9小・中学校施設整備基金繰入金381万3,000円の増額補正は、大多喜小学校の外構整備工事等に充当するものでございます。

次の目11調査管理基金繰入金363万4,000円の減額は、庁舎屋上の防水工事の完了に伴い清算するものでございます。

次のページをお開きください。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、1,967万5,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

次の款20諸収入、項3雑入、目3雑入12万円の増額補正は、中央公民館で開催するヨガ教室の参加者の負担金でございます。

次のページをお開きください。

歳出予算についてご説明させていただきます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費156万円の減額補正は、議員人件費の減額でございます。

次の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費137万7,000円の増額補正は、企画財政関係職員11人分の時間外勤務手当の増額と印刷用消耗品や事務用椅子を購入するものでございます。

次の目5財産管理費363万3,000円の減額補正は、役場中庁舎、屋上防水改修工事の完了に伴う執行残の減額でございます。

次の目6企画費、802万7,000円の減額補正の主な内容は、いすみ鉄道の車両更新の見送り等に伴う町補助金の減額と上総中野駅から栗又間の臨時バスの運行として、日曜祝日の不足分10日分の委託料の増額でございます。

次の目8諸費の362万9,000円の減額補正の主な内容は、合併60周年記念式典関係で237万

円の減額。ユネスコ・アジア太平洋遺産賞受賞式典実行委員会補助金で165万円の減額でございます。

なお、増額としましては、平成25年度国庫支出金の清算として福祉事業で2件、養育医療給付事業で1件の、国庫支出金の還付がございます。

次のページをお開きください。

項2 徴税費、目2 賦課徴収費120万円の減額補正は、現在使用している申告支援システムのパソコン5台を本年度更新する計画でいましたが、来年度更新予定の情報系パソコンの更新にあわせるため、減額するものでございます。

次の項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費5万円の増額補正は、臨時職員に係る共済費の増額でございます。

次の款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費1,188万3,000円の増額補正の主な内容は、町社会福祉協議会補助金の増額、外出支援サービスの利用者1名の増及び通院先の変更に伴う増額。

地域生活支援事業は、日中一時支援事業、移動支援事業等の増に伴うもので、扶助費は障害者で生活保護を受給している方で、新たに心臓手術を受けた方1名と、人工透析を受けた方1名分に係る自立支援医療給付費の増額と国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

次の目5 介護保険事業費28万6,000円の増額補正は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次の項2 児童福祉費の目1 児童福祉総務費9万2,000円の増額補正は、子ども医療費の助成対象者の範囲を中学生の通院費まで拡大することに伴うシステム改修費等でございます。

次の目4 児童福祉施設費610万7,000円の増額補正は、臨時職員の共済費と育児休業職員の代替臨時職員2人分の賃金と、みつば保育園のエアコンの点検委託料及び児童クラブで支援が必要な入所者に対する臨時職員の賃金でございます。

次のページをお開きください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目2 予防費79万9,000円の増額補正の主な内容は、森宮トレーニングセンター廃止に伴う浄化槽の清掃手数料と、冷暖房設備の撤去委託料でございます。

次の項2 清掃費、目1 清掃総務費57万1,000円の増額補正は、臨時作業員1人分の共済費と賃金で、次の目2 塵芥処理費9万3,000円の増額補正はパンフレット、ごみの正しい出し方の印刷製本費でございます。

次の款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費159万6,000円の増額補正は、農業関係職員 6 人分の時間外勤務手当と臨時職員 1 人分の共済費と賃金でございます。

次の目 3 農業振興費30万4,000円の増額補正は、農業振興事業は、飼料米耕作者に対する所得補償の実績が 1 件増加したことに伴う増額で、都市農村交流事業は、下大多喜、峯之越地先の約 1 町歩の梅林を借り上げ、交流事業に活用しようとするもので、剪定手数料と借地料でございます。

次の目 5 農地費41万7,000円の増額補正は、平沢ダムの電気料でございます。

次の目 6 農業施設費60万3,000円の増額補正は、養老溪谷観光センターのトイレの電気料と水道使用料、集落センターの排煙オペレーターの修理、味の研修館の流し台の排水管の漏水修理、農村コミュニティセンターの電気料でございます。

次のページをお開きください。

項 2 林業費、目 1 林業総務費の153万2,000円の増額補正は、職員 1 人分の時間外勤務手当、公用車の車検時の修繕料、イノシシの捕獲報償金200頭分の増額でございます。

次の款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費20万円の増額補正は、商工関係職員 3 人分の時間外勤務手当で、次の目 3 観光費694万8,000円の増額補正は、たけゆらの里、栗又町営駐車場の観光案内板の修繕工事と、桜台地先のシンボル灯を撤去する工事費、それと公衆無線 LAN 環境整備モデル事業として、スマートフォンを利用した AR サービスによる観光情報マップの作成を行うもので、AR 対応の英語表記マップ、AR サービス使用料及び伝送回線の費用でございます。

なお、備品購入費は現在使用している公用車 1 台が老朽化しておりますので、更新をするものでございます。

次の款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費284万6,000円の増額補正は、道路パトロールカーのスタッドレスタイヤの購入と、ほか 1 台のチェーンの購入代、それと町道の 5 路線の道路台帳更新業務でございます。

次の目 3 国土調査費419万1,000円の増額補正は、地籍調査検査認証補助業務等の委託料でございます。

次の項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費1,718万1,000円の減額補正は、道路ストック調査業務とトンネル点検調査業務の入札執行による減額が主なもので、増額としましては、臨時職員の共済費の増額、公用車の燃料費と労働安全衛生法に基づく建設機械の特定自主検査の費用。次の37ページのほうに続きますが、横山地先大久保川の河川災害復旧用に係る車両借り

上げ料と工事材料、道路補修記録用のカメラの購入でございます。

次の目2 道路新設改良費197万7,000円の増額補正は、新坂泉水線の地形測量業務と増田小土呂線の盛り土材料確認試験の委託料でございます。

次の目3 橋梁維持費200万円の増額補正は、塩湊橋補修工事の増額を計上しました。

塩湊橋補修工事は、来年度も継続して工事を実施する予定でいます。大戸跨線橋の詳細点検、補修設計業務については、来年度以降実施するため、減額したものでございます。

次の項4 住宅費、目1 住宅管理費8万7,000円の増額補正は、大多喜団地の駐車場区画線設置工事で、次の目2 宅地造成費75万円の増額補正は大戸分譲地内に埋設管がありましたので、その埋設管内にエアモルタルを充填する工事でございます。

次の款8 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費123万1,000円の増額補正は、防災備蓄食糧の購入とJアラート受信機の修繕料でございます。

次の款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費の61万5,000円の増額補正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規整備支援業務と公用車の燃料費でございます。

次の項2 小学校費の、目1 学校管理費80万円の増額補正は、大多喜小学校の漏水調査手数料と校舎廊下のアルミサッシの改修工事でございます。

次のページをお開きください。

目2 教育振興費16万9,000円の増額補正は、要保護、準要保護児童の該当児童が4名増加したことに伴う学用品等補助金の増額でございます。

次の目3 学校建設費381万3,000円の増額補正は、大多喜小学校校舎増築に伴う外構整備工事で収納戸棚を購入するものでございます。

次の項3 中学校費、目1 学校管理費94万7,000円の増額補正の主な内容は、電気料と西中学校の植木手入れ手数料、大多喜中学校の立木伐採手数料等でございます。

目2 教育振興費33万6,000円の増額補正は、西中学校は体育授業用のフットサルゴールの購入と、大多喜中学校はいすみ郡市女子駅伝大会で優勝し、柏市で開催された県大会出場時の補助でございます。

次の項4 社会教育費、目2 公民館費112万9,000円の増額補正は、臨時職員の賃金、ヨガ教室の講師謝礼、電気料、施設の非常照明の改修、浄化槽の亀裂の修繕及び亀裂修繕時の汚泥収集手数料でございます。

次の目3 図書館費4万1,000円の増額補正は、ガス使用料の不足分でございます。

次の項5 保健体育費、目1 保健体育総務費の13万6,000円の増額補正は、職員の時間外勤務手当でございます。

次のページをお開きください。

目2 学校給食費101万6,000円の増額補正の主な内容は、排水処理施設ろ過器コンプレッサーの修繕などの施設修繕料、調理場の換気ダクトの改修工事でございます。

目3 体育施設費68万円の増額補正は、台風で飛散した野球場バックスクリーンの修繕と野球場の放送設備などの修繕でございます。

次の款11公債費、項1 公債費、目1 元金73万9,000円の増額補正は、平成15年度に借り入れた臨時財政対策債及び減税補填債につきましては、利率を10年後に見直す変動利率の元利均等償還で、この利率が1.3パーセントから0.4パーセントに変動したことに伴う元金の増額でございます。

次の目2 利子252万円の減額補正は、元金と同じ理由によるものと、平成25年度借入額等が確定したことに伴う減額でございます。

次の42ページから51ページまでの給与費明細書は、人件費の増額に伴う特別職及び一般職に係る給与明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 29ページ、鉄道輸送対策事業補助金が当初予算1,340万4,000円に対して、かなり多額の833万5,000円の減額になっています。このことについて説明してください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 鉄道輸送対策事業補助金につきましては、いすみ鉄道の下部にかかる国庫補助金の対象となる事業でございます。対象となるのは車両の購入、枕木の交換、踏切遮断機の更新、通信ケーブルの更新、車両の定期検査などが該当しております。車両購入を見送ったこと及びほかの事業の増減に伴い833万5,000円と事業費が大きく減額したものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 31ページ、社会福祉関係団体助成費の中で、町社会福祉協議会補助金が258万9,000円増額になっております。この理由について説明してください。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 社会福祉協議会の補助金なのですが、社会福祉協議会から予算要求につきまして、当初予算の協議に社会福祉協議会からの要望が間に合わず、本来、当初予算に計上すべきところ、補正予算で対応することになりました。

社会福祉協議会の全ての事業にわたり、ヒアリングをさせていただきましたが、歳入が少ない中、財政調整基金が著しく減少しており、財政状況が非常に悪い状況でございます。今年度、社会福祉協議会が事務事業を遂行する上で、必要な額を見込み、補助金として計上させていただいたものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 33ページ、環境センター運営事業があります。今回、印刷製本費として9万3,000円計上されました。正しいごみの出し方のパンフレットをつくるということですけれども、9月議会で渡邊議員と私で補い合って、古着の回収をということで、私自身は環境センターの職員さんがやることに決まりましたと伺いました。その古着の資源化についての周知はどのようにしてやるのでしょうか。今までの正しいごみの出し方の中にぽこっと入れられたのでは、ちょっとわかりづらいかなと思うんです。ご説明ください。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） この印刷製本費につきましては、ごみの正しい出し方改訂版のパンフレットの印刷は、おっしゃるとおりでございます。

この周知の方法なんですけれども、確かに、この改訂版によりまして印刷をして各戸に2月の広報便とあわせて配りたいというふうに考えております。

それで、そこだけで出されてもわからないのではないかということなんです。当然、防災無線も使わせていただきまして、この古着・衣類関係については、段ボール、雑誌、新聞紙、そういったものと一緒に回収しようというふうな計画でおります。そういうことで、当然、防災無線の中では段ボール関係、また今回の古着関係含めた形で放送を流しまして、周知を図っていきたいというふうに考えております。

段ボールとか新聞紙関係は、今までですと大体月1回から2回のペースで行っているの

で、そのような形になろうかと思います。なお、回収するときにカレンダーで決まっていますので、雨が降っていた場合、そういうときは、できればビニールでくるんでいただくとか、衣類関係ですね、そういったお願いもこれからしようかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 33ページの健康増進事業、森宮トレーニングセンターの冷暖房設備撤去委託料ということでございますが、ここにはいろいろな運動器具が入っておりまして、いろいろな方がご活用されていたと思うんですけれども、冷暖房撤去されるということは、既にここを使わないという状況になるかと思うんですが、そういった器具はどこへ移動されて、今後どのような活用をお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問なんですが、健康器具のほうは、今現在、来年度使えなくなるということから、保管場所を今検討しているところでございます。

それと今後、今までやっていた運動教室につきましては、次年度、違う方法で実施を今検討しているところでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その器具の保管場所ということは、使わないでしまっておくという形をお考えなのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 器具の関係なんですが、使わないで保管するかということなんですが、もし貸し出して事故とかがあった場合の問題がありますので、今、慎重に検討しているところでございます。

○議長（小高芳一君） ほかにありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の関連で、先ほど撤去する場所が決まっていなのに撤去するということですね。どこに撤去して持って行くか、場所が決まっていな。ということは、場所によっては委託料、そこまで運んでいくわけですから、遠いとか、1カ所で収納があれば、

これが二、三カ所、持って行く場所が決まってないのに、この委託料の算出というのはどのようなになっているんですか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） この委託料の関係なんですが、これエアコン6基の撤去分でありまして、この分については一応、業者のほうに撤去してもらうような形になっております。ただ、今質問ありました、ほかの健康器具のほうは、今持って行くところを検討しているということです。

○議長（小高芳一君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 31ページの、先ほどの野中議員の質問にありました町社会福祉協議会補助金なんですが、この内容につきまして、財政調整基金が思わしくないということでありますので、この分については、来年度の予算にも計上、上乗せというか、そういうような形でやっていくのかどうか伺います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 来年度の予算という関係ですけれども、来年度につきましては、これから予算協議を始めるところでございます。健全財政に移行するように協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 先ほどのところでもう一度、申しわけございません。冷暖房設備を撤去するということでございますが、この冷暖房は使えるものを撤去するということであるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） まだ使えます。ちょうど10年くらいですか、機械が。まだ使えるんですが、撤去した場合、やはり何カ月か置きますと、やはり故障の原因とか、そういうふうになるということですので、今回撤去という形でさせていただきました。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしました場合、例えばこの冷暖房を町の施設の別のところで活用させていただきたいというご意見があった場合には、使わせていただくことは可能なんではないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） その辺も検討しましたが、撤去して時間がかかるとやはり、もう10年たっておりますので、やはり故障の原因とかそういうものがありますので、なかなか大きいエアコンですので、その修理とかそういうものが発生しますので、そういうことを考えますと、やはり撤去ということで考えました。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今まで仮定の状況なんですけど、ちょっとそういうお話の、希望があるところがあるんですけども、そういった場合にはご相談に乗っていただくことは可能なんでしょうか。今ちょっと具体的にここで場所ということは申し上げられないんですけども。町の公共施設ではあります。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そういうことであれば一応、協議はしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の関連で、この健康教室、新しいところでやる場所が決まっていないうことだったんですけども、それは来年度、どこかでもやるということで決定しているんですか。ここに通っている人たちからもどうなるんだということで、不安な声が多数上がっているんですけども、明確な答えを。やるのか、やらないのか。

○議長（小高芳一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今までの健康教室をやるのかやらないのかというご質問ですが、今現在の実施しております健康教室については、来年度は考えておりません。それにかわる何か事業ということで今検討して、今後、予算協議の場でもその辺を協議していきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） ほかに。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 梅の剪定がどうのこうのとあったんですけども、たまたまきのう副町長と現場を見に行っただけですけども、大変な状態になっているみたいなんです。それで、梅の花というのは大体2月、3月、それに間に合わないという意味がないわけでしょう。どうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 梅林については、約1ヘクタールの面積があるんですけども、その面積の梅林を借りて、もしこの予算が通れば剪定、草刈り等を行って、さくら祭り、

あるいははれんげ祭りの前に宣伝を兼ねながら花を見ていただくということで、具体的にはこれから地元と協議をして進めていきたいと考えております。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 大変ですよ、あれ。現場を見ると。そんな甘いものではないと思ったんですけれども。そういう企画はいいんですけれども。副町長見て、そうですね、大変だったですね。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） きのう消防団の査察のときに、時間を見て野村議員さんと見て回ったんですが、確かに田んぼと川の周りにはかなり密に植えられておりましたけれども、これから剪定するということになると、来年の花はちょっと無理だと思うんですが、やり方によっては、かなり広いものですから、梅林としての活用はある程度できるのではないかというふうに考えます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 37ページで一番上のほうで説明マークで備品購入費ということで、何かカメラを買うということだったんですけれども、これはどんなカメラかわかりませんが、聞くとところによると、デジカメですか、役場の業務上で使うデジカメを、なくて個人のカメラを使っているとか、そういったことを伺ったことがあるんですけれども、これ、カメラについては、どのような形で各課に配付しているのか。中には個人でカメラを使用しているということも聞くんですけれども、それはそれでいいのか。業務であれば、当然、役場のを使うべきだと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） カメラについては、各課でかなりの台数があるというふうに考えております。現実的に各課で持っているんですけれども、いろいろな行事の中で、どうしてもやむを得ず個人的なカメラを持ってくる。いろいろなところで、本来は、各課同士で貸与するのが一番好ましいのではないかというふうには考えております。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 35ページで、観光振興事業費、備品購入、車を買うということの説明がありました。大多喜町、結構な車を持っていると思うんですけれども、車というのは中・

長期的に、今年度はこれを買おう、来年度はこれを買おうという長期計画に基づいて購入しているものだと思います。

ですから、補正で出てくるということは、普通は考えられない、よっぽど途中でぐあい悪くなって動かなくなってしまったとか、計画的にやっていたら補正で出てくることはなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 車の購入については、ライトエースというワゴン車で平成12年3月に購入し、主に観光で使用していて、おたっきーの運搬にも使っている車です。

平成12年3月に購入して、15年経過し、17万キロ走行しているんですけども、走行中に何度かとまったりしているのも、本来もう少し、来年の3月まで予定だったんですけども、おたっきーを運んで遠出したりするので、今回17万キロ走っているということで買いかえるものです。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） わかりました。先ほど言いましたように、車の購入については、具体的な計画、5年とか10年の計画があって、ことしこれを買う、来年買うという計画があると思いますが、これ、すぐでなくてもいいので、その計画がありましたら示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 公用車の購入につきましては、一応、基準を設けまして、これは前にもご説明させていただいたと思いますけれども、普通車は15万キロ、軽自動車は10万キロ、初年度登録から10年以上で、車両の状態により更新するということで、ある程度、計画はできております。

ただ、古くても非常に程度のいい車というのはあるわけなんです。ですから、できる限り、予算協議の段階、あるいは、そういうときに計画はしているんですけども、乗れるものはまだ乗るというような形で、なるべく車両を長期間使用するんだということで今対応しているところでございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、まだ一応、基準はあるけれども、具体的な計画はない。やはり、それが変更する、しないはともかく、具体的な計画はつくっておかないと、じゃ、これは今年度買いかえの予定になっているけれども、どうなんだということで示していかないとまず

いのではなかろうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） すみません、先ほど回答が足らなかったと思います。

一応、計画はつくってあります。ただ、その中で、予算協議の中とか、いろいろなときにまだ使用できるものは、できるだけ次のときに送っているというような状況でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 橋梁維持事業で、塩渕橋の関係が出てきました。どのくらい前か忘れたのですが、橋を長持ちさせようということで、いつとき、調査があったと思うんです。本町では橋の長寿命化の計画ができていいのか。塩渕橋も今回のこの計画に基づいた中での修理なのか。もし計画に基づいていたとすれば、当初予算でやっぱりやるべき事業ではないのかということを伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 塩渕橋の関係ですけれども、まず長寿命化の計画ですけれども、これにつきましては、平成23年度に策定してございます。そしてその中で、一番老朽化が激しいということで、塩渕橋が1番目に上がっております。そして、塩渕橋も補修しております、確かに当初予算にも一応組んでございます。組んでございますけれども、先ほどの説明の中でありましたように、ほかの事業で減額したものがありましたので、その分を塩渕橋の補修工事に今回充当させていただいております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 橋の維持について。やっぱり優先順位というか、ついているわけですね。そのことについては、私たちにも知らされていないんですけれども、やっぱり町の計画の中で、そういうものについては議員にも知らせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それは一向に差し支えございませんので、何か折を見て皆様に、主要なところだけ配付させていただければと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 35ページの観光施設管理事業、観光案内板修繕工事と撤去移転工事、桜台の場所にある案内看板が老朽化しているので撤去したいということです。

そのほかの、町内、老朽化した、ちょっと危ないのではなかろうかという案内板あると思うんですけども、その辺の計画はどのようなになっていますか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この観光施設管理事業の案内板修繕工事は、たけゆらの里と栗又の駐車場の看板の修繕で、県単事業で3分の2の補助になります。

それから、その他の看板については、その都度、去年も行いましたけれども、修繕はしているつもりでいます。それから撤去、移転工事については、外廻橋の手前の招福寺の檀家総代より、本堂の新築に伴い旧本堂を取り壊す際、町で設置したシンボル塔があるため取り壊し工事に、旧本堂取り壊し工事をするために、余分な経費がかかるので、差額を町で負担していただくか、シンボル塔を撤去してもらいたいという相談があり、検討しましたが、町では宗教団体に公費を使用することができないということで、撤去もしくは移転することで検討しました。結果、移転するには相当の費用がかかることから、撤去することで予算を計上いたしました。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間、休憩をいたします。

(午後 2時17分)

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時29分)

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第10、議案第7号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします、

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第7号 平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

53ページをお開きください。

平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,483万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36万5,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきますので、56ページ、57ページのほうをお開きください。

2、歳入。款2繰入金、項1繰入金、目1繰入金4,483万3,000円の減額補正は、大多喜町鉄道経営対策事業基金からの繰入金を減額するものでございます。

3、歳出。款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目2助成費4,483万3,000円の減額補正につきましては、いすみ鉄道車両更新に当たり、国からの補助額が当初予定していました補助額を下回った額で内示がございました。この内示額で車両更新をした場合、いすみ鉄道対策協議会において、当初計画しておりました負担金の限度額を上回ってしまうことから、今年度の購入を見送りましたので、いすみ鉄道車両更新等交付金を減額させていただくものでございます。

以上で平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）の提案説明

とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（小高芳一君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君）　異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君）　挙手全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君）　日程第11、議案第8号　平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君）　ただいま議題となりました議案第8号　平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、本文に入ります前に提案理由のご説明をいたします。

今回の補正予算でございますが、まず、歳入におきましては、特定健康診査等事業費繰入金及び前年度繰越金の増額補正でございます。

歳出につきましては、医療費の増加に伴う保険給付費及び人間ドック経費補助金並びに特定保健指導委託料等の増額補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

59ページをお開きいただきたいと存じます。

平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,003万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,144万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

64、65ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明を申し上げます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の補正額8万6,000円の増額補正でございますが、特定健康診査のうち、任意検査の受診者実績の増によるものでございます。

10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正額994万4,000円でございますが、前年度繰越金の増額でございます。

引き続きまして、歳出でございますが、66、67ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、2項運営協議会費、1目運営協議会費1万8,000円の増額補正でございますが、国民健康保険運営協議会の開催回数の増に伴う国民健康保険運営協議会委員報酬の増額でございます。

2項保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費70万円の増額補正でございますが、療養費実績の増によるものでございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費850万円の増額補正でございますが、高額療養費の実績の増によるものでございます。

8款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費57万円の増額補正でございますが、人間ドック受診者の増加によるものでございます。

8款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、24万2,000円の増額補正でございますが、特定保健指導参加者の増加によるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小高芳一君) 日程第12、議案第9号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(永嶋耕一君) 大多喜町介護保険特別会計補正予算について、説明いたします。

71ページをお開きください。

議案第9号 平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正内容でございますが、歳入では介護サービス利用者の増に伴う国・県支払基金の介護給付費の法定負担金の増額、地域支援事業交付金の法定負担金及び前年度清算に伴う追加交付による増額でございます。

また、歳出におきましては、主なものといたしまして、居宅介護住宅改修費等のサービス利用者の増に伴う保険給付費の増額、臨時職員増員に伴う地域支援事業費の増額、国への前年度清算に伴います返還金及び保険料の過年度還付金の増額でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,591万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により説明いたしますので、76ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明いたします。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、補正額22万円の増額、項2 国庫補助金、目1 調整交付金、補正額8万9,000円の増額。これはそれぞれ保険給付費の増に伴う国の法定負担金の増でございます。

目3 地域支援事業交付金。包括的支援事業、任意事業、補正額27万4,000円の増額。これにつきましては、地域支援事業費の増に伴う国の法定負担金の増及び平成25年度精査に伴う追加交付でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、補正額31万9,000円の増額。保険給付費の増に伴う法定負担金の増額でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金、補正額13万8,000円の増額、これにつきましては、保険給付費の増に伴う県の法定負担金の増でございます。

項2 県支出金、目2 地域支援事業交付金、包括的支援事業、任意事業、補正額13万7,000円の増額。地域支援事業費の増に伴う県の法定負担金の増並びに平成25年度精査に伴う追加交付でございます。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 介護給付費繰入金、補正額13万8,000円、節3 地域支援事業繰入金、補正額3万9,000円の増額。これにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費の増に伴う町法定負担金の増でございます。

節5 事務費繰入金、補正額10万9,000円の増額でございます。

款8、項1、目1 繰越金、補正額463万8,000円の増額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、78ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、補正額2万5,000円、これにつきましては、介護保険証カバー及びコピー借り上げ料の不足による増額でございます。

項4、目1 運営協議会費、補正額8万4,000円、これにつきましては、運営協議会開催回

数の増に伴う委員報酬の増額でございます。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 5 居宅介護住宅改修費、補正額103万円。
住宅改修費利用者の増による増額でございます。

項 6 特定入所者介護サービス等費、目 2 特定入所者介護予防サービス費、補正額 7 万円。
特定入所者介護予防サービス利用者の増による増額でございます。

款 4 地域支援事業費、項 2 包括的支援事業、任意事業費、目 2 包括的支援事業、補正額19
万8,000円、これにつきましては、臨時職員、看護師の賃金でございます。

款 5 諸支出金、項 1、目 1 償還金及び還付金、補正額469万4,000円、これにつきましては、
国庫支出金、平成25年度清算に伴う返還金と過年度分の保険料の還付金でございます。

以上で、平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせてい
たきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第 9 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第13、議案第10号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算
（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道事業会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

83ページをお開きください。

今回の補正予算の提案理由といたしましては、収益的支出の水道事業費用では面白浄水場汚泥しゅんせつ委託料、これは、沈殿池の汚泥をさらい、処理するものでございます。の増、水道管補修用材料の出庫の増、車両修繕費等の増、また、資本的支出では職員の時間外手当の増、棚卸資産購入限度額では水道管補修用材料の購入の増等、水道事業会計の増額の補正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第10号 平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則第1条、平成26年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額183万3,000円増。計4億8,967万円。

第1項営業費用、補正予定額183万3,000円増。計4億4,710万9,000円。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧き中「1億4,225万9,000円」を「1億4,245万9,000円」に、「1億4,220万6,000円」を「1億4,240万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、補正予定額20万円増、計2億1,682万9,000円。

第1項建設改良費、補正予定額20万円増、計1億2,461万9,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第4条、予算第7条中「6,182万7,000円」を「6,202万7,000円」に改める。

棚卸資産購入限度額。第5条、予算第9条中「328万9,000円」を「378万9,000円」に改める。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきます。

86、87ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、補正予定額183万3,000円

増、計4億4,710万9,000円。

目1 原水及び浄水費、補正予定額123万3,000円増、計2億1,976万8,000円。これは浄水場施設内のチャート紙、チャート紙用ペン、水質検査用セル等の消耗品の購入。面白浄水場沈殿池の汚泥73立米のしゅんせつ委託料の実績による増でございます。

目2 配水及び給水費、補正予定額50万円増、計3,016万5,000円、これは水道管補修材料で、管類、ジョイント、補修用バンド等の執行による増でございます。

目3 総係費、補正予定額10万円増、計4,737万3,000円。これは水道事業で管理している車両のエンジン系統、オイル交換、パンク等の修繕費の増でございます。

90、91ページをお開きください。

次に、資本金収入及び支出ですが、款1 資本金支出、項1 建設改良費、補正予定額20万円増、計1億2,469万1,000円。

目3 配水施設費、補正予定額20万円増、計4,709万1,000円。これは工事設計、漏水修理現場、浄水施設管理等に伴います職員の時間外手当の増でございます。

85ページ及び89ページの補正予算実施計画書、それから92ページから99ページまでの給与費明細書は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程について

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま、町長から平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）の議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

よって、提出された議案を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第2、議案第11号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第11号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）の説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、ふるさと納税に係るもので、12月1日からインターネットを利用したふるさと納税ポータルサイトによる申し込みを実施したところ、本日の朝、8時現在で227件、328万円と、予想をはるかに上回るふるさと納税寄附金の申し込みがあり、謝礼品の発送にかかる歳出予算に不足が生じたので、急遽、補正予算を計上させていただきました。

それでは、本文の説明をさせていただきます。1 ページをごらんください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,027万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,358万8,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものでございます。

それでは、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきますので、4 ページ、5 ページのほうをお開きください。

2、歳入。款17寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金600万円の増額補正は、ふるさと納税額の増額を見込み、計上させていただきました。

次の款18繰入金、項1 基金繰入金、目6 ふるさと基金繰入金407万5,000円の増額補正は、ふるさと基金から繰り入れ、ふるさと納税事業の報償費等に充当させていただくものでございます。

次の款19繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金19万6,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

3、歳出。款2 総務費、項1 総務管理費、目6 企画費1,027万1,000円の増額補正は、説明欄のふるさと基金積み立て事業として寄附金全額を一度、ふるさと基金へ積み立てるものです。

8節報償費は、ふるさと納税の謝礼品として、特産品代と、使用したふるさと感謝券の清算分でございます。

11節需用費は、感謝券を入れる箱代で、次の12節役務費は、感謝券の郵便料、寄附金受領証明書や郵便振替用紙の郵便料でございます。

14節代理収納システムは、ヤフー公金支払利用料の1 パーセントに消費税を加算したものでございます。

寄附金の流れについて、ご説明させていただきます。

大多喜町ふるさとづくり寄附条例により寄附金の額に相当する額は、基金に積み立てるものと定められておりますので、歳入の寄附金600万円は、一度、歳出のふるさとづくり基金に積み立てることになります。

次に、ふるさとづくり基金から歳入に繰り入れ、その繰り入れた額を歳出のふるさと納税

事業に充当することになりますので、わかりづらい予算となっておりますが、以上で平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第11号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 大変すばらしい結果が出ているようなんですけども、実は過日、住民と町議会の懇談会の席で、ふるさと納税の返礼品検討委員会がありますことや、返礼品の内容についてのお問い合わせのご質問がございました。

その席におきまして、私ども参加議員のほうで、詳細のほうを把握していないという状況がございまして、町民の皆様からそういう検討委員会があること、また、その返礼品の内容等について、事前に議会への説明がないということは、どういうことなんでしょうかという、このようなご質問、ご意見がされました。町のほうの見解をこの場をおかりしましてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ふるさと納税制度については、協力団体との打ち合わせ会議ということで、協力団体とは何回かにわたって協議は重ねております。

それと、議会全員協議会のほうにつきましては、9月9日の日に全員協議会でふるさとづくり寄附金についてはご説明させていただいたと考えておりますけれども、その検討委員会というのは、うちのほうとしては、関係団体との打ち合わせ会議は何回か実施しているということですけれども、特に改めてその産品を決めるとかというのは、改めて検討委員を設置しているというのはない状況でございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私どもも9月にご説明をいただいたことは認識をいたしております。そのときは、ふるさと納税品等につきまして検討中というこのようなお話ではなかったかと思えます。

このことにつきまして、その後のご連絡等、議会にはいただいているのではないかとということにつきまして、検討委員会を設置して検討していること、それから、決まったことに対して議会にご説明をいただいているということについて、町民の皆様のご意見としては、

議会の皆さんにまず報告があつてしかるべきことではないのかという、このようなご意見をいただきまして、私どもも返答に困ってしまったという、こういうような状況でございました。

この点につきまして、再度、町の見解を、議員に報告すべき、これは議案ではないという認識なのか、それともどういう感じでお思いになっているのかをご回答いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 私のほうとしては、全員協議会でもご説明をしておりますし、9月議会に予算を計上して、それで皆さんに可決をいただいたというような経緯でございますので、その後は淡々と事務を進めて、12月1日からこの制度を始めますということでのスタートをした予定であります。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） このように好調な滑り出しでやっているんですけども、この原因はどこにあるかということを認識しているのか。

それと、この返礼品がここに加わる、これ以外の方々、これ以外のものを仮に返礼品として地元産で仮に使ってもらいたいとかということがあったときには、どのような形で、どのようにすれば、返礼品のほうに乗るようなことになるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回のものにつきましては、先ほど議案の説明でお話させていただきました。インターネットを利用したふるさと納税ポータルサイトによる申し込みを実施した、これが一番大きな原因ではないかなというふうに考えております。

それと、ふるさと産品の謝礼品です。これにつきましては、今うちのほうでやっておりますのは、たけゆらの里、あといすみ鉄道、それと観光協会、そういうところをお願いをして、それぞれ品目を上げていただいております。ですから、そういうところでは取り扱っているものであればということで、うちのほうでは、それに対して提案されたものを謝礼品として上げているということでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） ですから、これ以外にも大多喜の皆さんが一生懸命地元でつくってい

るものがあるかと思うんですけれども、そういったものが、もし返礼品のほうに私も名を連ねたいんだというような方が、仮に希望者がいたときには、観光協会とか、たけゆらの里さんとか、いすみ鉄道さんのほうに申し出るということですか。申し出て仲間に入れてもらうということなんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今のところ、謝礼品については、そういうことで、いろいろと協議を進めてきているところでございます。

それと、今回の謝礼品の中で、感謝券というのがございます。感謝券につきましては、町内のいろいろなところで使用できるようにということで、町のほうに届け出をしていただきたいということで、皆さんにお願いしているところでございます。

○議長（小高芳一君） 5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 山田さんの関連質問なんですけれども、確かに説明がありました、議会のほうに。しかし、懇談会に行ったら、我々、町長に任されて選定委員会をやっているんだ、そんなようなことを言われたもので、説明は俺たちは聞いてないよと、そんなことで今、山田さんが疑問に思っただけで質問したと思います。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 流れとしましては、先ほど西郡課長の言ったとおりだと思います。

ただ、商品選定につきましては、言った方がどなたかはわかりませんが、多分その会議に参加していたんだと思います。この商品については、常にローリングしていきます。これでもってずっと決定するわけではなくて、これから毎月 1 回ずつ会議をやります。それで常にこの商品は変わっていきますので、あとインターネット上でごらんになっていただきたいと思います。このまま決定ではありませんので。

ということは、こういう、ふるさと納税といいましても、実際はビジネスでございまして、税金というのは名前だけであって、実際これは明らかに商売なんです。ですから、陳列商品を常にローリングしていかないと、恐らくすぐ落ちると思います。特にインターネットでごらんになった方はおわかりかと思いますが、全国のふるさと納税、全部、一覧に出ています。その中で大多喜町を選んでいただくわけなんですけれども、特に商品構成、実は大多喜は多いんです。ほかの市町村を見ますと二、三品なんです。ですから、そういったところも、確かにインターネット公売ということで、いいとは、それが効果だと今お話ししましたがけれども、それにあわせて、商品構成というのが非常に重要なポイントになります。ですから、

この商品は一年中変わります、くるくる変わりますので、それを一々報告するというのはなかなか大変なので、インターネットでぜひ見ていただければと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の町長のご答弁に関係するということではございませんけれども、住民の方からご意見としていただいたものということで、お伝えさせていただきたいと思います。

非常に住民の皆様もふるさと納税には関心がございまして、ぜひやっていただきたいという、こういう前向きなご意見の中でいただいたものでございますので、お伝えさせていただきたいと思います。ふるさと納税の返礼品に関するプロセスや、検討していますなどの段階で、町広報などに掲載をしてほしかった、一部の団体の人がこれを行っていること、また、この内容の選定のことを知らなかったのではないだろうか。地域のものを有効利用してほしいという思いがある中で、ぜひ町民のみんなが同じ認識のもとで、町のこういったふるさと返礼品にこういったものを使ってほしい、こういうものもあるというものを聞き入れていただけるような、また、そういったものを周知していただける方法をもっとアピールしてほしかったのではないのでしょうかというような、こういったご意見がありましたことをお伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これから今のようなことは、これからいろいろローリングの中で入れていくのですが、ただ、このふるさと納税、1つ、大きな問題点があるんです。何かといいますと、大変クレームが多いということなんです。ですからこれは、何でもかんでも幅を広げますと、近隣の地域で言いますと、睦沢町、これはお米なんです、非常にクレームが多いということで、クレームが多いということは、いずれこれは衰退するわけです。ですから、私どもは、品質の管理というのは徹底していくということでございます。これを怠りますと、この事業は最終的には先細りになります。ですから、相当慎重を要するということも事実でございます。

ただ、皆さんの、できるだけ大多喜の皆さんの商品を取り入れるように、これからローリングの中では入れますが、ただ、品質管理だけは私どもは徹底していきたい。それは、クレームが来るということは、大多喜町のふるさと納税品は不良だということになりますので、

これは先行き、今度はお客さんからネットで、結局、販売しますということは、不良品を出したということは、今度ネットで悪いウワサが出ます。ですから、これは諸刃の剣なので、ぜひその辺はご理解をいただきたいと思います。この辺を徹底しないとふるさと納税は失敗すると思いますので、ぜひその辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（小高芳一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、あす9日から会期末の平成27年1月29日まで休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） ご異議なしと認めます。

よって、あす9日から、会期末の平成27年1月29日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 本日は、これをもって散会とします。

（午後 3時13分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年 1月29日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣